

令和8年2月

令和7年度畜産動産担保融資活用支援事業

畜産ABL事例集

ABLの現状を分析しています

融資実態及び

モニタリングの実施状況

デフォルト時の対応事例

事例にみる畜産ABLの

生かし方を紹介しています

動産担保の動向と

これまでの事例調査から

畜産ABLの展望を考える

はしがき

畜産経営においては、畜舎等の施設整備や家畜の導入の際に土地などが既に担保に供されています。このため、増頭のための家畜導入などの資金について信用力が不足しやすい状況にあります。

一方、近年、金融分野においては、担保や保証人によらず、融資機関が在庫等の資産の管理状況等を通じて経営状況を把握し、これを基に融資を行う動産担保融資 (asset-based lending ABL) が推進されています。畜産分野においても、家畜等の資産の管理状況等を通じて経営状況等を把握することにより、ABLを活用した資金調達を円滑に進めることが重要です。

本調査結果取りまとめ版は、当会が畜産ABL推進のために設置している畜産動産担保融資活用支援中央検討委員会委員の意見に基づき、畜産ABLを取扱う上で課題と考えられている担保評価、モニタリングの実施方法やデフォルト時の対応 (家畜の処分方法) 等を中心に、融資機関、畜産ABL利用者等の協力を得て令和6年度・7年度を中心に、当該検討委員等による実態調査等を行い、その結果を取りまとめたものです。

本書は、実態調査等の結果を網羅的に取りまとめるとともに、最近の動産担保をめぐる動きと畜産ABLの活用に関する考察等で構成しています。

また、これらの調査内容のエッセンスを抽出しわかりやすくまとめた「畜産ABL事例集—普及版—」をこの調査結果取りまとめ版と併せて作成しました。畜産ABLの普及の際に活用していただくようお願いします。

これら「普及版」、「調査結果取りまとめ版」の内容等について、融資機関と畜産経営の間に位置する畜産関係機関が情報提供の役割を担い、畜産ABLを取り扱っている融資機関はもとより、取り扱っていない融資機関にも情報提供され、ご活用いただければ幸いです。

令和8年2月

公益社団法人中央畜産会

畜産動産担保融資活用支援中央検討委員会委員名簿（令和7年度）

（中央検討委員会委員）

令和7年12月17日現在

区分	氏名	所属等
学識経験者	両角 和夫	東北大学名誉教授
	深谷 耕司	元 農林漁業金融公庫 盛岡支店長
	山崎 政行	山崎農業経済研究所 所長（元 農林漁業金融公庫）
全国団体	杉山 隆之	一般社団法人全国農業協同組合中央会 農政部（部長）
	山崎 啓司	全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部 （次長）
	石川 巧	協同組合 日本飼料工業会 安全プロセス推進室長兼業務部次長
金融機関	古保 太志	農林中央金庫 食農法人営業本部 営業企画部（部長代理）
	森田 フォーシユレ 亘	株式会社 日本政策金融公庫 農林水産事業本部 営業推進部 連携推進第二グループリーダー
	多賀 俊郎	株式会社 商工組合中央金庫 コンプライアンス統括部法務室（室長）
	阿部 恭子	株式会社 みずほ銀行 ファイナンスソリューション部 ファイナンス第二チーム（部長代理）
	小川 裕一	株式会社 栃木銀行 法人営業部（調査役）
評価会社	孫 健蓄	トゥルーバフィナンシャルソリューションズ株式会社 アセットソリューション部（部長）
畜産団体等	市居 幸喜	一般社団法人 北海道酪農畜産協会 経営支援部（部長）
	水元 健二	公益社団法人 宮崎県畜産協会（総務課長）

（検討委員会オブザーバー）

氏名	所属等
野口 敬夫	東京農業大学 国際食料情報学部 食料環境経済学科（教授）
加藤 哲也	農林水産省 畜産局 企画課 課長補佐
齊藤 圭太	行政研修員
坂西 裕介	独立行政法人 農畜産業振興機構 畜産振興部 畜産生産課 課長
梅澤 聡史	課長補佐

（中央畜産会（事務局等））

氏名	所属等
根本 賢治	公益社団法人 中央畜産会 資金・経営対策部 部長
富永 二郎	参与
諏訪 浩志	主幹
山西 晃二	主査
井原 輝正	主査

目次

I 畜産動産担保融資活用支援事業について	1
1. 調査の背景及び目的	2
2. 本事業の実施方法	2
3. 各年度における主な実施事業の内容	3
(1) 令和5年度	3
(2) 令和6年度及び令和7年度	3
(3) 令和7年度	3
II 令和6年度及び令和7年度調査概要	5
表1 現地調査先一覧	6
表2 畜産ABL現地調査 金融機関取りまとめ表（抜粋）一覧	7
表3 債務不履行（デフォルト）実態調査 金融機関取りまとめ表（抜粋）一覧	9
1. 融資実態及びモニタリングの実施状況	10
事例Ⅰ A銀行	10
事例Ⅱ B信金	12
事例Ⅲ C信組	14
事例Ⅳ D農協	16
その他の金融機関の特徴的取組	18
2. デフォルト時の対応事例	20
事例Ⅴ G銀行	20
事例Ⅵ M農協	22
その他の金融機関の対応	24
3. 事例にみる畜産ABLの生かし方	26
(1) 事例における「担保評価」「モニタリング」「担保処分」の状況	26
(2) 銀行等金融機関の畜産ABLに関する取組と情報の収集・活用	27
(3) 農業協同組合における畜産ABLの拡大	28
(4) デフォルト事例にみるモニタリング、家畜担保処分の実際	29
(5) 金融機関と畜産経営を結ぶ畜産関係機関の役割	29
III 調査項目別回答の取りまとめ	31
1. 畜産ABL融資実態及びモニタリング実態に関する調査	32
2. デフォルト実態調査	44
IV 【考察】 動産担保をめぐる動きと畜産ABLの活用	53
1. 動産担保に係る法律の制定	54
2. 企業価値担保権の考え方と法律の制定	55
3. 「金融取引の難しさ」の克服	56
4. 畜産ABLをめぐる「無形」の確立	56
5. 畜産ABL活用に向けた結合型金融	58
資料編	59
参考① 調査票集計一覧	60
参考② 利用者アンケートの取りまとめ	85
参考③ 「畜産ABL融資」に関する調査内容等	88

I 畜産動産担保融資活用支援事業 について

1. 調査の背景及び目的

畜産経営は、飼料代や家畜導入資金等の運転資金から長期の設備資金まで、多額かつ一定間隔での資本投下が必要で、生産サイクルが長いこと等もあり、資本回収までの期間が長期にならざるを得ないという特徴を有している。

中央畜産会では、畜産動産担保融資 (asset-based lending。以下「畜産ABL」という。) の推進を図るため、これまで金融機関をはじめとする関係者の方々の協力を得て、「畜産ABLの円滑な導入・定着のためのマニュアル」や、畜産ABLに関するパンフレット等を作成・配布するとともに、その活用促進に努めてきたところである。

また、令和5年度の畜産ABLに関するアンケート (以下「アンケート」という。) では、合計 846 金融機関 (銀行等 278、農協系統 568) を対象に調査を実施し、回答のあった 538 金融機関 (回収率 63.6%) のうち、畜産ABLを取り扱っていると回答があったのは 69 金融機関であった。

このうち半数以上の金融機関が、畜産ABLの取扱いにあたり、①担保評価の方法、②モニタリングの実施方法、③デフォルト時の対応 (家畜の処分)、④これら全般的にノウハウが無い、といった課題があることがわかった。

このアンケートの結果を踏まえて、令和6年度及び令和7年度においては、①担保物件に関する評価方法の詳細、②バックアップスキームの構築割合が低い背景や構築する上での課題、③評価額と処分額、家畜の担保価値を維持するための方法などデフォルト時の実態等について、実際に畜産ABLや担保処分を行った金融機関へのヒアリング調査を行った。

「令和5年度～令和7年度畜産動産担保融資活用支援事業」 (以下「本事業」という。) では、既に畜産ABLを取扱っている金融機関が行う担保評価、モニタリング、担保処分に関して、また、デフォルト時における担保の処分事例などを提供するとともに、デフォルトに至らないモニタリング手法や金融機関と畜産経営の関係性などを整理して、事例集して取りまとめた。事例集は畜産ABLがより一層の推進が図られることを目的に幅広く紹介するための「普及版」と網羅的に調査結果を整理した「取りまとめ版」として提供することとしている。

2. 本事業の実施方法

本事業は、地域、経営規模又は畜種にかかわらず、必要に応じて畜産ABLを利用できる環境整備を進めるため、

- (1) 畜産ABLの普及に向けた課題解決のための検討
 - (2) 事例の収集・蓄積
 - (3) 関係者等への周知
- を行った。

3. 各年度における主な実施事業の内容

本事業の実施にあたっては、「令和2年度～令和4年度畜産動産担保融資活用支援事業」（以下「前事業」という。）に取りまとめた事例集を念頭に、現状把握のための実態調査等を中心に事業を実施し、事例の充実を図ることとし、令和4年度に実施した「畜産ABL融資事例集説明会」及び「意見交換会」での意見等を踏まえ、新たにモニタリングに関する現地調査、デフォルト時の対応に関する実態調査を実施し、内容についてもより充実を図ることとした。

具体的には、

(1) 令和5年度

①アンケート調査の実施

金融機関	調査表送付数	回答数
ア 銀行等	278	194
イ 農協系統	568	344
計	846	538
回収率		63.6%

②アンケート結果の集計・分析

アンケート結果について、集計・分析を行うとともに、アンケートに協力いただいた金融機関、畜産協会等関係機関に対し、調査結果（「畜産ABL融資」に関するアンケート調査結果報告書（2020年代の経営環境変化における畜産ABLの動向と課題））を情報共有した。

③畜産経営者が経営中止した場合等における家畜の処分事例等調査を実施

調査先：2農協（※デフォルト先行調査）

(2) 令和6年度及び令和7年度

畜産ABL融資実態及びモニタリング実態に関する調査、デフォルト時の対応に関するアンケート調査及び現地調査を実施した。

①畜産ABL融資実態及びモニタリング実態に関する調査

現地調査先：11金融機関（銀行4、信金2、信組1、農協4）

利用者アンケート先：4先

利用者現地調査先：2先

②デフォルト時の対応に関する実態調査

現地調査先：6金融機関（銀行2、農協4）

アンケート先：20金融機関（銀行3、信金1、農協15）

(3) 令和7年度

令和6年度及び令和7年度の実態調査の集計・分析を行い、事例集を作成した上で、説明会等を開催

Ⅱ 令和6年度及び令和7年度調査概要

表1 現地調査先一覧

1. 畜産 ABL 実態・モニタリング調査

(1) 金融機関

調査先名	調査時期	調査者
A銀行	令和6年11月29日	小委員会・事務局
B信金	令和7年6月10日、11日	小委員会・事務局
C信組	令和7年2月4日	小委員会・事務局
D農協	令和7年11月7日	地元畜産協会
E銀行	令和6年12月6日	小委員会・事務局
F銀行	令和6年11月18日	小委員会・事務局
G銀行	令和6年10月4日	地元畜産協会
H信金	令和7年7月2日	小委員会・事務局・地元畜産協会
I農協	令和7年1月20日	地元畜産協会
K農協	令和7年11月7日	地元畜産協会
M農協	令和7年1月17日	地元畜産協会

(2) 利用者等

調査先名	調査時期	調査者
食肉公社 W牧場	令和7年2月4日	小委員会・事務局

2. デフォルト調査

A銀行	令和7年7月22日	小委員会・事務局・地元畜産協会
D農協	令和7年11月7日	地元畜産協会
G銀行	令和6年10月4日	地元畜産協会
J農協	令和7年7月2日	小委員会・事務局・地元畜産協会
K農協	令和7年11月7日	地元畜産協会
M農協	令和6年12月25日	地元畜産協会

3. デフォルト先行調査

L農協	令和6年2月13日	小委員会・事務局
N農協	令和6年2月26日	小委員会・事務局

表2 畜産ABL現地調査 金融機関取りまとめ表(抜粋)一覧

(1) 畜産ABL現地調査 金融機関取りまとめ表 (抜粋) 一覧

金融機関	畜産ABLの開始時期	畜産に対する融資		畜産ABLの取扱いまでの準備	融資期間及び貸付実行までの期間	
		現状	スタンス		融資期間	借入申込から貸付実行まで
A銀行	平成21年	農業融資 172件 46億円 うち畜産融資 34件 29億円	他の業種への融資と変わらない	評価会社に相談	平均1年程度	極度額内であれば当日でも可
B信金	令和4年10月	畜産業に対する事業性評価のノウハウが少ない	出荷する牛の販売代金を返済財源とし、一括返済が基本	モニタリングの回数、周期の設定、債務者から保有するデータの提供依頼、畜舎の確認等	平均1年程度	2ヶ月程度
C信組	平成23年12月	畜産ABL融資12件 残高 54百万円	個別案件ごとに営農状況を見ながら対応	日本政策金融公庫が実施していた畜産ABLの方式を参考とした	1年若しくは2年	3日から1週間程度
D農協	平成24年頃	畜産融資 172件 46億円 うち畜産ABL融資 15件 45百万円	農家より借入相談があった場合、家畜を評価し融資	規程を作成し理事会で承認	平均3年から5年	1ヵ月程度
E銀行	平成18年7月	畜産融資 15億円、 ABL融資は約50件 うち畜産ABLは4件	枠を設定して当座貸越、キャッシュフローが出るまでは短期資金で支援	評価会社に依頼して規程作りから仕組みを作った	1年程度	2ヵ月程度
F銀行	平成19年	農業融資 約310億円	個別案件毎に是々非々のスタンス	-	1年以内	3ヵ月から6ヵ月
G銀行	平成17年頃	畜産ABL融資残高 383億円	畜産業の維持・発展のため、これまで同様の取組を維持	融資関連取扱要領、事務取扱要領の整備	平均1年程度	2ヵ月から3ヵ月程度
H信金	令和5年1月頃	畜産ABL融資 1件 23百万円	金利面、リスク面から運転資金が中心	モニタリングは、畜産ABLに限らず決まっている。評価方法は動産の6割掛けとしている	10年程度 (証書貸付)	1週間程度
I農協	平成24年頃	飼料高騰や販売価格の下落等により、運転資金及び条件変更の相談が増加	畜産部署と営業店、融資部が協議し、畜産農家の経営実態に応じた資金提案と経営指導	特になし	平均2年から5年程度	1ヵ月から2ヵ月程度
K農協	平成19年頃	畜産融資 443件 13億円	営農相談を行い、今後の見通しや投資規模、担保状況等を協議し融資	家畜改良係の家畜動態調査結果のデータを活用することとした	-	-
M農協	平成28年7月頃	農業融資 7億円 うち畜産融資 6億円	畜産業の維持・発展のため、これまで同様の取組を継続	モニタリング手法の確認、評価方法は「評価なし」と整理	平均2年程度	2ヵ月程度

(2) 畜産ABL現地調査 金融機関取りまとめ表(抜粋) 一覧

金融機関	畜産ABLの貸付条件等(他の資金と比較)		畜産ABLの物件担保	畜産ABLを一般担保としての取扱い		
	金利面	融資期間面		取扱った時期	取扱っている理由	取扱っていない理由
A銀行	若干高め	同水準・変わらない	動産	—	・財務上の効果が大きい ・保全措置としての信認が高まり、融資拡大につながる ・経営状況を把握できる	
B信金	同水準・変わらない	同水準・変わらない	肥育途上の家畜			手続(スキームの構築、関係機関との連携等)が煩雑である(モニタリングさえしていれば添え担保で十分)
C信組	低い	1年ないし2年(担保牛の出荷時期)	肉用牛			モニタリングさえしていれば添え担保で十分
D農協	低い	自家育成保留5年以内、購入育成3年以内	家畜			手続きが煩雑なため
E銀行	同水準・変わらない	同水準・変わらない	肉用牛・乳用牛	平成18年(当初)	正常先としており、貸倒引当金の積み増しが不要	
F銀行	同水準・変わらない	同水準・変わらない	肉用牛・乳用牛		—	—
G銀行	経営状況等で設定	同水準・変わらない	肉用牛・豚・馬	令和4年頃	保全措置をとることによって、限度額引上げや条件変更に対応できる	
H信金	同水準・変わらない	同水準・変わらない	豚(集合物)	—	保全措置としての信認が高まり、融資拡大につながる	
I農協	経営状況等で設定	経営状況等による	子牛・繁殖牛・肥育牛	平成24年頃(当初)	・保全措置としての信認が高まり、融資拡大につながる ・経営状況を把握できる	
K農協	同水準・変わらない	同水準・変わらない	—		—	—
M農協	同水準・変わらない	同水準・変わらない	肥育牛・豚(豚舎)			スキームの構築、関係機関との連携が煩雑であるため

表3 債務不履行(デフォルト)実態調査 金融機関取りまとめ表(抜粋)一覧

	関係機関と連携した バックアップスキーム		デフォルトに至った理由	取得していた担保	家畜の処分時の換価方法
	スキーム の有無	スキームの内容			
A銀行	有	担保牛管理、経営破綻等(バックアップ)を全国肉牛事業協同組合が実施	<ul style="list-style-type: none"> 家畜の疾病等の発生の影響 過剰設備投資 	不動産、動産	経営継承先へ生きたまま売却
D農協	有	畜産担当者等が業務の一端として市場等に運び売却する	<ul style="list-style-type: none"> 顧客(借入者)又は家族が病気(死亡)等になった 顧客(借入者)の放漫経営 	土地、共済	家畜市場販売
G銀行	有	<ul style="list-style-type: none"> 対象動産を処分するときは、取引先の販売先や仕入れ先等への売却 当行取引先への売却 同業者への事業売却(M&A) 等適切な方法を選択する	<ul style="list-style-type: none"> 家畜の疾病等の発生の影響 畜産環境の変化(飼料高騰等) 	不動産、肉用牛	経営継承先へ生きたまま売却
J農協	有	全部売却して経営中止するが、処分するまでは他の農家(管理料支払)、JAが飼養する	—	—	—
K農協	無	離農時の状況は様々である為に、その都度スキームを構築して対応する	<ul style="list-style-type: none"> 顧客(借入者)又は家族が病気(死亡)等になった 災害被害の影響(雪害、牛舎倒壊) 畜産環境の変化(飼料高騰等) 	土地、貯金、共済、牛	家畜市場販売
M農協	無	—	<ul style="list-style-type: none"> 家畜の疾病等の発生の影響 顧客(借入者)の放漫経営 畜産環境の変化(飼料高騰等) 	土地、居宅	家畜市場販売

1. 融資実態及びモニタリングの実施状況

事例Ⅰ A銀行における畜産ABLの取扱い

担保評価、モニタリングは外部委託と自行実施の2通り 対象となる畜産経営は大規模経営が中心

(1) 畜産ABLに対する金融機関の コメント

①畜産ABLの導入の経緯

平成21年（2009年）頃、法令の整備が進み、他の金融機関も実施しているなかで、不動産は既に担保提供している顧客に対する取組として始まった。

②畜産ABLの融資の状況

銀行として畜産ABLのみの統計はまとめていないが、畜産向け融資は34件、29億22

百万円に含まれている。素牛導入資金を極度貸付で行っていることが多い。

③畜産ABLのメリット

無担保融資の場合は決算内容の確認に基づく融資となるが、畜産ABLは頭数確認の資料や現地による実態把握というものがメリットとなっている。



④畜産ABLに対する要望

銀行は債権保全を重視するので、担保の処分に関する環境整備、スキームの例示や照会先に関する情報がほしい。

(2) 担保評価、モニタリング、担保処分に関する取組

①担保評価・モニタリングについて

担保評価・モニタリングは評価会社に委託する場合と自行で行う場合がある。評価は簿価ベースに時価を当てはめる手法とした。外部委託のモニタリングは、サンプルによる確認とし、決算書確認は年1回である。資金繰り、負債増減、販売成績は試算表により半年または四半期に1回、頭数確認は毎月資料徴求、外部委託先からは年1回確認を行う。

②外部委託の費用負担について

外部委託に要する費用は融資手数料として顧客から徴収している。結果的に、費用負けし

ない規模の大きい畜産経営が利用する傾向となっている。

③一般担保化の効果について

外部委託を伴う案件は一般担保として扱っており、貸倒引当金の計上に際して財務上の効果が大きい。

④フィードバックについて

モニタリングは債権保全を目的に行っており、モニタリングの結果は、特に顧客にはフィードバックしていない。

⑤バックアップスキームについて

バックアップスキームは、牛では構築しているが豚ではない。債権保全面が一寸弱いと考えており、推進のためには処分に関する市場環境、流通の整備が必要だと考える。

3) 事例ノート「現地調査に同行した県畜産協会とA銀行のやりとり」

県畜産協会の保有データの利用について

畜産協会

牛マルキンという補助事業を行っている関係で、県内の肥育牛経営の集計結果として、素牛導入から出荷までのデータを集積している。そのようなデータをモニタリング面でもうまく利用できるかもしれない。



A 銀行

例えば、銀行経由で顧客に畜産協会を紹介して相談にのってもらえるだけで、経営にとって大きなプラスになるかもしれませんね。



事例Ⅱ B信金における畜産ABLの取扱い

支店職員が担保評価、モニタリングの仕組みを考え、スキーム構築にチャレンジ

(1) 畜産ABLに対する金融機関のコメント

① 畜産ABLの導入の経緯

令和4年(2022年)10月に畜産ABLの取扱いを開始した。肥育経営(法人)に対して手形貸付を行っていた支店において、一貫経営に切り替えるなかで融資額を増やすために、支店職員がスキーム構築に奮闘した。

相場の変動で不安定になりがちな畜産経営に対して、保全強化のために畜産ABLの検討を開始した。担保評価に関する事項なども、AB

L取扱い要領に「家畜担保に関する事項」の規定を設けた。

② 畜産ABLの融資の状況

令和6年度時点で、畜産ABLは5件(1先)、20百万円の融資実績である。極度額を設定した当座貸越により、例えば顧客が2百万円必要となれば、返済予定時期を帳簿に記載する。貸出しの都度、すべてが記載された帳簿一覧表を確認する。



③畜産ABLを取り扱う場合の判断基準

畜産ABLの実績は、スキームを中心になって構築した支店管内にとどまっている。極度額との関係もあると思われるが、収益率、自己資本比率が高いところは、畜産ABLを設定する必要はないと考える。

(2) 担保評価、モニタリング、担保処分に関する取組

①担保評価について

家畜に関するノウハウがなく、顧客の税理士の考え方を参考に評価額を検討した。即ち、仕入価格に飼料代をコストとして600円/日・頭を加算し、掛目を50%として評価している。

②モニタリングについて

モニタリングは、毎期の決算書の提出を前提として、3か月ごとに、融資時に記載している

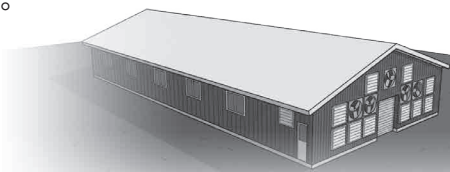
一覧表を確認し、飼養管理状況、経営状況をヒアリングする。6か月ごとに畜舎に赴いて立入調査を行うが、3か月ごとのヒアリング時に何かあれば、その時点で立入調査を行うこともある。

③その他徴求資料について

規定にはないが、毎月試算表の提出を受けており、直近の試算表をもとに資金繰りや経営状況を把握できる。融資時には、顧客と共有している情報に基づき、改善点を考える。

④デフォルトの事例について

担保牛を処分した実績はない。要領上は「処分ルートを有している外部専門業者に依頼して処分することを検討する」とされている。顧客の協力を得ながら処分ルートを決めていくことになる。



3) 事例ノート「畜産ABLのスキームを構築した担当者の声」



顧客の事業拡大の融資相談を受けて

畜産ABLについては、情報誌とか農家との話の中で導入している事業者がいることは知っていた。顧客から事業拡大の相談を受け、人的保証メインでは保全に対する懸念を払拭できないと、この畜産ABLの導入が必要だとの決断に至った。

金庫内に畜産ABLのノウハウがない中で、信金中金、他の信用金庫、畜産団体から情報を入手することはなかった。いろいろな冊子や日本政策金融公庫のホームページを見て、金融機関の事例を参考にした。特に、畜産ABLの盛んな熊本県、宮崎県、鹿児島県の事例をベンチマークにした。

畜産ABLが生み出している効果と課題について

畜産ABLを導入したことにより、経営者に会う接点が増え、関係は強化された。事業性評価の深度も深まった。今後の事業展開の考えも聞いているので、メリットは大きいと感じる。金庫にとって、債権保全面以外の関係性の強化につながるメリットがあるということがわかった。

「50%」の掛け目は独自のものである。やむを得ずこのような形にしたが、信金中金なり畜産団体など外部団体が整理してくれる指標があると、畜産ABLに取り組みやすくなる。

事例Ⅲ C信組における畜産ABLの取扱い

家畜のと畜可能な県食肉公社が、 担保評価、モニタリング、担保処分を担う

(1) 畜産ABLに対する金融機関の コメント

①畜産ABLの導入の経緯

平成23年(2011年)12月、顧客の要望を踏まえ、日本政策金融公庫(農林水産事業)が実施している畜産ABLの方式を参考にして始めた。

②畜産ABLのスキーム

顧客からの要望は、県食肉公社(以下「食肉公社」)経由であった。食肉公社と協議を行い、食肉公社が担保評価、モニタリング、担保処分の役割を担うスキームを構築(下記参照)した。

③畜産ABLの融資の状況

令和6年度時点で、畜産ABLは12件(4先)、残高54百万円、累計は112件、6億60百万円である。融資限度額は20百万円/年、償還期間は1~2年となっている。

④畜産ABLの今後の見込み

今後の畜産ABLの取扱いが増加するかどうかは、食肉公社の取扱いが増えれば増加につながる。



(2) 担保評価、モニタリング、担保処分に関する取組

①食肉公社との協定について

C信組と食肉公社との間で「肉用牛ABLの取扱いに関する協定書」を締結した。また、畜産ABLを利用する畜産経営は、食肉公社でと畜を行うこと、モニタリングを受けることを約束する「確認書」を提出する。

②担保評価について

担保牛は畜産経営が飼養する肥育牛であり、食肉公社が畜種ごとに市場の平均出荷額から評価額を算出し、C信組は掛け目60%で評価する。譲渡担保設定契約に確定日付を付すことで対抗要件としている。なお、一般担保化は行っていない。

③モニタリングについて

モニタリングは、毎月食肉公社が現地に出向き、担保牛の状況を確認してから頭数確認を行う。

④バックアップスキームについて

バックアップスキームは、協定書により確立されている。即ち、期限の利益の喪失事項が発生した場合は、食肉公社が担保牛の飼養管理を代行する。なお、これまでデフォルトは起きていない。



3) 事例ノート「畜産ABLの関係者の声」



モニタリングを行う食肉公社の声

畜産ABLを扱うことによって、それまでは距離のあった出荷者（畜産経営）と毎月のモニタリング時にコミュニケーションが取れて、情報を共有出来るようになった。

出荷者である顧客の経営の資金調達に役立つことができていると感じている。集荷・と畜・加工のみならず、地域の畜産に貢献できていると感じている。



畜産ABLを利用しているW牧場の声

畜産ABLは、運転資金が不足しそうなときに利用している。設備資金には利用していない。申し込みから融資まで約1週間。必要な運転資金を1週間で調達できることは、経営にとって大きい。

畜産ABLを利用すると、食肉公社と会う機会が増えるので、相場情勢や枝肉の動きなどに関する情報の把握など、コミュニケーションを取れることが多くなり、経営にとってプラスである。

事例Ⅳ D農協における畜産ABLの取扱い

負債整理のために家畜を売却する悪循環からの脱却を実現した畜産ABL

(1) 畜産ABLに対する金融機関のコメント

①畜産ABLの導入の経緯

平成24年(2012年)頃、農協組合員の貸越額の精算のために家畜を売却していた考え方を転換し、家畜を担保に融資を行う手法として取扱いを開始した。

②畜産ABLのスキーム

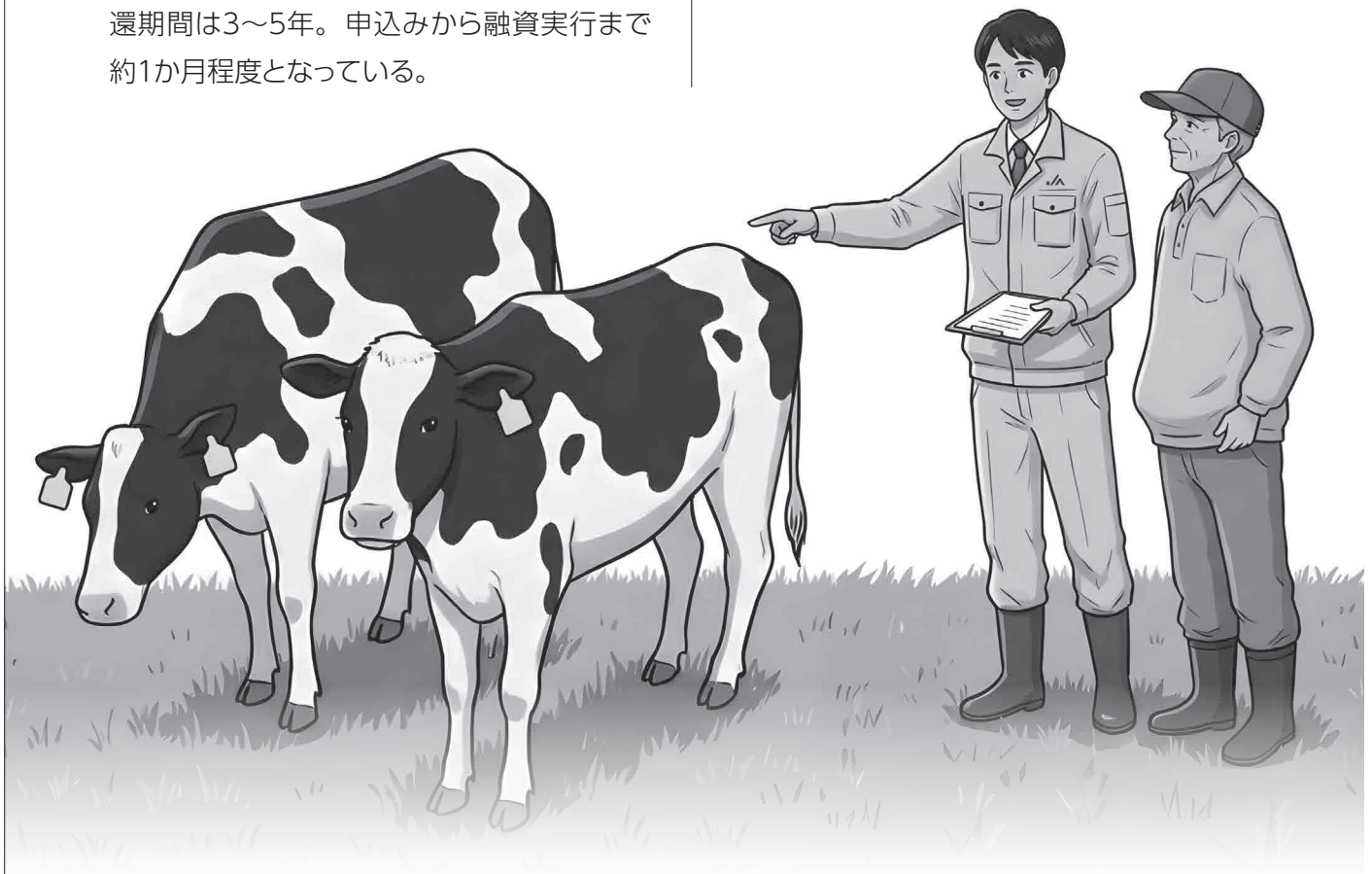
農協が家畜を評価し、評価額の80%を限度に融資する。主に乳牛導入が融資対象であり、融資額の上限は20百万円(自家生産の母牛となる自家保留牛の場合は10百万円)、償還期間は3~5年。申込みから融資実行まで約1か月程度となっている。

③畜産ABLの融資の状況

令和6年度の融資実績は5件、約31百万円となっている。他の資金と異なり機関保証をつけずに農協内の審査で完結しており、保証申請にかかる事務処理が不要となるためにハードルが低いと認識されている。

④担保牛処分のルール

何らかの理由で担保牛を処分した場合は、処分した牛の評価額分を繰上償還することになっている。



(2) 担保評価、モニタリング、担保処分に関する取組

①担保評価について

借入相談があった場合、農協が担保となる乳牛を評価して融資する。評価は、畜産振興課の職員が融資時の市場価格を参考に現畜評価して評価額を算出している。融資に際しては「育成家畜担保貸付規程」に基づき、農協内の管理職が出席する企画会議、理事会において決裁を受ける。

②モニタリングについて

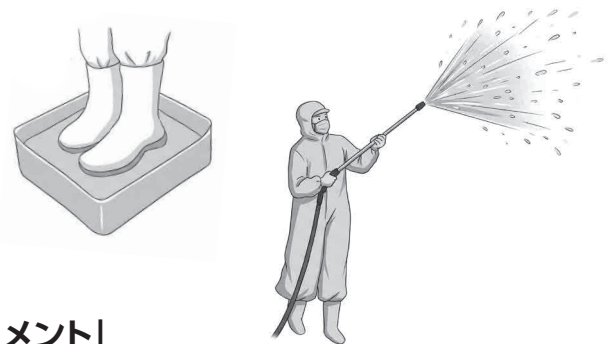
モニタリングは、販売実績を毎月、その他は3か月に1回の頻度で書類で確認している。また、現地調査は2か月に1回の頻度で行っている。農協自身で行っており、費用も農協負担である。

③フィードバックについて

モニタリング結果はフィードバックしており、飼養環境や飼養管理の改善が牛の増体に現れ、資金繰りが良くなるなど、経営改善につながっている。フィードバックに関連して、農協、町役場、普及センター、元獣医をメンバーとする経営改善会議を組織して経営指導、技術指導を行っている。

④担保処分について

担保処分については、担保牛の評価額分を繰上償還するというバックアップスキームを確立している。担保処分を行うべき経営状況等の基準は設定していないが、担保牛の部分的な処分により経営を存続している。



3) 事例ノート「委託調査を行った畜産協会のコメント」



畜産ABL導入の目的と地域の発展への期待

畜産協会の管内では、決算期が近づくと貸越額の精算について検討することが一般的である。事例の農協では、これまで貸越超過分について家畜を換価して精算、翌期の経営に入っていた。これは畜産経営にとって悪い循環を生むと考え、家畜を担保に資金を調達する新しい方法を導入した。

事例の農協に限らず、家畜を担保に新たな資金調達を行うことによって経営を維持・継続しているケースは多い。言い換えると、畜産A

BLがなければ潰れる畜産経営が生まれていた可能性は否定できない。

畜産ABLは、潰さないための担保制度と言えるが、これを支えているのが、地域の実情に応じたモニタリングと経営指導である。当協会が経営指導を担うこともあるが、地元の関係機関によってチームを組織していることもある。事例のように、農協が組織するモニタリングチームの経営指導が加わることによって、資金を活用しつつ地域の畜産経営が発展していくことが期待される。

その他の金融機関の特徴的取組

県畜産協会に専門的な相談を期待するE銀行

①畜産ABLの導入の経緯

平成18年（2016年）から、不動産に担保を設定済の経営に対して動産担保を活用するため、畜産ABLの取扱いを開始した。

②県畜産協会の専門的な情報への期待

本事業調査により県畜産協会の存在を知るとともに、畜産の専門的な部分についての情報が豊富だと知り、今後案件が出てくればモニタリングの実施等を含め相談したいと考えている。

（⇒ 後日、県畜産協会に照会したところE銀行の来訪を受け、まずは守秘義務契約締結が課題であるとの共通の認識に至る。系統農協と民間金融機関との情報交流を行うことも一つの対応方法であると考えられる。）



令和5年から畜産ABLの取扱いを始めたH信用金庫

①畜産ABLの導入の経緯

支店サイドから、融資の保全強化の手法として、養豚経営に対してABL活用の提案があり、畜産ABLの取扱いを開始した。

②担保の対抗要件について

融資先は法人であり、証書貸付により一般担保として取り扱っている。畜産以外のABLでは個人への貸付もあり、その際は公正証書で一般担保として扱っている。

③担保評価・モニタリングについて

畜産に限らずABLは、評価方法として動産の評価額の6割掛けとしている。モニタリングは月1回信用金庫職員が行い、異常の発生や飼料の量なども確認している。

④畜産専門機関の専門用語について

ある事業で他の金融機関と共に畜産経営の検討会に出席した。しかし、畜産専門機関の使う専門用語を理解できず、以降検討会に出席していない。



自らの指導と県畜産協会の指導を組み合わせているJ農協

①畜産経営向け融資状況

管内は肉牛生産地域。畜産経営向け融資は 38.4 億円（令和6年9月現在）。小規模経営が多く、貸付先の9割は個人経営である。

②畜産ABLによる保証料免除の適用

畜産経営への融資は、約 30 年前から近代化資金を利用している。約5年前から、畜産ABLの場合は基金協会の保証料が免除されている。

③県畜産協会との経営改善指導の実施

これまで経営破綻した肉牛経営はない。経営改善に向けた指導を、農協の営農指導と県畜産協会が主導する経営分析指導を組み合わせて実施している。

④県畜産協会指導の評価

県畜産協会は、農協ではできない技術指導、経営指導を行っており、費用は県の事業を活用することで賄っている。



2. デフォルト時の対応事例

事例V G銀行における畜産ABLの取扱い

令和4年から、信用リスク管理の高度化のために 新システム稼働させ、畜産ABLの一般担保化を実現

(1) 畜産ABLに対する金融機関の コメント

①畜産ABLの導入の経緯

平成17年（2005年）頃、金融機能強化、基幹産業である畜産業の維持発展、先進的な取組がアピールにもつながるとして、畜産ABLに取り組んだ。畜産ABLによりリレーシジョンの強化を図り、事業資金のニーズに対応している。

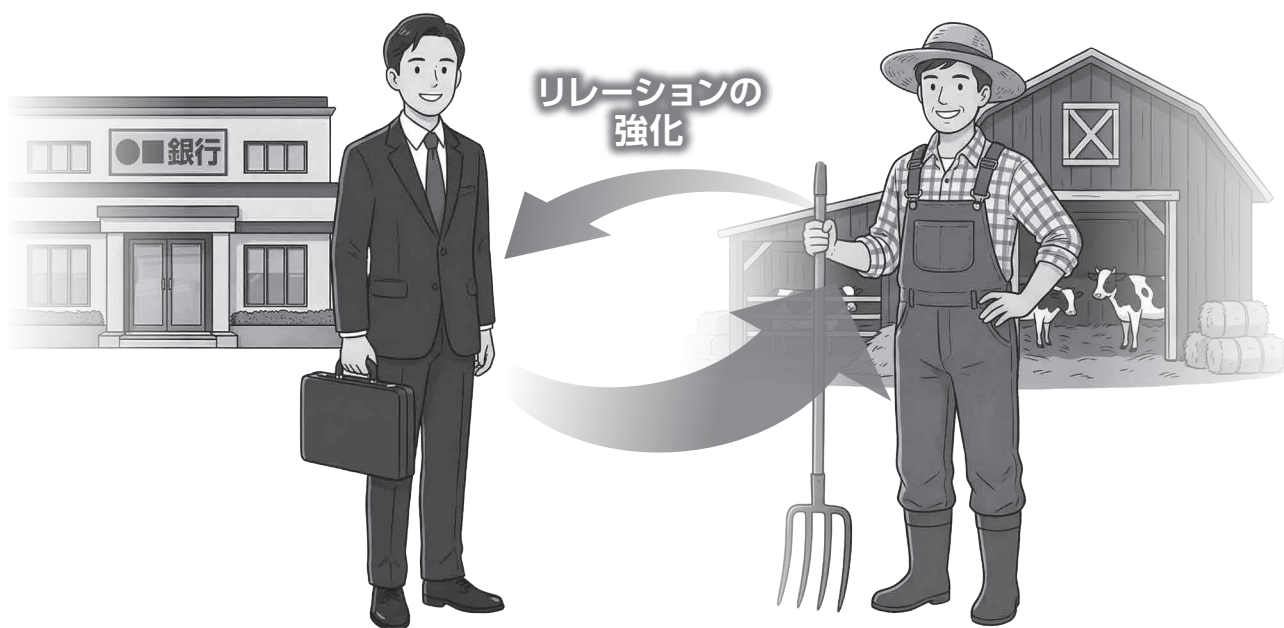
②畜産ABLの融資の状況及び担保の対抗要件 について

畜産ABLの融資実績は肉用牛、肉豚などで185件、残高382億円と、他の金融機関に比べて多い。担保としている家畜は、限

度額引上げや条件変更に円滑に対応するなど、信用リスク管理の高度化のために新システムを稼働させ、令和4年から一般担保として扱っている。対抗要件は、法人の場合は登記または占有改定で、個人の場合は占有改定としている。占有改定は譲渡担保設定契約を締結し、確定日付を付している。また、畜舎に明認方法を取っている。

③モニタリングについて

モニタリングは基本的に年1回、自行で行っている。結果をフィードバックしており、飼料設計や飼養管理手法の改善につなげることで成績向上に結びついている。



④畜産ABLの今後の見込み

畜産 DX の普及によってシステム入力省力化などによりタイムリーな在庫価値の把握が可能となるなど、畜産ABLの高度化が期待され、畜産経営に対するリレーションが高まることが予想される。

(2) デフォルトに関する取組

①畜産経営向け融資の状況

畜産経営向け融資は、459 件、約 571 億円。そのうち肉用牛が 68% を占め、その他肉豚が 21%、養鶏が 10%、酪農・その他が 1% となっている。このうち個人経営が 6 割を占める。

②モニタリングについて

畜産ABLのモニタリングは、基本的に年1回であるが、顧客によって6か月、3か月ごとに現地調査を行う場合もある。調査結果はリアルタイムでシステムに入力する。なお、頭数の増減は、システムにより通年管理されている。

③新システムの稼働のメリット

家畜の取扱いや換価方法など、関係機関との連携等を整備しておいた方が良かったと感じている。新型コロナにより畜産経営は信用リスクの増加が懸念された。信用リスク管理高度化を目的に新システムを稼働させ、一般担保化して取り組んでいる。

④デフォルトの事例について

最近の畜産ABLでは、債務不履行(デフォルト)の事例は、は無い。畜産ABL以外で令和5年に飼料高騰による経営悪化のため、1件(残高 20 百万円)起きた。過去の代表的な事例としては、不動産のみを担保とした母豚約 3000 頭の法人養豚経営、不動産と肉用牛を担保とした肥育牛約 100 頭の個人肉用牛経

営がある。前者の負債はほとんどが他行のものであり、民事再生の申し立てに至った。後者の負債はほとんどが自分行であり、飼料高騰による経営悪化について本人から申し出があった。

⑤資金の回収について

上記の個人肉用牛経営の担保牛は、(モニタリング委託先) 畜産関係団体とも協議のうえ、融資先と対応を相談した。結果的に融資先の考えを踏まえて、親交のある同業者に生体のまま売却した。価格は、素畜費+飼料費をもとに当行が設定した。デフォルト発生から家畜の処分まで要した期間は 2 ~ 3 ヶ月程度であった。

⑥経営悪化後のモニタリングについて

同経営について、正常時は年1回のモニタリングの頻度であった。経営悪化確認後は、頻度を3か月に1回に増やした。デフォルト防止のためには、定期的なモニタリングによるリレーション強化、決算時の業況確認を心がけている。

⑦経営改善指導について

経営悪化を把握した場合は、関係者と連携して対応する。該当する肉用牛経営では、当行、飼料メーカー、パッカー、税理士、獣医師のチームが3か月に 1 回以上指導助言を行うことによって枝肉重量増加を進めるなど、正常化に向けて取り組んでいる。



事例Ⅵ M農協における畜産ABLの取扱い

畜産ABLのデフォルト発生はない 畜産経営のデフォルト発生に対しては、 資産売却と資金回収を農協内で完結

(1) 畜産ABLに対する金融機関の コメント

①畜産ABLの導入の経緯

平成28年(2016年)7月頃より、既に不動産を担保提供している畜産経営の融資対応を充実させるため、債権保全措置として新たに畜産ABLの取組を開始した。

②取扱開始までの準備について

モニタリングを通じて経営状況を確認でき、債権保全の強化につながると考えた。一方で、取組開始時に、評価・処分方法等を準備しておけば良かったと感じている。

③畜産ABLの融資の状況及び担保の対抗要件 について

畜産ABLの融資実績は2件、残高5億5百万円である。一般担保化は、スキーム構築や関係機関との連携が煩雑であるため取り組んでいない。譲渡担保設定契約を締結し、確定日付を付している。

④畜産ABLに対する要望

評価方法や処分スキームが課題と感じているため、中央畜産会から具体的な手法等の情報を提供してほしい。



(2) デフォルトに関する取組

①バックアップスキームについて

畜産ABL以外の畜産経営の債務不履行（デフォルト）事例がある。関係機関と連携したバックアップスキームはなく、農地売却を除いて農協内で対応している。

②モニタリングについて

モニタリングの実施頻度について、畜産ABLの場合は年4回の関係書類確認、現地調査の実施に対し、デフォルト事例先の正常時のモニタリングは原則年1回、経営悪化把握後の関係書類確認は年4、5回、現地調査は月1回に増えている。

③デフォルトの事例について

デフォルトに陥った事例（酪農2事例）では、本人から農協に申し出があり、農協として資産売却、残金返済等に対応した。家畜は本人飼養後に市場出荷、1ヶ月～3ヶ月の間に処分を完了している。

④経営悪化の事例について

経営悪化した2事例（酪農、肉用牛）では、農協と県普及センターが指導助言を行い、経営が改善している。



その他の金融機関の対応

新会社に資産を売却して資金を回収したA銀行

①デフォルトの発生

父親の養豚経営を継承した子が、A銀行に相談なく豚舎を新築し、その後延滞が発生した。その1か月後に本人から償還猶予の申し出があったが、返済不能と判断された。

②資金の回収について

代理人弁護士との協議により、最終的にスポンサーの協力で孫が新会社を設立し、担保の土地・豚舎を売却し、資金を回収した。

③デフォルト発生後の取扱い

代理人弁護士が債権整理に精通していなかったため、整理に約1年を要した。債務不履行（デフォルト）時の売却先の選定について、業界で仕組みが構築されていれば畜産ABLはやり易いとの認識であるが、上記デフォルト発生後、養豚経営への畜産ABLは扱っていない。



保証人が家畜とその他資産を買い取って資金を回収したL農協

①デフォルトの発生

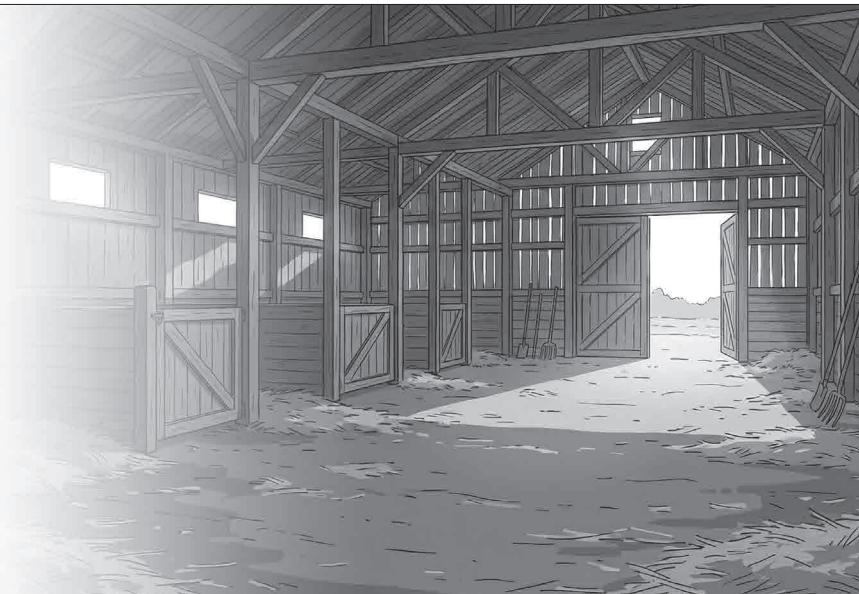
平常時約80頭を飼養する乳用種肥育経営において、父の死去による労働力不足から経営悪化した。農協も参加する保証人会議を重ねた結果、経営廃止を決定された。

②資金の回収について

保証人（親類）が預託牛を預託家畜融資残高で買い取るとともに、牛舎、畑地等の資産（自宅を除く）を買い入れ、売却代金、配合飼料奨励金や保証人の弁済により資金回収済である。

③債務不履行防止の取組

農協では、債務不履行防止策（再建に向けた取組）として、①極度額の80%以上の借入農家を対象とする債権対策推進班会議の設置、②破たん懸念先以下の重点指導農家の選定、③短期運転資金の極度額超過及び固定化者を対象とする農業経営再建農家の選定、③で改善が進まない場合の保証人会議開催、の取組を行っている。



相談もなく家畜等が売却されていたN農協

①家畜の無断売却案件の発生

平常時飼養頭数142頭（債務不履行時約100頭）の酪農法人が、農協に相談もなく家畜を売却していた。農協負債への入金がなく、係争中となっている。

②無断売却案件の発生の理由

牛の所有権は、経済連牛導入事業では農協にあるが、そのことが徹底されず、法人経営者の理解も不十分であったと考えられる。

③無断売却案件の発生の背景

酪農法人の経営者は、農協の指導を受け入れない者であった。酪農以外に野菜の生産販売を行っていて、また乳牛は肉用牛に比べて月齢に関係なく売却が容易であり、経営全体の収入の内容は不明である。

④農協の未収金管理スキームについて

農協では、営農指導員が未収金管理を行っている。必要に応じて支所長も参加する経営検討会を開催し、経営の見直しを行う。経営改善が進まない場合は、債権保全委員会（支所と本所金融・畜産・営農部門参加）にて、対応を検討する。



3. 事例にみる畜産ABLの生かし方

(1) 事例における「担保評価」「モニタリング」「担保処分」の状況

本事業では、畜産ABLを取り扱う金融機関を拡大するために、担保評価、モニタリング、担保処分に関する実務的な情報の収集に努めた。前述した事例について、これらの事項の要点を金融機関の業態別に下のとおり整理した。

金融機関	取扱開始時期	担保評価の方法	モニタリング		担保処分		特記事項
			内容	フィードバックの有無	バックアップスキームの有無	デフォルトに伴う家畜処分の事例	
A銀行	平成21年頃	外部委託(自行で行う場合あり)して、掛目をかける	月次で頭数及び外部評価会社の評価額確認、年1回現地調査	なし	あり(牛)	豚であり。直系親族経営の新会社へ売却	業界において担保売却先の選定等仕組みができれば推進可
G銀行	平成17年頃(令和4年更新)	飼養期間・飼養費用(素畜費+飼料費)を基に算出	頭数はシステムで通年。基本は飼養・経営状況年1回現地調査	あり	あり	なし(畜産ABL以外であり。同業者に生体で売却)	信用リスク管理高度化のため令和4年システム一新
B信用金庫	令和4年10月	(仕入価格+飼料費)×掛目50%	毎月試算表提出。四半期ごとに頭数、飼養・経営状況ヒアリング。半年ごと立入検査	あり	なし	なし	支店職員がスキーム構築
C信用組合	平成23年12月	食肉公社が市場平均出荷額で評価、信用組合が掛目60%評価	食肉公社が毎月現地調査で牛の状況・頭数確認	(食肉公社が債務者と情報交換)	あり	なし	食肉公社との間で評価、モニタリング、処分の協定書締結
D農協	平成24年頃	乳牛の市場価格を参考に評価	販売実績は毎月、飼養・経営状況は隔月現地調査、販促成績等は3か月に1回確認	あり	あり	なし(担保牛を処分した場合は、評価額相当を繰上償還している)	経営が悪化した酪農経営に対し、県、町等とチームで対応
M農協	平成28年7月頃	評価額は立証が難しく、「添え担保」として評価額はゼロ	頭数や飼養状況は隔月確認。経営状況は書類確認を含め年4回現地調査で確認	農協指導部門が現地で情報共有	なし	なし(畜産ABL以外であり。本人飼養後に市場出荷)	担保の評価や処分が課題、中央畜産会の情報提供を希望

表の内容を金融機関横断的に確認すると、担保評価の手法は、棚卸資産に計上する肉用牛の場合は「素畜費(仕入価格)+飼料費」としている事例が、G銀行とB信金である。G銀行は畜産ABLの実績の多い金融機関、B信金はごく最近顧客の税理士からの情報として入手した手法を採用している金融機関であり、納得性の高い手法として今後の活用が期待される。一方で、M農協のように、担保評価の手法の確立が難しく全国団体からの情報提供を希望している金融機関もある。それ以外の手法としては、評価会社または畜産専門機関の評価を採用する手法、棚卸資産と異なり減価していく固定資産である乳牛の場合は市場価格を参考としている事例などであり、それぞれ金融機関の判断の結果であると考えられる。

モニタリングの内容は、外部委託以外は似通った状況である。金融機関から債務者へのフィードバックの有無は

分かれており、結果をフィードバックしている G 銀行では「飼養面、経営管理面の改善に結びついている」、B 信用金庫では「経営状況、改善点を顧客と共有している」としており、担保徴求を通して経営状況の把握を重視するリレーションシップ・バンキングを志向していることが分かる。

一方、結果をフィードバックしていない A 銀行や C 信用組合では、債権保全を重視して担保徴求していることが窺える(G 銀行などのABLをリレーションシップ型と呼び、A銀行などのABLをトランザクション型と呼ぶことがある)。D 農協及び M 農協では四半期に1回は現地調査が行われており、日常的にモニタリングが行われていることが分かる。

担保処分に関しては、B信用金庫と M 農協以外でバックアップスキームが構築されている。B 信用金庫では取扱いを開始して間がなく、要領上に「処分ルートを有している外部専門業者に依頼して処分することを検討する」とされている。M 農協が希望する処分に関する情報の提供は、B 信用金庫にも有用な情報となるだろう。経験を重ねて信用リスク管理の高度化を進めた G 銀行の取組も参考に、全国団体から有用な情報提供が行われることが期待される。

(2) 銀行等金融機関の畜産ABLに関する取組と情報の収集・活用

事例調査において、銀行等民間金融機関の畜産ABLに取組に関しては、いくつかの類型がみられた。前述のとおり、リレーションシップ型とトランザクション型に分かれるのも一つであるが、融資額の規模に関しても違いがある。

A 銀行は、担保評価やモニタリングを外部へ委託し、費用を手数料として顧客から徴収するため、手数料負担能力などから、大規模経営が利用する傾向となっている。G 銀行は多額の畜産ABLの実績を有しているが、顧客の6割が個人経営であり、顧客の手数料負担はなく、必ずしも大規模経営を対象とした取組に限定されていない。

B 信用金庫は、令和4年度から畜産ABLの取扱いを開始し、5件1先 20 百万円の実績である。C 信用組合は融資限度額を 20 百万円 / 先・年として、1週間で融資実行されることが、顧客にも評価されている。融資額の規模を大きくすることなくタイムリーで顧客に喜ばれる畜産ABLを実践している取組である。

このような融資規模の大小は、担保評価およびモニタリングの取組に係る情報収集・活用の仕組みの影響を受けている。A 銀行では外部委託を行っており、費用負けしない融資規模が求められる。G 銀行はこれまで多くの融資経験を経たうえでリレーションシップ型の畜産ABLに取り組んでおり、今後リレーションシップ型の畜産ABLに取り組もうとする地方銀行にとって参考になると考えられる。B 信用金庫は取扱いを始めたばかりでバックアップスキームが構築されていない状況であり、自らの足で集めた畜産に関する情報に基づき畜産ABLに取り組んでいる。C 信用組合は畜産の専門組織である食肉公社と協定書を締結して限度額を 20 百万円とする仕組みを確立している。二つの金融機関の融資規模は、これから畜産ABLを始めようとする信用金庫や信用組合の目安になるものと思われる。

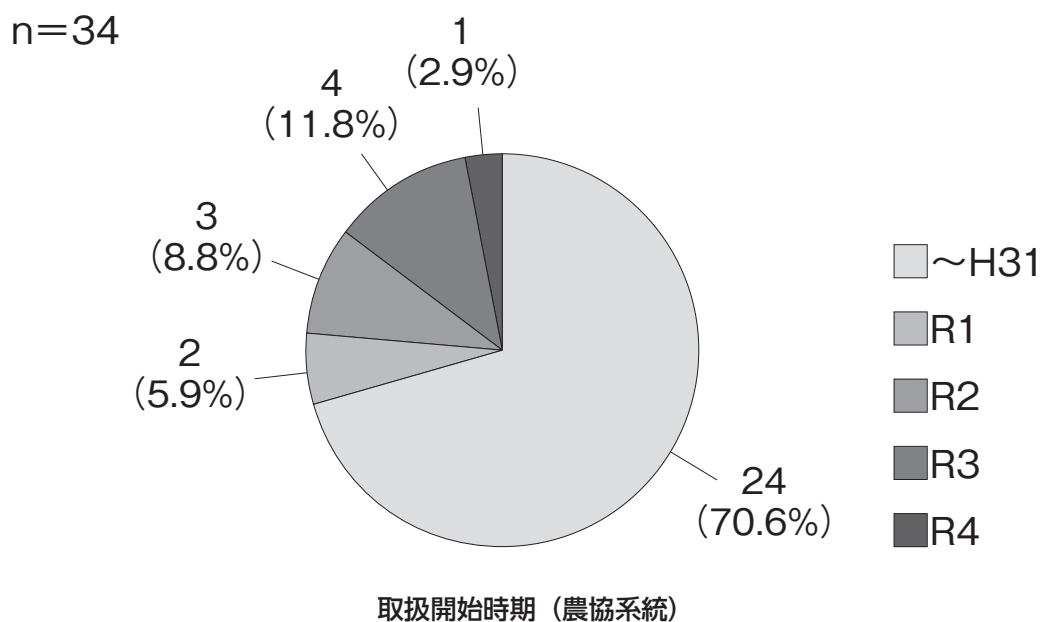
そして、各金融機関にとって畜産関係機関への期待が高いことが分かる。A 銀行は畜産ABLのスキームに取り込むというよりも、顧客へのサービスにおいて畜産の専門性を持つ畜産関係機関への期待を示した。B 信用金庫は、自らスキームを構築したが、「上部団体または畜産関係機関」による支援への期待を滲ませた。今後畜産ABLに取り組む信用金庫を増やしていくために参考となる意見である。C 信用組合は、実際に農業関係機関に担保評価、モニタリング、担保処分を担ってもらっている。また、E 銀行は本事業の現地調査ののち地元の畜産関係機関を訪れ、情報交換を進める前提として守秘義務の締結の準備の相談を行った。H 信用金庫の「畜産関係機関の発言の専門用語が理解できなかった」との発言は、畜産関係機関にとっても参考になるだろう。さらには、専門知識の蓄積の重要性については、J 農協や M 農協のように、畜産関係の専門知識を持っていると考えられる農協も畜産に関する高いレベルの情報を必要としていることが分かった。J 農協は、自ら行う営農指導に加えて、県畜産協会が主導する経営分析指導を活用している。M 農協は担保の評価や処分の課題に関して中央畜産会の情報提供を希望している。このような期待を踏まえて、金融機関と畜産関係機関が、新たな関係性を築き、それぞれの機能を生かしていくことが、畜産ABLを取り扱う金融機関を増やすことにつながる。

(3) 農業協同組合における畜産ABLの拡大

アンケートから、農協は畜産ABLの取扱いを増やしていることが分かる（下図参照）。前事業では、肥育を行う肉用牛経営に関して、畜産ABLを活用することによって預託事業を融資事業に切り替えていく事例を確認できた。D農協は、畜産経営が期末に貸越額を精算するために家畜を売却する動きを、家畜を担保に資金調達を行って乗り越える方向に舵を切った。畜産経営の預託料負担から融資による金利負担へと負担の軽減を図ること、家畜の減少による経営の先細りを防ぐこと、いずれも畜産経営に寄り添った方向に進んでいる。

また、農協に関しては、前事業において畜産ABLの担保評価、モニタリングなどを内部の信用部門と営農部門の連携によって実践していることが明らかになったが、本事業では外部との連携が行われていることも明らかになっている。D農協は、農協のほか町役場、県普及センター、元獣医師による経営改善会議を組織して、経営・技術の指導を行っている。モニタリング結果のフィードバックに合わせて助言、指導を行い、管理や環境の改善が家畜の増体という結果につながり、資金繰りが改善されている。J農協と県畜産協会の連携は、ステージによってさらに高いレベルの指導が必要になる局面、言い換えるとデフォルトを防ぎたい状況での、専門性の高い外部の畜産関係機関との深度を増している。

これらのことは、農協における畜産ABLの拡大が、組合員を重視する志向から生まれていること、資金調達の拡大が当然生産面にも影響している状況下で関係機関との連携による畜産経営の改善につながっていることを示している。外部の関係機関との連携は、「地域」というキーワードを背景にしており、地域の畜産基盤を強固にし、生産力の維持増進を支えていると言える。



(4) デフォルト事例にみるモニタリング、家畜担保処分の実際

本事業では、デフォルト事例調査を行った。G銀行は、令和4年以、降保全措置を明確にした畜産ABLのスキームを確立している。登記および占有改定を対抗要件とした一般担保化を図り、限度額引き上げや条件変更にも円滑に対応することとしている。令和5年、畜産ABL以外ではあるがデフォルトが発生し、経営者とも連携して、家畜の処分は2～3ヶ月程度で終了している。デフォルト防止のためには、定期的なモニタリングによるリレーション強化、決算時の業況確認を挙げている。

デフォルト事例について、家畜の処分を金融機関にとっての深刻度の順に挙げると、金融機関が知らないうちに売却されたN農協、保証人への全頭売却を行ったL農協、新会社への売却などで経営は継承されることに至ったA銀行、と整理することができる。回収不能となったN農協と、一部でも回収可能となったL農協、A銀行とはどのような違いがあるのか。畜産経営から状況報告やデフォルトの申し出を受けられるか否か、が大きく影響している。モニタリングを通じて、畜産経営が金融機関に対して信頼を持てるような関係を築けるか、ということである。融資に係る契約書に過度に頼ることは危険である。このような関係作りには、前述のような複数の畜産関係機関による助言・指導を行うモニタリング体制の構築も効果を発揮する。

(5) 金融機関と畜産経営を結ぶ畜産関係機関の役割

上記のとおり、本冊子に掲載した事例から、畜産ABLの担保評価、モニタリング、担保処分について、現地で行われている実務を確認して、その意味するところまで掘り下げて検討した。最後に、「はじめに」でふれた「畜産ABLに取り組んでいない理由」の『担保の評価や処分方法のノウハウ等有していないため』に関して、畜産ABLを取り扱う金融機関を増やす視点から考える。

事例の金融機関は、それぞれ担保評価や担保処分のノウハウを蓄積し、実践している。それは、個別に行われており、畜産ABLに関する情報は、横展開などのような収集、提供などの動きは認められない。B信用金庫が顧客の税理士の考え方を参考にした担保評価の検討のプロセスは、効果的な情報を収集できていれば軽減できることは可能ではなかったか。逆に、C信用組合が食肉公社と協定を結んで行っている担保評価、モニタリングの手法は、外部に積極的に情報提供されると、他の地域でも活用される可能性がある。また、農協の扱う畜産ABLは、内部で完結していると思われがちだが、外部機関と連携してモニタリングに合わせた指導助言や経営悪化時に専門性の高い機関と連携した支援が有効である、という取組の成果がある。このような情報の積極的な提供も今後の課題である。

これらの情報収集・活用による畜産ABLの普及に関して、多くの役割を果たすことが期待されるのが畜産関係機関の存在である。場合によっては信用金庫等金融機関の上部団体との連携、担保の処分となる家畜のと畜を本業とする食肉公社などがモニタリングを実施することの検討を促すこと、などを検討していくことが期待される。また、本事業ではデフォルト事例の調査を行ったが、デフォルトを予防するためには、実はモニタリングの過程の充実により畜産経営からの信頼に基づく関係維持が重要であることが分かった。この面でも、金融機関と畜産経営の間に位置する畜産関係機関が高い専門性を基に畜産経営のモニタリング・経営指導に加わり、金融機関と連携する成果が示されている。

なお、各地の畜産関係機関の事情はさまざまである。全国組織が状況に応じた後方支援を行うことが必要になってくるだろう。例えば、事例でも確認できた家畜の基本的な評価方法の提示の要望や畜産関係機関と金融機関との守秘義務契約のひな型の検討、金融機関の上部団体との調整などは、全国組織が担うことも考えられる分野である。各地の畜産関係機関においても、金融機関の規模や融資額の大小によって、柔軟かつ積極的な対応を行うことが重要になると思われる。一律的な対応は、連携の効果を高められない可能性がある。民間金融機関と系統農協の情報交流の基点にもなりうる。細かい点では、畜産関係機関の専門用語の使用にも注意が必要である。

これらのことを総合すると、畜産ABLにおいては、畜産関係機関が金融機関と畜産経営との間の金融の中で専

専門的な知見を生かした役割を既に発揮していること、今後全国組織を含めてさらにその機能を発揮していくことによって畜産ABLの取扱いが拡大していくことが期待されること、などが導かれる。金融機関と畜産経営との間で単純な金融が行われることのみならず、畜産関係機関の機能を加えた、いわば「結合型金融」というものが行われており、畜産の現場を活性化しているのである。

下の表は、畜産 ABL の取扱い金融機関数を示している。まず、取扱金融機関の絶対数が少ないことが分かる。一方、銀行等は九州で多く、農協系統は北海道で多いことが分かる。地域差は、畜産業の情勢や金融機関の業態による違いも影響しているだろう。しかし、情報提供、共有の仕組みを新たなものにすることで、地域差も縮小に向かうのではないだろうか。畜産ABLを取り扱っていない金融機関がその取扱いを開始する方向に向かい、畜産関係機関が畜産経営の期待に応じて資金調達方法の拡大の一翼を担うことによって各地の畜産経営が発展することが、本冊子作成の目標である。

表 1 農協系統における畜産 ABL の取扱機関数と担保物件の地方別割合

	畜産 ABL の取扱機関数		乳牛		繁殖牛		肥育牛	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
北海道地方	20	50%	19	76%	9	60%	10	38%
東北地方	3	8%	1	4%	1	7%	3	12%
関東地方	1	3%	1	4%	1	7%	1	4%
九州地方	8	20%	0	0%	3	20%	8	31%
その他	8	20%	4	16%	1	7%	4	15%
合計	40	100%	25	100%	15	100%	26	100%

表 2 銀行等における畜産 ABL の取扱機関数と担保物件の地方別割合

	畜産 ABL の取扱機関数		乳牛		繁殖牛		肥育牛	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
北海道地方	4	14%	2	15%	3	18%	4	16%
東北地方	4	14%	2	15%	2	12%	4	16%
関東地方	5	17%	3	23%	2	12%	4	16%
九州地方	6	21%	4	31%	5	29%	9	36%
その他	10	34%	2	15%	5	29%	4	16%
合計	29	100%	13	100%	17	100%	25	100%

※アンケートより引用

Ⅲ 調査項目別回答の取りまとめ

1. 畜産ABL融資実態及びモニタリング実態に関する調査

(1) 畜産全体に対する金融機関の融資スタンスについて

A銀行	他の業種への融資と変わらない
B信金	出荷する牛の販売代金を返済財源とし、一括返済を求める
C信組	個別案件ごとに営農状況を見ながら対応
D農協	借入相談があったら家畜を評価し融資
E銀行	枠を設定して当座貸越。キャッシュフローが出るまでは短期で資金繰りを支援
F銀行	個別案件ごとに是々非々のスタンスで取り組む
G銀行	地域の基幹産業である畜産業の維持・発展のため、これまで同様の取組を継続
H信金	金利面、リスク面や保全面から運転資金が中心
I農協	畜産部署と営業店、融資部が協議し、畜産農家の経営実態に応じた資金提案と経営指導を行う。
K農協	営農相談を行い、今後の見通しや投資の規模、担保の状況等を協議し融資を行う
M農協	畜産業の維持・発展のため、これまで同様の取組を継続

(2) 畜産ABLの取扱いに関する規程等について

畜産ABLの取扱いに関する規程

<あると回答>

5金融機関（銀行3、信金1、農協1）

このうち、他の業種と共通規程としている金融機関2機関、共通規程の中に「素牛担保ローンについて」の項目を整備している金融機関1機関

<ないと回答>

6金融機関（銀行1、信金1、信組1、農協3）

<あると回答された金融機関について>

項目	ある	ない
取得する担保物件の対象範囲、制約等に関する取り決めがあるか	2金融機関（銀行2）	2金融機関（銀行1、信金1） 未回答1
家畜の評価手法に関する取り決め	2金融機関（銀行2）	3金融機関（銀行1、信金1、農協1）
モニタリング実施方法に関する取り決め	5金融機関（銀行3、信金1、農協1）	
デフォルト時における換価の方法等の取決め	1金融機関（銀行1）	4金融機関（銀行2、信金1、農協1）

<ないと回答された金融機関について>

取得する担保物件の対象範囲、制約等に関する取り決めがあるか	<ul style="list-style-type: none"> ・協定先（食肉公社）へ出荷する牛 ・牛 ・導入牛又は自己牛
家畜の評価手法に関する取り決め	<ul style="list-style-type: none"> ・前月の市場価格の平均単価 ・10月～12月家畜市場の平均単価 ・原価法（畜産部署が作成する棚卸評価）
モニタリング実施方法に関する取り決め	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の現地訪問、状況報告 ・営農部にてモニタリングを実施
デフォルト時における換価の方法等の取決め	<ul style="list-style-type: none"> ・協定先（食肉公社）が飼養管理等を代行 ・売却して償還に充てる

(3) 畜産ABL案件として取り扱う場合の判断基準について

<定めていると回答>

2金融機関（銀行1、農協1）

基準内容：信用供与の限度額、資産負債バランスを見て判断（農協）

未回答（銀行）

(4) 畜産ABLの取扱い開始時期

A銀行	平成21年頃
B信金	令和4年10月
C信組	平成23年12月
D農協	平成24年頃
E銀行	平成18年7月
F銀行	平成19年
G銀行	平成17年頃
H信金	令和5年1月頃
I農協	平成24年頃
K農協	平成19年頃
M農協	平成28年7月頃

(5) 畜産ABLを取扱うこととなったきっかけ・経緯について

	きっかけ	経緯等
A銀行	・畜産ABLという先進的な融資手法に取り組むことにより、金融機能の強化・対外的なアピールにつながるため ・土地・建物等の不動産は既に担保設定しており、新たな担保として動産担保を活用するため	動産、譲渡担保の特例法が整備されて、他の融資機関も実施していた
B信金	債権保全面の強化（基本的には人的担保がメインという中で）	土地・建物等の不動産は既に担保設定しており、新たな担保として動産担保を活用するため
C信組	顧客（借入者）の要望を踏まえて対応したことによる	畜産ABL融資をきっかけとして、取引拡大が期待できる
D農協	貸越勘定精算のため家畜を販売していたが、販売すると自家育成の家畜がいなくなるため、購入が必要となって悪循環になっていたことから、行政の指導もあり、家畜で融資できないか検討した	家畜を飼養していれば、JAが家畜を評価した金額の80%借入ができる。（限度有）
E銀行	土地・建物等の不動産は既に担保設定しており、新たな担保として動産担保を活用するため	牛は個体識別番号により、個体管理が可能であり、モニタリングができるため
F銀行	・畜産ABLという先進的な融資手法に取り組むことにより、金融機能の強化・対外的なアピールにつながるため ・顧客（借入者）の要望を踏まえて対応したことによる	土地・建物等の不動産は既に担保設定しており、新たな担保として動産担保を活用するため
G銀行	畜産ABLという先進的な融資手法に取り組むことにより、金融機能の強化・対外的なアピールにつながるため	・土地・建物等の不動産は既に担保設定しており、新たな担保として動産担保を活用するため
H信金	土地・建物等の不動産は既に担保設定しており、新たな担保として動産担保を活用するため	経緯としては支店で融資の保全強化のために検討した結果、ABLを導入した
I農協	畜産ABLという先進的な融資手法に取り組むことにより、金融機能の強化・対外的なアピールにつながるため	土地・建物等の不動産は既に担保設定しており、新たな担保として動産担保を活用するため
K農協	保証制度の見直し	第三者保証が主流だったが、デフォルト時には保証人自体も経営悪化に陥る事が多く、回収財源としては見込めない為 また、同時期に第三者保証原則禁止の指針が出されたため、人的保証から物的担保へ切り替えた
M農協	土地・建物等の不動産は既に担保設定しており、新たな担保として動産担保を活用するため	・畜産業者への融資対応を充実させるため、畜産ABLの取扱いを開始した

(6) 畜産ABLの取扱い開始までの準備について

A銀行	評価会社に相談
B信金	モニタリングの回数、周期の設定、債務者から保有するデータの提供依頼、畜舎の確認等
C信組	日本政策金融公庫が実施していた畜産ABLの方式を参考とした
D農協	規程を作成し理事会で承認
E銀行	評価会社に依頼して規程作りから仕組みを作った
F銀行	－
G銀行	融資関連取扱要領、事務取扱要領の整備
H信金	モニタリングは、畜産ABLに限らず決まっている。評価方法は動産の6割掛けとしている
I農協	特になし
K農協	家畜改良係の家畜動態調査結果のデータを活用することとした
M農協	モニタリング手法の確認、評価方法は「評価なし」と整理

(7) 担当職員数等について

- ・ 畜産ABL担当がいると回答 1 金融機関
- ・ 畜産にかかわらずABL担当がいると回答 2金融機関
- ・ いないと回答 8金融機関
(うち、支店、営業店の渉外担当者等が対応 5金融機関)

(8) 近年の畜産ABLの貸付状況（回答のあった金融機関のみ）

単位：上段…件数
下段…金額、百万円（残高ベース）

金融機関 開始時期	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
B信金 (R4年)			5 20	5 20	
C信組 (H23年)	6 28	6 3	11 62	15 94	12 54
D農協 (H24年)	8 40	11 51	6 23	3 12	
E銀行 (H18年)				4 1,300	
F銀行 (H19年)	6 1,893	6 1,647	6 1,645	6 1,605	
G銀行 (H17年)	87 368	89 372	85 397	85 383	
I農協 (H24年)	9 －	3 －	1 －	2 －	
M農協 (H28年)	2 604	2 574	2 535	2 505	

※ R6年貸付状況の空欄は調査時期の違いにより未記入。

(9) 畜産ABL融資を進めたものの借入に繋がらなかったケースについて

- ・ モニタリングが大変という理由で断られた（A銀行）
- ・ 経営不振を理由に理事会で不承認となった（D農協）
- ・ 費用対効果（経費負担が大きい）の関係から断られた（E銀行）
- ・ 棚卸の評価や動態管理に問題があるケース、他行等で先行して動産担保が取得されており、分別が困難なケース（G銀行）

(10) 畜産ABLの融資期間、融資実行までの期間等について (10 機関回答)

金融機関	融資期間	借入申し込みから融資実行までの期間)
A銀行	平均1年程度	極度額内であれば当日でも可
B信金	平均1年程度	2ヵ月程度
C信組	1年若しくは2年	3日から1週間程度
D農協	平均3年から5年程度	1ヵ月程度
E銀行	1年程度	2ヵ月程度
F銀行	1年以内の短期貸付	3ヵ月から6ヵ月
G銀行	平均1年程度	2ヵ月から3ヵ月程度
H信金	10年程度(証書貸付)	1週間程度
I農協	平均2年から5年程度	1ヵ月から2ヵ月程度
M農協	平均2年程度	2ヵ月程度

(11) 金融機関内における畜産ABLの審査状況について**①審査時間 (10 機関回答)**

他資金と比べて時間がかかる	A銀行、B信組、G銀行
他資金と変わらない	D農協、E銀行、H信金、K農協、M農協
1日	C信組
案件ごとに異なる	F銀行

②関係書類 (8 機関回答)

関係書類が多い	G銀行
他資金と変わらない	A銀行、D農協、E銀行、H信金、K農協、M農協
統一様式が無く案件ごとに作成	F銀行

③関係部署 (合議力所) (7 機関回答)

増える	A銀行、F銀行
変わらない	D農協、E銀行、F信金、G農協、M農協

④決裁を得るランキング (7 機関回答)

上がる	A銀行、B信金
変わらない	D農協、E銀行、H信金、K農協、M農協

⑤その他 (4 機関回答)

畜産業に関する審査ポイントを理解する必要がある	B信金
他の資金よりハードルが低い	D農協、I農協
外部評価を使用する場合、調整等が発生する	F銀行

(12) 畜産ABLの貸付条件等 (他の資金と比較) について**①金利面 (11 機関回答)**

若干高め	A銀行
同水準・変わらない	B信金、E銀行、H信金、K農協、F銀行、M農協
低い	C信組、D農協
経営状況等で設定	G銀行、I農協

②融資期間面（11 機関回答）

同水準・変わらない	A 銀行、B 信金、E 銀行、H 信金、K 農協、F 銀行、G 銀行、M 農協
1 年ないし 2 年（担保となる肉用牛の出荷時期）	C 信組
自家育成保留は 5 年以内、購入育成は 3 年以内	D 農協
経営状況等による	I 農協

③実地確認・モニタリング面（11 機関回答）

A 銀行	他の融資では実地確認、モニタリングはしない
B 信金	頻度が多い
C 信組	協定先にて月次で行う
D 農協	現地確認、市場販売確認、個体識別確認を行う
E 銀行	A B L の場合は実査、毎年評価換えを行う
F 銀行	頻度や項目が増加する
G 銀行	畜産業者に応じて 1 年毎、6 ヶ月毎（現地調査 3 ヶ月毎）
H 信金	モニタリングは月 1 回、翌月にはローンレビューを提出
I 農協	細かな確認内容となる
K 農協	変わらない
M 農協	担保実査などの回数は増える

④報告事項面

A 銀行	評価会社から報告がある
C 信組	実施確認結果を月次報告
D 農協	死亡牛は畜主が報告
E 銀行	試算表、資金繰り表など同様
F 銀行	頻度や項目が増加する
G 銀行	システムヘリアルタイムで入力
H 信金	ローンレビュー表
I 農協	細かな確認内容となる
K 農協	変わらない
M 農協	変わらない

(13) 畜産 ABL の物件担保の内容について

A 銀行	動産
B 信金	肥育途上の家畜
C 信組	肉用牛
D 農協	家畜
E 銀行	肉用牛、乳用牛
F 銀行	肉用牛、乳牛
G 銀行	肉用牛、肉豚、馬
H 信金	豚（集合物）
I 農協	子牛、繁殖牛、肥育牛
M 農協	肥育牛、豚（豚舎）

(14) 家畜など資産によらず債権のみに基づく融資をした事例について

・牧草（ロールの販売、未収金に対する債権）・・・D農協

(15) 取得した担保の対抗要件具備について

A銀行	個人：譲渡担保契約を締結し確定日付を取っている 法人：譲渡担保契約を締結している
B信金	登記
C信組	譲渡担保契約を締結し確定日付を取っている
D農協	譲渡担保契約を締結（法務局で確定日付（都度））
E銀行	個人：自宅等の個人資産を担保徴求 法人：登記の方法を取っている
F銀行	登記又は占有改定、譲渡担保契約を締結
G銀行	個人：占有改定、譲渡担保契約を締結し確定日付を取っている（畜舎等には明認方法を取っている） 法人：登記又は占有改定、譲渡担保契約を締結し確定日付を取っている（畜舎等には明認方法を取っている）
H信金	登記
I農協	個人：譲渡担保契約を締結し確定日付を取っている 法人：登記、譲渡担保契約を締結している
K農協	占有改定
M農協	譲渡担保契約を締結し確定日付を取っている

(16) 畜産ABLの物件担保の取扱いについて

①一般担保として取り扱っていると回答

金融機関	何時から	理由
A銀行	—	・貸倒引当金を算出する際に担保として計上できる財務上の効果が大きい ・保全措置としての信認が高まり、融資拡大につながる ・畜産 ABL の推進が図られ、経営状況を把握できる顧客が増える
E銀行	H18年頃（当初）	正常先としており、貸倒引当金の積み増しが不要
G銀行	R4年頃	保全措置をとることによって、限度額引上げや条件変更に円滑に対応できる
H信金	—	保全措置としての信認が高まり、融資拡大につながる
I農協	H24年頃（当初）	・保全措置としての信認が高まり、融資拡大につながる ・畜産 ABL の推進が図られ、経営状況を把握できる顧客が増える

②一般担保として取り扱っていないと回答

金融機関	理由
B信金	手続（スキームの構築、関係機関との連携等）が煩雑である（モニタリングさえしていれば添え担保で十分）
C信組	モニタリングさえしていれば添え担保で十分
D農協	手続きが煩雑なため
M農協	スキームの構築、関係機関との連携が煩雑であるため

③一般担保として取り扱う場合の課題

F銀行	評価の妥当性、処分方法の妥当性
M農協	評価・処分スキームの確立

(17) モニタリングについて

①関係書類等報告

○経営面

1) 決算書確認

年1回	9 機関	81.8%
四半期毎	1 機関	9.1%
未実施	1 機関	9.1%

2) 資金繰り

年1回	1 機関	9.1%
年2回	1 機関	9.1%
四半期毎	2 機関	18.2%
毎月	1 機関	9.1%
案件毎	2 機関	18.2%
融資申込時	1 機関	9.1%
未実施	3 機関	27.2%

3) 負債の増減

年1回	2 機関	18.2%
四半期毎	2 機関	18.2%
毎月	2 機関	18.2%
案件毎	2 機関	18.2%
未実施	3 機関	27.2%

4) 販売成績

年1回	1 機関	9.1%
年2回	1 機関	9.1%
四半期毎	1 機関	9.1%
毎月	1 機関	9.1%
案件毎	2 機関	18.2%
融資申込時	1 機関	9.1%
未実施	4 機関	36.3%

5) その他

- ・試算表を4半期ごとに提出するケースもある（E銀行）
- ・営農貸越勘定を活用（随時）（K農協）
- ・破綻懸念先以下の農家は経営検討会（畜産農家、営業店担当者、畜産部署、融資部、リスク審査部、税理士、政策金融公庫等）を毎月実施（I農協）

○飼養面

1) 頭数増減

年 1 回	1 機関	9.1%
年 2 回	1 機関	9.1%
四半期毎	1 機関	9.1%
毎月	3 機関	27.2%
システムにより通年	1 機関	9.1%
モニタリング外注年 1 回、自行月 1 回	1 機関	9.1%
融資申込時	1 機関	9.1%
未実施	2 機関	18.2%

2) 異常の有無

年 2 回	1 機関	9.1%
四半期毎	1 機関	9.1%
毎月	2 機関	18.2%
システムにより通年	1 機関	9.1%
経営者から報告（随時）	1 機関	9.1%
融資申込時	1 機関	9.1%
未実施	4 機関	36.3%

3) 飼養状況

年 2 回	1 機関	9.1%
四半期毎	1 機関	9.1%
毎月	2 機関	18.2%
システムにより通年	1 機関	9.1%
融資申込時	1 機関	9.1%
未実施	5 機関	45.4%

4) 繁殖成績

年 1 回	1 機関	9.1%
年 2 回	1 機関	9.1%
四半期毎	1 機関	9.1%
毎月	2 機関	18.2%
システムにより通年	1 機関	9.1%
融資申込時	1 機関	9.1%
未実施	4 機関	36.3%

5) 肥育成績

年 2 回	1 機関	9.1%
毎月	2 機関	18.2%
システムにより通年	1 機関	9.1%
融資申込時	1 機関	9.1%
未実施	6 機関	54.5%

6) その他

乳検データ活用	1 機関	—
案件受付の都度	1 機関	—

②現地調査

○経営面

1) 決算書確認

年1回	6 機関	54.5%
四半期毎	1 機関	9.1%
未実施	4 機関	36.4%

2) 資金繰り

年1回	2 機関	9.1%
四半期毎	1 機関	9.1%
2ヵ月1回	1 機関	9.1%
案件毎	1 機関	9.1%
未実施	6 機関	63.6%

3) 負債の増減

年1回	2 機関	18.2%
四半期毎	1 機関	9.1%
2ヵ月1回	1 機関	9.1%
案件毎	1 機関	9.1%
未実施	6 機関	63.5%

4) 販売成績

年1回	2 機関	18.2%
四半期毎	1 機関	9.1%
毎月	1 機関	9.1%
未実施	7 機関	63.6%

○飼養面

1) 頭数増減

年1回	2 機関	18.2%
年2回	2 機関	18.2%
四半期毎	1 機関	9.1%
毎月	2 機関	18.2%
未実施	4 機関	36.4%

2) 異常の有無

年1回	2機関	18.2%
年2回	2機関	18.2%
四半期毎	1機関	9.1%
毎月	2機関	18.2%
未実施	4機関	36.4%

3) 飼養状況

年1回	2機関	18.2%
年2回	1機関	9.1%
2ヵ月1回	1機関	9.1%
毎月	2機関	18.2%
未実施	5機関	45.4%

4) 繁殖成績

年1回	1機関	9.1%
年2回	1機関	9.1%
2ヵ月1回	1機関	9.1%
毎月	2機関	18.2%
未実施	6機関	45.4%

5) 肥育成績

年1回	1機関	9.1%
年2回	1機関	9.1%
2ヵ月1回	1機関	9.1%
毎月	2機関	18.2%
未実施	6機関	45.4%

6) その他

- ・メイン行となっているところは、通常のマニタリングを毎月実施している（E銀行）
- ・随時、営農担当、販売担当、家畜改良と連携している（K農協）

③モニタリングの実績機関

- ・当行（JA等）…8機関
- ・協定先…2機関
- ・外部委託先又は当行…1機関

④モニタリングに係る経費負担者

- ・当行（JA等）…6機関
- ・協定先…2機関
- ・外部委託先（利用者）又は当行…1機関
- ・特に経費の発生なし…2機関

(18) モニタリング分析結果等の取扱いについて

分析結果を事業者へフィードバックしているか	している 6 機関 (2 銀行、1 信金、3 農協)	していない 4 機関 (2 銀行、1 信金、1 農協)	無回答 1 機関 (1 信組)
分析結果のフィードバックにより経営改善に結びついているか	結びついている 4 機関 (1 銀行、3 農協)	結びついていない 2 機関 (2 信金)	無回答 5 機関 (3 銀行、1 信組、1 農協)
分析結果を事業者にフィードバックすることについて問題点があるか	ある 1 機関 (1 農協)	ない 7 機関 (3 銀行、2 信金、2 農協)	無回答 3 機関 (1 銀行、1 信組、1 農協)
問題点がある理由	当組合の作業時間の確保が大変		

(19) 畜産担保換価処分の実績、畜産担保換価処分時のルールの有無について

畜産担保換価処分の実績の有無	ある 4 機関	ない 7 機関
畜産担保換価処分時のルールの有無	ある 2 機関	ない 9 機関
どのような方法で処分し、評価額に対して回収額はどの程度だったか	<ul style="list-style-type: none"> ・競売、買い手と売り手の交渉 (A 銀行) ・家畜市場に販売、販売した牛の評価額を繰上償還 (D 農協) ・家畜市場又は屠畜場での販売、その時の牛のコンディションにより価格は大きく変わる (K 農協) ・バックアップスキーム (担保対象牛の一時飼養、処分に関する協定) により処分 (4 先、回収率 70%) (G 銀行) 	

(20) 債務不履行 (デフォルト) 時のためのバックアップスキームについて

	ある	ない	無回答
バックアップスキーム	5 機関		6 機関
債務不履行 (デフォルト) 事例	2 機関	4 機関	5 機関
デフォルト事例がある場合バックアップスキームに沿った取扱だったか	はい 1 機関 いいえ 1 機関 (牛のバックアップスキームはあるが、豚のスキームが無かった)		

(21) 動産担保・買掛金担保等の債権担保が棄損した場合の取扱

A 銀行	基準が無いので成り行き任せ
B 信金	試算表を見て良くなければ協議する
C 信組	掛け目を 60%としているため (病気等で大量に死亡した場合、別途追加で牛を入担させる)
D 農協	繰上償還
E 銀行	個別に対応
F 銀行	案件ごとに検討
K 農協	牛の場合、死亡したり廃用牛となるものがあるが、不足になる分については後継牛で補充されている
I 農協	通常、畜産部署は畜産農家と出荷計画を立て、返済充当する分も協議するため、棄損する前の対策が出来ていると思料。しかしながら、牛舎内の牛に譲渡担保が設定されているため、牛が数頭死亡することがあったとしても、担保権執行までは至っていないのが現状
M 農協	棄損分の回収を図る若しくは追加担保を取得する

(22) 経営正常化に向けた取組について

①経営悪化等を把握した場合の指導等を強化する基準について

- ・毎年3月末を基準に経営階層区分を定めている（D農協）

②経営悪化等を把握した場合の具体的なフォローアップ体制と取組について

- ・JAの経営課が中心となり、役場、普及センター、元獣医と協議し、農家へ出向き指導している。（D農協）

③経営悪化等を把握した場合の指導等を強化する基準がない場合の取組について

A銀行	通常の経営指導
B信金	A B Lではないが、経営悪化した場合、融資限度の見直し等の基準がある
F銀行	案件ごとに対応
G銀行	関係者（飼料メーカー、パッカー、税理士、獣医師等）との連携
H信金	経営状況を把握しながらやっているので貸しっぱなしにはしていない
I農協	畜産部署が融資部、審査部への情報提供により、関連部署が新たな資金対応又は条件緩和対応を協議し、畜産農家へ支援策を提案
K農協	特別指導組合に指定し、四半期毎に実績点検し現況や今後の見通しについて協議し、理事、職員で構成された営農委員会にて報告し今後の対策を協議する
M農協	メイン行と連携し、対応を協議する

2. デフォルト実態調査

(1) 畜産経営の債務不履行（デフォルト）状況

①発生状況

金融機関	発生年度、件数、金額	債務不履行の概要（要因）
D農協	令和4年度 2件、130百万円 （うち畜産ABL 1件、2百万円） 令和3年度 1件、49百万円	体調不良 1件 経営不振 2件
G銀行	令和5年度 1件、20百万円	飼料代高騰等により経営悪化
J農協	令和6年度 5件 令和5年度 1件 令和4年度 1件 令和3年度 2件 令和2年度 1件	高齢（後継者不足） 経営不振 業種（野菜）変更
K農協	令和2年度 1件、67百万円 （うち畜産ABL 1件、67百万円）	経営主のケガ（骨折）により、飼養管理や作業効率が低下し経営が悪化
M農協	令和5年度 1件、27百万円 令和4年度 1件、13百万円	繁殖成績の低下 管理不足等により個体乳量が伸びなかった

②債務不履行（デフォルト）防止のため、特に心がけている或いは畜産農家を指導していることについて

D農協	経営改善対策チームによる指導
G銀行	・定期的なモニタリングによるリレーション強化 ・決算時の業況確認
J農協	営農担当者が肥育上の指導、資金上の確認を行い一頭当たり負債額が高額になっている場合、面談と経営診断を行う
K農協	・生産性向上のための増頭対策や疾病対策、繁殖改善に向けた指導 ・労働力対策、後継者対策
M農協	・指導班体制を整え技術指導巡回及び資金面の管理を徹底 ・定期的な実績検討会を開催し改善点等を本人、JA指導班にて共有し解決に向けて取り組んでいる

③関係機関と連携したバックアップスキームについて

	スキームの有無	スキームの内容
A銀行	有	担保牛管理、経営破綻等（バックアップ）を全国肉牛事業協同組合が実施
D農協	有	畜産担当者等が業務の一環として市場等に運び売却する
G銀行	有	・対象動産を処分するときは、取引先の販売先や仕入れ先等への売却 ・当行取引先への売却 ・同業者への事業売却（M&A） 等適切な方法を選択する
J農協	有	全部売却して経営中止するが、処分するまでは他の農家（管理料支払）、JAが飼養する
K農協	無	離農時の状況は様々である為に、その都度スキームを構築して対応する
M農協	無	—

④関係者のサポートが得られた場合の関係者のサポート

- ・ 換価時の評価（JA農機センター）（M農協）
- ・ 家畜の処分（JA畜産課）（M農協）

⑤関係者のサポートが得られなかった場合の対処

- ・本人や親族、近所の同業者へ依頼（K農協）
- ・家畜以外は債務者の意向も考慮し進めているが、JAに依頼があった場合は関係部署と連携を取り進めている。
または、町村へ協力を依頼する（農地売却等）（M農協）

(2) 債務不履行（デフォルト）事例（9事例）について

① 法人・個人の別

法人	3件	33.3%
個人	6件	66.7%

②畜産経営の形態

酪農	5件	55.6%
肉用牛	1件	11.1%
ホル育成	1件	11.1%
養豚	2件	22.2%

③債務不履行（デフォルト先）に対する融資内容

融資残高のほとんどが他行の金融機関の融資分	3件	33.3%
融資残高のほとんどが自らの融資分	6件	66.7%

④債権保全

1) 担保

担保を取っていた	9件
担保の種類	不動産・動産（1）、土地・共済（2）、土地・貯金・共済・牛（1）、土地・貯金・牛（1）、不動産（1）、不動産・肉用牛（1）、土地・居宅（2）

2) 保証人

保証人のみ	3件	33.3%
基金協会保証のみ	4件	44.5%
保証人と基金協会保証	2件	22.2%

⑤債務不履行（デフォルト）に至った理由

A銀行	・家畜の疾病等の発生の影響 ・過剰設備投資
D農協	・顧客（借入者）又は家族が病気（死亡）等になった ・顧客（借入者）の放漫経営
G銀行	・家畜の疾病等の発生の影響 ・畜産環境の変化（飼料高騰等）
K農協	・顧客（借入者）又は家族が病気（死亡）等になった ・災害被害の影響（雪害、牛舎倒壊） ・畜産環境の変化（飼料高騰等）
M農協	・家畜の疾病等の発生の影響 ・顧客（借入者）の放漫経営 ・畜産環境の変化（飼料高騰等）

⑥債務不履行（デフォルト）先に対して実施していたモニタリングについて
（正常時と経営悪化等を把握した以降の比較）

【A銀行】

関係書類等報告	確認事項	正常時	経営悪化等を把握した以降
○経営面	決算書確認	年1回	リスク申し出時
○飼養面	頭数増減	月1回	

【D農協：事例I】

関係書類等報告	確認事項	正常時	経営悪化等を把握した以降
○経営面	決算書確認	年1回	年1回
	資金繰り	2ヵ月1回	月1回
	負債の増減	2ヵ月1回	月1回
	販売成績	2ヵ月1回	月1回
	その他		
○飼養面	頭数増減	月1回	月1回
	異常の有無	月1回	月1回
	飼養状況	月1回	月1回
	繁殖成績	月1回	月1回
	肥育成績	月1回	
	その他		

現地調査	確認事項	正常時	経営悪化等を把握した以降
○経営面	決算書確認	年1回	年1回
	資金繰り	2ヵ月1回	月1回
	負債の増減	2ヵ月1回	月1回
	販売成績	2ヵ月1回	月1回
	その他		
○飼養面	頭数増減	月1回	月1回
	異常の有無	月1回	月1回
	飼養状況	月1回	月1回
	繁殖成績	月1回	月1回
	肥育成績	月1回	
	その他		

【D農協：事例Ⅱ】

関係書類等報告	確認事項	正常時	経営悪化等を把握した以降
○経営面	決算書確認	年1回	年1回
	資金繰り	3ヵ月1回	月1回
	負債の増減	3ヵ月1回	月1回
	販売成績	3ヵ月1回	月1回
	その他		
○飼養面	頭数増減	2ヵ月1回	月1回
	異常の有無	2ヵ月1回	月1回
	飼養状況	2ヵ月1回	月1回
	繁殖成績	2ヵ月1回	月1回
	肥育成績	2ヵ月1回	
その他			

現地調査	確認事項	正常時	経営悪化等を把握した以降
○経営面	決算書確認	年1回	年1回
	資金繰り	3ヵ月1回	月1回
	負債の増減	3ヵ月1回	月1回
	販売成績	3ヵ月1回	月1回
	その他		
○飼養面	頭数増減	2ヵ月1回	月1回
	異常の有無	2ヵ月1回	月1回
	飼養状況	2ヵ月1回	月1回
	繁殖成績	2ヵ月1回	月1回
	肥育成績	2ヵ月1回	
その他			

【G農協：事例Ⅰ】

関係書類等報告	確認事項	正常時	経営悪化等を把握した以降
○経営面	決算書確認	年1回	年1回
	資金繰り	3ヵ月1回	3ヵ月1回
	負債の増減	年1回	3ヵ月1回
	販売成績	3ヵ月1回	3ヵ月1回
	その他		
○飼養面	頭数増減	3ヵ月1回	3ヵ月1回
	異常の有無		
	飼養状況		
	繁殖成績	3ヵ月1回	3ヵ月1回
	肥育成績	3ヵ月1回	3ヵ月1回
その他			

現地調査	確認事項	正常時	経営悪化等を把握した以降
○経営面	決算書確認	年1回	年1回
	資金繰り	年1回	3ヵ月1回
	負債の増減	年1回	3ヵ月1回
	販売成績	3ヵ月1回	3ヵ月1回
	その他		
○飼養面	頭数増減	3ヵ月1回	3ヵ月1回
	異常の有無	3ヵ月1回	3ヵ月1回
	飼養状況		3ヵ月1回
	繁殖成績	3ヵ月1回	3ヵ月1回
	肥育成績	月1回	3ヵ月1回
	その他		

【G農協：事例Ⅱ】

関係書類等報告	確認事項	正常時	経営悪化等を把握した以降
○経営面	決算書確認	年1回	年1回
	資金繰り		
	負債の増減	年1回	3ヵ月1回
	販売成績	年1回	3ヵ月1回
	その他		
○飼養面	頭数増減	システム（通年）	システム（通年）
	異常の有無		
	飼養状況		
	繁殖成績		
	肥育成績	システム（通年）	システム（通年）
	その他		

現地調査	確認事項	正常時	経営悪化等を把握した以降
○経営面	決算書確認	年1回	年1回
	資金繰り		3ヵ月1回
	負債の増減	年1回	3ヵ月1回
	販売成績	年1回	3ヵ月1回
	その他		
○飼養面	頭数増減	システム（通年）	システム（通年）
	異常の有無	システム（通年）	システム（通年）
	飼養状況	システム（通年）	システム（通年）
	繁殖成績		
	肥育成績	システム（通年）	システム（通年）
	その他		

【K農協：事例Ⅰ】

関係書類等報告	確認事項	正常時	経営悪化等を把握した以降
○経営面	決算書確認	年1回	3ヵ月1回
	資金繰り	年1回	3ヵ月1回
	負債の増減	年1回	3ヵ月1回
	販売成績	年1回	3ヵ月1回
	その他	営農貸越勘定を活用(随時)	営農貸越勘定を活用(随時)
○飼養面	頭数増減	年1回	3ヵ月1回
	異常の有無		3ヵ月1回
	飼養状況		3ヵ月1回
	繁殖成績	年1回	3ヵ月1回
	肥育成績		
その他	乳検データの活用(随時)	乳検データの活用(随時)	

現地調査	確認事項	正常時	経営悪化等を把握した以降
○経営面	決算書確認	年1回	3ヵ月1回
	資金繰り	年1回	3ヵ月1回
	負債の増減	年1回	3ヵ月1回
	販売成績	年1回	3ヵ月1回
	その他		
○飼養面	頭数増減	6ヵ月1回	6ヵ月1回
	異常の有無		
	飼養状況		
	繁殖成績		
	肥育成績		
その他	随時、営農・販売・ 家畜改良と連携	随時、営農・販売・ 家畜改良と連携	

【K農協：事例Ⅱ】

関係書類等報告	確認事項	正常時	経営悪化等を把握した以降
○経営面	決算書確認	年1回	3ヵ月1回
	資金繰り	年1回	3ヵ月1回
	負債の増減	年1回	3ヵ月1回
	販売成績	年1回	3ヵ月1回
	その他	営農貸越勘定を活用(随時)	営農貸越勘定を活用(随時)
○飼養面	頭数増減	年1回	3ヵ月1回
	異常の有無		3ヵ月1回
	飼養状況		3ヵ月1回
	繁殖成績	年1回	3ヵ月1回
	肥育成績		
その他	乳検データの活用(随時)	乳検データの活用(随時)	

現地調査	確認事項	正常時	経営悪化等を把握した以降
○経営面	決算書確認	年1回	3ヵ月1回
	資金繰り	年1回	3ヵ月1回
	負債の増減	年1回	3ヵ月1回
	販売成績	年1回	3ヵ月1回
	その他		
○飼養面	頭数増減	6ヵ月1回	6ヵ月1回
	異常の有無		
	飼養状況		
	繁殖成績		
	肥育成績		
	その他	随時、営農・販売・ 家畜改良と連携	随時、営農・販売・ 家畜改良と連携

【M農協：事例I】

関係書類等報告	確認事項	正常時	経営悪化等を把握した以降
○経営面	決算書確認	年1回	年2回
	資金繰り	年1回	年4回
	負債の増減	年1回	年4回
	販売成績	年1回	年4回
	その他		
○飼養面	頭数増減	年1回	年4回
	異常の有無	年1回	年4回
	飼養状況	年1回	年4回
	繁殖成績	年1回	年4回
	肥育成績	年1回	
	その他		

現地調査	確認事項	正常時	経営悪化等を把握した以降
○経営面	決算書確認	年1回	年2回
	資金繰り	年1回	月1回
	負債の増減	年1回	月1回
	販売成績	年1回	月1回
	その他		
○飼養面	頭数増減	年1回	月1回
	異常の有無	年1回	月1回
	飼養状況	年1回	月1回
	繁殖成績	年1回	月1回
	肥育成績	年1回	
	その他		

【M農協：事例Ⅱ】

関係書類等報告	確認事項	正常時	経営悪化等を把握した以降
○経営面	決算書確認	年1回	年2回
	資金繰り	年1回	年4回
	負債の増減	年1回	年4回
	販売成績	年1回	年4回
	その他		
○飼養面	頭数増減	年1回	年5回
	異常の有無	年1回	年5回
	飼養状況	年1回	年5回
	繁殖成績	年1回	年5回
	肥育成績	年1回	
その他			

現地調査	確認事項	正常時	経営悪化等を把握した以降
○経営面	決算書確認	年1回	年2回
	資金繰り	年1回	月1回
	負債の増減	年1回	月1回
	販売成績	年1回	月1回
	その他		
○飼養面	頭数増減	年1回	月1回
	異常の有無	年1回	月1回
	飼養状況	年1回	月1回
	繁殖成績	年1回	月1回
	肥育成績	年1回	
その他			

1) 融資先が債務不履行（デフォルト）となった時の対応措置について

A銀行	銀行が単独で債務不履行（デフォルト）先と対応策を検討した
D農協	J Aが単独で経営中止（経営破綻）先と対応策を検討した
G銀行	銀行が関係機関（モニタリング委託先、畜産関係組織等）と協議の上で融資先と対応策を検討した (取った措置：A B L担保の肉用牛の売却)
K農協	J Aが単独で経営中止（経営破綻）先と対応策を検討した
M農協	J Aが単独で債務不履行（デフォルト）先と対応策を検討した (取った措置：資産の売却を誘導し、残金の返済計画をJ A・基金協会・債務者にて協議して設定)

2) 関係者等のサポートについて

	A銀行	D農協	G銀行	K農協	M農協
処分までの飼養代行	代理人弁護士	J A	従前より親交のある畜産業者	J A	債務者
経営継承先の紹介	同	同		同	
販売先の紹介	同	同		同	J A
評価方法	同	同		同	家畜市場
換価方法	同	同		同	家畜市場
家畜の処分	同	同		同	
その他	同	同		近所の酪農家へ 依頼	

3) 債務不履行（デフォルト）時の評価方法について

A銀行	未評価
D農協	市場価格（同一品種・同一月齢の単価）による
G銀行	飼養期間・飼養コスト等（素畜費＋飼料費）を基に当行が算定
K農協	市場価格（同一品種・同一月齢の単価）による
M農協	帳簿価格 市場価格（同一品種・同一月齢の単価）による

4) 家畜の処分時の換価方法について

	換価方法	処分方法を考えた者
A銀行	経営継承先へ生きたまま売却	代理人弁護士
D農協	家畜市場販売	J A
G銀行	経営継承先へ生きたまま売却	経営者本人
K農協	家畜市場販売	経営者本人
M農協	家畜市場販売	J A

5) 経営正常化に向けた取組について

	経営悪化等を把握した場合の指導等を強化する基準	経営悪化等を把握した場合のフォローアップ体制と取組
A銀行	ない	
D農協	年1回、経営階層区分を設定し、ある一定のランクになると指導農家に指定される	J Aの経営課を中心に経営悪化農家への経営改善チームを関係機関へ依頼し体制を整える
K農協	ない	特別指導組合員として、理事を含む営農委員会で現状の把握と今後の対応を協議
G銀行	生産量、今後の収支見通し、貸出金残高、担保状況、連続赤字	
M農協	<ul style="list-style-type: none"> 自己査定にて要注意先以下に区分されており、経営難にあるとされる農家 支店レベルにて誘導が困難な先で営農指導及び資金管理が必要とされる農家 	<ul style="list-style-type: none"> 技術指導 毎月の巡回指導にて管理状況等を把握し、関係部署に共有するよう報告書を作成 金融部門 資金管理の徹底を図り、販売代金を管理し債権回収に努める 債務者、金融部門、技術部門にて定期的な実績検討会を開催し、問題点等について協議を行う

IV 【考察】動産担保をめぐる動きと 畜産ABLの活用

山崎農業経済研究所
所長 山崎 政行

1. 動産担保に係る法律の制定

畜産ABLを含む動産担保に関しては、民法の規定に基づいて実務のやりとり（担保取引）が行われている。このような状況の中で、平成30年6月に閣議決定された骨太の方針2018に次の文言が盛り込まれた。

「経営支援を強化するため、金融機関による担保・保証に依存しない融資の促進を通じて金融仲介機能を一層発揮させる」

また、令和元年6月にとりまとめられた成長戦略フォローアップにおいては、次の文言が盛り込まれた。

「企業や金融機関からのニーズを踏まえて、動産担保に関する法的枠組みや登記制度の整備について、将来的な法改正も視野に入れて検討する」

このような動きを受けて、令和3年2月に法制審議会に対して、次のとおり諮問がなされた。

「動産や債権等を担保の目的として行う資金調達の利用の拡大など、不動産以外の財産を担保の目的とする取引の実情等に鑑み、その法律関係の明確化や安定性の確保等の観点から、担保に関する法制の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい」

これを受けて、令和3年4月法制審議会に担保法制部会（以下「部会」という。）が設置され、令和7年1月に要綱の成案を得るまで51回の部会が開催された。この要綱が法律案の基となり、令和7年6月に「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」（略称例：「譲渡担保法」）が公布された。法律の施行は、法律の附則により、公布から2年6月を超えない範囲内に定められる、とされている。

本書では、法律の詳細については述べないが、本事業でも関心の高かった一般担保化に関する事項である対応要件について触れておく。結論を言うと、部会開催の初期に議論されていた「登記を優先する」という考え方は後退して、登記不要の占有改定の原則が維持された。専門家は次のとおり解説している。（下の（ ）内は筆者が補足）

「『対抗要件理論』（民法上の対抗要件が競合した場合には、単に対抗要件を具備した時間的先後によって優劣が決まる）を動産譲渡担保権の順位の原則とし」（『ジュリスト』令和7年11月号70ページ）

このように、新しい法律において、従前から行われていた占有改定による対抗要件具備が明確となった。関係する法律の条文は以下のとおりである。

（動産譲渡担保権の順位）

第32条 同一の動産について数個の動産譲渡担保権が互いに競合する場合には、その動産譲渡担保権の順位は、その動産の引渡し（登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対応することができない動産にあつては、登記又は登録）の前後による。

前事業では、畜産ABLにおいて登記を行うことが金融機関の取り得る実務の基本、という意見が多数あったが、譲渡担保法によって動産の引渡しに係る確定日付を得ることによって第三者に対抗することができるという原則が法

定されたのである。ただし、占有改定劣後ルールというものが導入されているので、注意は必要である。いずれにしても、本事業でも確認できた「モニタリングを重視する考えが、動産担保に係る不測の事態を予防する」ということの有効性を、よく認識しておくことが重要である。

2. 企業価値担保権の考え方と法律の制定

譲渡担保法に先だって、「事業性融資の推進等に関する法律」（略称例：事業性融資推進法）が、令和6年6月に成立している（令和8年5月施行予定）。この法律は、令和4年9月の金融審議会における金融担当大臣の諮問に対して、令和5年2月に取りまとめられた「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」の報告に基づき制定されている。

事業性融資推進法は、不動産担保や経営者保証等によらず、事業の実態や将来性に着目した融資を受けやすくなるよう、事業性融資の推進に関し、「基本理念」、「国の責務」、「事業性融資推進本部」、「企業価値担保権」、「認定事業性融資推進支援機関」等について定めている。企業価値担保権の設定及び効力等は、次の表のとおりである。

企業価値担保権の設定及び効力等について

項目	企業価値担保権について
担保目的財産	総財産 (将来キャッシュフローを含む事業全体の価値)
借り手 (債務者・設定者)	株式会社・持分会社 (自己の債務を担保するためにのみ設定可)
担保権者	企業価値担保権信託会社（新設） (※) 銀行等には簡易な手続で免許を交付
貸し手 (被担保債権者)	制限なし (※) 銀行以外に、ベンチャー・再生ファンド等も利用可
対抗要件	商業登記簿への登記 (※) 他の担保権との優劣は対抗要件具備の先後等
借り手の権限	担保目的財産の処分は基本的に自由 (※) 事業譲渡など、事業の内容を大きく変え、担保価値の毀損につながりうる通常の事業活動の範囲外の行為には、担保権者の同意を必要とする。
貸し手の権限制約	粉飾等があった場合を除き、経営者保証の利用を制限

※ 金融庁「事業性融資の推進等に関する法律案 説明資料（令和6年3月）」より筆者作成。

前述した（集合物）譲渡担保権と企業価値担保権の違いは、例えば対象財産の属性に大きな違いがある。前者は、現在及び将来における在庫等の特定範囲所属財産である。後者は、将来のキャッシュフローを生み出すすべての財産（会社の総財産）とされている（大西正一郎「企業価値担保権と集合物譲渡担保権の対比について」『ジュリスト』2025年11月号参照）。

事業性融資推進法は、特にスタートアップ企業向け融資やプロジェクト・ファイナンスにおける利用が期待されているが、畜産経営においても十分利用が可能と考えられる。上の表の「担保権者」や「貸し手」の動向も見ながら検討を進めたいところである。

3. 「金融取引の難しさ」の克服

譲渡担保法の制定は法律の未整備を解消するための制定であり、事業性融資推進法は社会情勢の変化に対応した融資の途を開くために制定されている。両者は、「金融取引の難しさ」を克服するために制定された、とも言える。現代の金融取引の難しさは、次の4点であるとされている（野間敏克「金融と社会」令和2年3月東洋経済新報社より引用。下の（ ）内は筆者補足。）。

① 取引費用の高さ

（貸し借りの相手を探し、交渉し、取引を完結するまでの各段階でかかる時間と手間と金銭という「取引費用」がかさむ、ということ）

② 将来のことが分からない：不確実性

③ 相手のことが分からない：情報の非対称性

④ 契約の不完備性

（将来のあらゆる事態に対処できるように完備された契約を結ぶことは不可能である、ということ）

譲渡担保法は、動産担保に関して法的に整備するために制定されたが、これは「契約の不完備性」が拡大された課題を捉えて制定されたと言い換えることができる。また、動産担保に関する法律が整備されることによって、資金の貸し手と借り手の間の担保取引が円滑に進むようになり、結果として取引費用の削減につながる事が期待される。

なお、畜産ABLの場合はモニタリングの実施によって不確実性や情報の非対称性の低減が図られることが、本事業の調査結果から明らかになっている。

また、事業性融資推進法の制定は、「無形」を含む全財産を対象とすることによって不確実性や情報の非対称性が高まると考えられること、即ち更なる金融取引の難しさが増す、ということ克服するために法律を整備して取り組もうとするチャレンジと言える。

4. 畜産ABLをめぐる「無形」の確立

事業性融資推進法の企業価値担保権は、「無形」を含む総財産を担保の対象としている。事業融資推進法では、担保の対象として「無形」の他に、もう一つの「無形」が重要になる。それは、借り手と貸し手・担保権者の間の緊密な信頼関係と継続的に借り手の成長を支える、という「仕組み」のことである。金融庁のホームページでは、「事業の将来性に基づく融資のための新たな選択肢」として次の二つを挙げている。

① 事業者と金融機関の緊密な信頼関係を構築する（将来性に依拠するための大前提）

② 事業の継続・成長を支える（将来性に依拠した融資の後押し）

上記の信頼関係の構築、成長の支えという仕組みは有形のものではない。事業性融資を推進していくためには、このような「無形」のものを選択していくことが求められている。言い換えると、このような「無形」の仕組みを作らなければ事業性融資の推進は難しい、ということである。

現代は、この「無形」への関心が高まっている。「無形」を担保の対象に含める動きもその一つであるが、例えば下の表の無形投資に含まれるソフトウェアやデータベースの重要性が急激に高まっていることは周知のとおりである。また、研修が大きな成果を発揮することを経験された関係者も多いのではないかと思う。

有形と無形の事業投資例

有形投資	無形投資
建物 情報通信設備 (コンピューターハード、通信設備など) コンピューター以外の機器 車両	ソフトウェア データベース 研究開発 鉱物探索 娯楽創造、文芸・芸術の創作 デザイン・設計 研修・訓練 市場リサーチとブランディング ビジネスプロセス・リエンジニアリング

※ジョナサン・ハスケル、スティアン・ウェストレイク「無形資産が経済を支配する」(令和6年3月・東洋経済新報社)より筆者作成。

このような考え方を、畜産ABLに引き寄せてみよう。畜産ABLの担保は有形資産であるが、本事業の現地調査によって、各金融機関が畜産ABLに取り組む「無形」の仕組みが明らかになった。G銀行は、経験を踏まえて新しいシステムへの投資を行い、リレーションシップ型の畜産ABLの金融手法という「無形」を完成させた。B信用金庫は、支店職員の奮闘により独自の畜産ABLの手法という「無形」をスタートさせている。C信用組合は、県食肉公社という畜産専門機関と協定書を締結した手法という「無形」を活用している。系統農協は、信用部門が営農部門の情報を活用するという、いわば総合農協のノウハウという「無形」を使って畜産ABLを行っている。J農協は、県畜産協会の経営分析能力という「無形」を取り込んで組合員の経営支援に役立てていると言える。こうしてみると、各金融機関の畜産ABLの仕組みが、それぞれ独自の「無形」であることに気づかされる。

前ページの表を引用したジョナサン・ハスケルとスティアン・ウェストレイクの著書「無形資産が経済を支配する」(山形浩主訳・令和2年1月東洋経済新報社)は、無形資産や無形投資には次の4つの特徴があると述べている。

- ① スケーラブル (拡張可能) であることが多い
- ② スピルオーバー (波及効果) を作り出すということ
- ③ サunkコスト (埋没費用) を表すことが多いこと
- ④ シナジー (相補的となること) を持つ傾向があること

4つの特徴を具体的に考えてみよう。有形投資によって建設した畜舎は簡単に移動させることなどはできないが、畜産ABLのスキームはA地点からB地点に簡単に広めることが可能である。一方で、スキームの構築に費やした金銭を、スキームの売却で回収することは難しいだろう。また、経営分析などと組み合わせると、単なる資金供与にとどめずに経営改善に向けたシナジー効果を生むことなどが可能である。

畜産ABLの仕組みは「無形」であるが、頑健性を持った仕組みとして構築、確立されて運用されると、金融機関にとっても、畜産経営にとっても、或いは両者の間に立つ畜産専門機関にとっても、事例調査の結果のとおり大きな成果を及ぼすのである。

5. 畜産ABL活用に向けた結合型金融

本事業における現地調査では、特にリレーションシップ型の畜産ABLにおけるモニタリングが、畜産経営と金融機関の関係の緊密度を高めていることが明らかになった。本事業では、多くの金融機関が関心を持つ「デフォルト時の対応」にも焦点を当てた調査を行った。そこから分かったことは、畜産専門機関の活用を含めたモニタリングの充実がデフォルトの予防に効果的であるということである。

譲渡担保法の成立は、金融機関に畜産ABLを含めた動産担保融資を再考する契機を与えることになると考えられる。事業性融資促進法が施行されて企業価値担保権というものが浸透していくと、「無形」の重要性が金融機関の中で深まっていくものと思われる。事業性融資促進法には、法律の基本理念が次のとおり記述されている。

(基本理念)

第3条 事業性融資の推進等は、会社及び債権者の相互の緊密な連携の下に、会社の事業の継続及び成長発展に必要な資金の調達等の円滑化に資するものとなることを旨として、行わなければならない。

この基本理念は、私たちが目指す「畜産ABLによる畜産経営に対する円滑な資金供給」にも通じている。特に『相互の緊密な連携』は、金融機関が危惧するデフォルトは予防するためにも有効であるモニタリングが、その実践手法となる。そして、緊密な連携を構築するためには、金融機関と畜産経営の間に畜産専門機関が介在することが有効であること、そのことが金融機関および畜産経営からも期待されている、ということが本事業で明らかになった。いよいよ、金融機関と畜産専門機関が、畜産経営の『成長発展に必要な資金の調達』に向けた結合型金融を実行する時期が来た、と言える。

資料編

参考① 調査票集計一覧

畜産ABL融資実態及びモニタリング調査集計結果 (No1)

	A 銀行	B 借金	C 信組	D 農協	E 銀行	F 銀行
1. 畜産全体に対する資金調達の融資スタンス等について教えてください。						
畜産に対する融資の現状	①全体の貸出金残高 95,154件、3,037,205百万円 ②うち農業経営向け 4,641百万円 ③うち畜産経営向け 2,922百万円 ④うち畜産ABL融資 34件、百万円	畜産が盛んな地域に比べると、事業者数が少ないうえに規模も小さいため、畜産業に対する事業性評価のノウハウが少ないのが現状。	畜産ABL融資残高は12件、54百万円	①全体の貸出金残高 488件、3,329百万円 ②うち農業経営向け 255件、2,962百万円 ③うち畜産経営向け 235件、2,962百万円 ④うち畜産ABL融資 延べ15件、45百万円	銀行全体の貸出残高6,638億円、農業、食料、林産物267億円で約4%。畜産は15億円、ABL融資は約50件、畜産ABLは4件(肉牛3件、酪農1件)	畜産を含む農林業向け融資は、24年3月末で約310億円(総貸出残高の約0.4%) (畜産のみで分類していない。)
畜産に対する融資のスタンス	他の業種への融資と変わらない	出荷する牛の販売代金を返済財源とし、一括での返済を求めているのが基本スタンスとなっている。	個別案件ごとに営業状況を見ながら対応	農家より借入相談があった場合、家畜を評価し融資する。農家から相談→企画会議→理事会議→融資	枠を設定して当座貸越、キャッシュフローが出るまでは短期で資金繰りを支援	個別案件毎に是々それぞれのスタンスで取組
2. 現時点の規程に基づく畜産ABLの取り組みについて教えてください。						
畜産ABLの取扱いに関する内部規程がありますか。	ある 他のABLと共通(当該規程の中に「業牛担保ローン」についてを整備)	ある ABL事務取扱要領	規程はないが、評価、モニタリング等を実施する協定がある	ある (育成畜担保貸付規程)	ある ABLで一本	ない
取得する担保物件の対象範囲、制約等に関する取り決めがありますか。	ない	要領では売却権担保、棚卸資産担保、機械設備担保、家畜担保と細分化されている	協定先(食肉公社)へ出荷する牛のみ	ある ABLで一本	ある ABLで一本	ない
家畜の評価手法に関する取り決めがありますか。	ない 簿価で評価	ない 棚卸資産と同様の評価	前月の市場価格の平均単価	規程はないが、現査確認の時価評価(個体評価時価格の80%以内等)	ある ABLで一本	ない
モニタリング実施方法に関する取り決めがありますか。	ある 「業牛担保ローン」についての規定により、委託組合から月次で提出される担保牛管理情報報告を基にモニタリングを実施	ある 3ヵ月毎に場所の確認、一覧表(試算表)により飼養管理状況、経営状況をヒアリング	ある 毎月の現地訪問、状況報告	ある 年1回は個体識別情報にて確認	ある ABLで一本	ある
デフォルト時における担保の換価の方法等の取り決めがありますか。	ない	ない	協定先が飼養管理等を代行	ない 大抵は市場等で売却 適齢期まで育成する場合もある	ない (必要になれば評価会社に相談)	ない
3. 貸付案件について畜産ABL案件として取扱う場合の判断基準等について教えてください。						
貸付案件について、畜産ABL案件として取扱う判断基準を定めていますか (定めている場合、どのような基準でしょうか。)	定めていない	定めていない	定めていない 協定先の取引先のみ	定めている	定めていない	定めていない
4. 畜産ABLの取扱い開始時期について教えてください。						
	平成21年頃	令和4年10月	平成23年12月	平成24年頃	平成18年7月	平成19年
5. 畜産ABLを取扱うこととなったきっかけ・経緯等をお願いします。						

	A 銀行	B 借入金	C 債組	D 農協	E 銀行	F 銀行
	・ 畜産ABLという先進的な融資手法に取り組むことにより、金融機能の強化・対外的なアピールにつながるため ・ 土地・建物等の不動産は既に担保設定しており、新たな担保として動産担保を活用するため 動産譲渡担保の特例法が整備されたため、他の融資機関も実施していた	債権担保全面の強化（基本的には人的担保がメインという中で） 土地・建物等の不動産は既に担保設定しており、新たな担保として動産担保を活用するため 事業性証券の深化 関係性の強化 ABL導入の条件として、毎月試算表を提出してもらって数値化が密になった	顧客（借入者）の要望を踏まえて対応したことによる 畜産（借入者）の要望を踏まえて対応したことによる 返済原資が明確	質越動産清算のため家畜を販売していたが、販売すると自家育成の家畜がいなくなるため、購入が必要となつて悪循環になっていたこととから、行政の指導もあり、家畜で融資できないか検討した。 家畜を飼養していれば、JJAが家畜を評価した金額の80%借入ができる。（限度有） 導入金は導入経費、上限2千万円、自家保留牛は上限1千万円	土地・建物等の不動産は既に担保設定しており、新たな担保として動産担保を活用するため 牛は個体識別番号により、個体管理が可能であるため	畜産ABLという先進的な融資手法に取り組むことにより、金融機能の強化・対外的なアピールにつながるため

6. 畜産ABLの取扱開始までにどのような準備を行いましたか(又は取扱い開始後においてこのような準備をしておけば良かったと感じましたか)。

(1) 取扱い開始前の準備						
① 仕組み関係(モニタリング、評価方法、換価方法等)	評価会社に相談	・ モニタリングの回数、周期の設定 ・ 債務者から保有するデータの提供依頼 ・ 審査の確認等	日本政策金融公庫が実施していた畜産ABLの方式を参考とした	規程を作成し理事会で承認	評価会社に依頼して規程作りから仕組みを作った	
② 金融機関内部の了解までの手順等(説明)	規定の作成 個別案件の審査		仕組みについて内部稟議を作成し組合内決裁を取得	・ 企画会議（管理職会議）で企画 ・ 理事会承認		
③ システム関係	ない	特になし	個体登録された肉牛管理は協定先のシステムを利用	・ ジャスラムの商品登録（融資の商品） ・ エクセルにて牛個体ごとに管理		
④ その他						
(2) 取扱い開始後において、このような準備をしておけば良かったと感じたこと		評価方法があいまいで、設定方法も不明確 明確な基準が必要と感じた	特になし	特になし	デフォルトした時にどうするかを考慮しておく必要	
7. 担当職員等について教えてください。	いない 営業店の渉外担当	いない 本部担当者1人、営業店の融資担当者	いない 本部担当者1人、営業店の融資担当者	いない	ABL全体で2人いる。（評価会社への連絡、不動産の有無の確認など）	いない。（支店資金担当者が他の資金同様に取り扱う。）

8. 近年の畜産ABLの貸付状況（貸付件数・貸付実行額、最近の状況を教えてください）。

	買付額(残高ベース) (百万円)		買付額(残高ベース) (百万円)		買付額(残高ベース) (百万円)		買付額(残高ベース) (百万円)	
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
令和2年度		6	28	8	40	6	1,893	
令和3年度		6	36	11	51	6	1,647	
令和4年度		5	20	6	23	6	1,645	
令和5年度		5	20	3	12	4	1,605	
令和6年度		12	54					
極額の設定の有無	ある 企業として与信	ある	ある(上限20万円)	ある	ある	ある	ある	
(最近の状況)	横ばい	横ばい	増加傾向	減少傾向	減少傾向	減少傾向	減少傾向	
増加・減少傾向として考えられる理由			飼料価格高騰等	別な資金で対応(公庫セーフティネット資金、JJAプロパー資金)				・ 業績不振 ・ スキーム維持管理の負担 ・ モニタリングが可能であれば必ずしも担保取得を必要としない。

	A 銀行	B 信金	C 信組	D 農協	E 銀行	F 銀行
9. 畜産 ABL 融資を進めたものの借り入れに繋がらなかったケースについて教えてください。						
	ある	ない	ない	ある	ない	ない
(繋がらなかった場合の理由等)	モニタリングが大変という理由で断られた			経営不振(理事会不承認)	既融資先にABL利用を勧めたが、費用対効果の関係から断られた。	具体的相談に至らず提出資料や評価費用等の必要性を説明し終了するケースが時々ある。
	(繋がるための取組について)			計画の樹立(数回)		
10. 畜産 ABL の融資期間、融資実行までの期間等について教えてください。						
(融資期間)	平均1年程度(極度枠を毎年更新)	平均1年程度	1年若しくは2年	平均3～5年程度	1年程度	1年
(借入申込みから融資実行までの期間)	極度枠内であれば当日でも可	2カ月程度	3日から1週間程度	1カ月程度	2カ月程度	3～6ヶ月
(約)						新規組成時の期間
11. 資金融借期間における畜産 ABL の畜産状況について教えてください。						
・審査に時間がかかる	畜産ノウハウが無いので理解するまで時間がかかる	畜産ノウハウが無く、無いのでも、時間がかかる	1日	かからない	他資金と変わらない	案件毎に条件が異なり、統一した基準がない。
・関係書類が多い	特に多くない			特に多くない	"	統一した様式がなく案件毎に作成・修正するケースが多い。
・関係部署(合議力所)が増える	営業推進部、ソリューション企画部、コンプライアンス部(手数料の取り方)			特に増えない	"	融資部内で審査、企画部門の他内答に於いて弁護士や他部門への相談を要する。
・決裁を得るランクが上がると	本部決裁になる	デフォルトリスクが高い		上がらない	"	
・その他		畜産業に関する審査ポイントを理解する必要がある		他の資金よりもハードル低い		外部評価を使用する場合、調整等が発生する。
その理由						
12. 畜産 ABL の貸付条件等(貸付金利等他の資金と比較してどうですか。)						
(金利面)	若干高め(銀行手数料が増える)	同水準	低い(1.6%固定)	3.9%固定金利(JA利子補給1.4%で実質2.5%)(H24から不変)	変わらない	変わらない
(融資期間面)	変わらない(1年。極度貸付けとしては同じ)	同水準	1年ないし2年(担保となる肉用牛の出荷時期)	・自家育成保留は償還5年以内 ・購入育成は3年以内	変わらない	変わらない
(実地確認・モニタリング面)	他の融資では実地確認、モニタリングはしない	頻度が多い	協定先にて月次	現地確認、市場販売確認、個体識別確認	ABLの場合は実査、毎年評価換えを実施	頻度や項目が増加する。
(報告事項面)	評価会社からの報告がある		実施確認結果を月次報告		試算表、資金繰り表など同様	頻度や項目が増加する。
(その他)						
13. 畜産 ABL の物件担保の内容について教えてください。						
(棚卸資産)	動産	肥育途上の家畜	肉用牛	家畜	肉用牛、乳牛	肉用牛、乳牛
(売掛債権)					セット(販売代金口座管理)	
(車両機械設備)	ない	ない	ない	ある	ない	ない
14. 家畜など資産によらず債権のみに基づく融資をした事例について教えてください。						
(ある場合、何を担保にしましたか)				牧草(ローールの販売、未収金に対する)		
(例：乳代等)						

	A 銀行	B 借金	C 借組	D 農協	E 銀行	F 銀行
15. 取得した担保の対抗要件 具備について(確定日付のある証 書による通知又は承諾、債権(動 産)譲渡登記、占有改定など)	個人：譲渡担保契約を締結し確定 日付を取っている 法人：譲渡担保契約を締結してい る	登記	譲渡担保契約を締結し確定日付を 取っている	・譲渡担保契約書を締結(法務局 で確定日付(郵度))	法人は登記の方法を取っている 個人は自宅等の個人資産を担保徴 求	・登記又は占有改定の方法 ・譲渡担保契約書を締結
その理由	融資機関として原則的な対応方針 を決めている。(マニュアル化)	融資機関として原則的な対応方針 を決めているため	取扱っていない	融資機関として原則的な対応方針 を決めているため 取扱っていない	融資機関として原則的な対応方針 を決めているため 取扱っている	融資機関として原則的な対応方針 を決めているため 取扱っていない
16. 資産ABLの物件担保の 取扱い(一般担保として取り扱っ ているか、いなか)について 教えてください。	一部、評価会社が評価しているも のは一般担保として取り扱ってい るが、評価していない先の方が多 い(経費がかかる)	取扱っていない				
取り扱っている場合						
いつ頃から					平成18年頃(当初)から	
一般担保として取り扱って いる理由	・貸倒引当金を算出する際に担保 として計上できず財務上の効果が 大きい、信認が高ま り、融資拡大につながる ・資産ABLの推進が図られ、経営 状況を把握できる顧客が増える				正常先としており、貸倒引当金の 積み増しが不要	
取扱っていない場合						
一般担保として取扱ってい ない理由	手続(スキームの構築、関係機関 との連携等)が煩雑である モニタリングさえしていれば添え 担保で十分	モニタリングさえしていれば添え 担保で十分		手続が煩雑なため		
取り扱う場合の課題						・評価の妥当性 ・処分方法の妥当性
17. モニタリングについて(モニタリングの内容、実施機関、経費負担者等)教えてください。						
(1)モニタリングの内容						
① 関係書類等報告						
○経営面						
<input type="checkbox"/> 決算書確認 (頻度)	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
<input type="checkbox"/> 資金繰り (頻度)	試算表により毎月、四半期毎	年2回	融資申込時	3カ月1回	月1回	案件毎
<input type="checkbox"/> 負債の増減 (頻度)	試算表により毎月、四半期毎	月1回	年1回	3カ月1回	月1回	案件毎
<input type="checkbox"/> 販売成績 (頻度)	試算表により毎月、四半期毎	年2回	融資申込時及び決算書徴求時	1カ月1回		案件毎
<input type="checkbox"/> その他(具体的に)					試算表を4半期ごとに提出する ケースもある	
○事業面						
<input type="checkbox"/> 頭数増減 (頻度)	年1回(外注)、銀行月1回	年2回	融資申込時及び決算書徴求時	原則:	原則:	原則:
<input type="checkbox"/> 異常の有無 (頻度)		年2回	融資申込時及び決算書徴求時	3カ月1回	月1回	月1回
<input type="checkbox"/> 営業状況 (頻度)		年2回	融資申込時及び決算書徴求時	3カ月1回	月1回	月1回
<input type="checkbox"/> 繁殖成績 (頻度)		年2回	融資申込時及び決算書徴求時	3カ月1回	月1回	月1回
<input type="checkbox"/> 肥育成績 (頻度)		年2回	融資申込時及び決算書徴求時			月1回
<input type="checkbox"/> その他(具体的に)						
②現地調査						
○経営面						
<input type="checkbox"/> 決算書確認 (頻度)	年1回	0回	協定先により毎月確認・報告		年1回	
<input type="checkbox"/> 資金繰り (頻度)		0回			2カ月1回	
<input type="checkbox"/> 負債の増減 (頻度)		0回			2カ月1回	
<input type="checkbox"/> 販売成績 (頻度)		0回				

	A 銀行	B 借金	C 信組	D 農協	E 銀行	F 銀行
<input type="checkbox"/> その他 (具体的に)					メイン行となっているところは通常のモニタリングを毎月	
○飼養面						
<input type="checkbox"/> 頭数増減 (頻度)		年2回		2カ月1回	年1回 (評価替えのタイミミング)	
<input type="checkbox"/> 異常の有無 (頻度)		年2回		2カ月1回		年1回
<input type="checkbox"/> 飼養状況 (頻度)		年2回		2カ月1回		年1回
<input type="checkbox"/> 繁殖成績 (頻度)		年2回		2カ月1回		
<input type="checkbox"/> 肥育成績 (頻度)		年2回		2カ月1回		
<input type="checkbox"/> その他 (具体的に)						
(2) モニタリングの実施機関	評価する先は外部、評価しない先は銀行	協定先	協定先	当JA	当行	当行
(3) モニタリングに係る経費負担者 ()				当JA		
経費の内訳						
<input type="checkbox"/> 現地訪問実費	委託費 (利用者)	協定先	協定先負担		当行負担	当行負担
<input type="checkbox"/> 分析費						
<input type="checkbox"/> データ利用料等の経費 (負担内容)						
<input type="checkbox"/> モニタリング委託費	外部					
<input type="checkbox"/> その他 (具体的に)	なし	なし			なし	なし
○経営指導・技術指導のスキーム				あり	なし	
指導の構成メンバー				農協、役場、普及センター、元獣医		
○通常のモニタリング以外に指導等を強化することがある場合はどのような時か	ない (通常の融資サービス)	ない		ない	ない (金融上の指導を実施)	ある
18. モニタリング分析結果等の取扱いについて教えてください。						
			生存確認結果と属完了状況を報告			
○経営面						
分析結果を事業者へフィードバックしているか	フィードバックしていない	フィードバックしている		フィードバックしている	フィードバックしていない	フィードバックしている
分析結果のフィードバックにより経営改善に結びついているか。	結びついていない	結びついていない		経営改善に結びついている		
分析結果を事業者へフィードバックすることについて問題点がある場合、具体的に	ない	ない		ある		ない
○飼養面						
分析結果を事業者へフィードバックしているか	フィードバックしていない	フィードバックしていない	生存確認結果と属完了状況を農家から報告	当JAの作業時間の確保が大変		フィードバックしている
分析結果のフィードバックにより経営改善に結びついているか。						
分析結果を事業者へフィードバックすることについて問題点があるか						ある

	A 銀行	B 借金	C 信組	D 農協	E 銀行	F 銀行
2.2. 経営正常化に向けた取組みについて						
(1) 貴金融機関における畜産経営の融資先へのモニタリング等により経営悪化等を把握した場合のフォローアップ体制等について教えてください。	ない	ない	常に業況把握に努めている	ある	ない	ない
○経営悪化等を把握した場合の指導等を強化する基準があれば教えてください。				毎年3月末を基準に経営階層区分を定めている。		
○ある場合は具体的な基準を教えてください。				J A 及び経営者が中心となり、役場、普及センター、元副産と協議し、農家へ出向き指導している。		
○経営悪化等を把握した場合の具体的なフォローアップ体制と取組みを教えてください。	通常の経営指導	A B L ではないが、経営悪化した場合、融資限度の戻し等の基準がある				案件ごとに対応
○ない場合、経営悪化等を把握した場合の対応について教えてください。	なし	なし	なし	ある	なし	なし
(2) 経営悪化等を把握した場合のフォローアップにより、債務不履行（デフォルト）前に経営が正常化した成功事例を教えてください。						
【事例1】				酪農		
○畜産経営の形態				家畜の疾病、技術不足		
○正常化への取組が必要と判断したきっかけ（理由）						
○指導助言の内容等						
指導助言の内容				対策チームを立上げ、巡回を強化し、繁殖・飼養管理の徹底指導を行った。		
実施機関				J A、町、普及センター、農協連等		
頻度				月2回以上		
経営改善の状況				生乳生産の増加 H25 674t→R5 830t 個体乳量の増加 H25 8,074kg→R5 10,069kg		
経営が正常化した要因				経営者が父より、息子に移譲。息子（現経営主）が助言などを聞き入れ、継続的に改善に取り組んだ。		
【事例2】						
○畜産経営の形態				その他（ホルン育成・預託）		
○正常化への取組が必要と判断したきっかけ（理由）				技術不足、経営主の病氣		
○指導助言の内容等						

	A 銀行	B 借金	C 借組	D 農協	E 銀行	F 銀行
指導助言の内容				対策チームを立上げ、巡回を強化し、繁殖・飼養管理の徹底指導を行った。		
実施機関				J A、町、普及センター、農協連等		
頻度				年／月2回以上		
経営改善の状況				預託販売売上げ H26 35,700千円→R3 61,699千円 預託収入 H26 36,763千円→52,121千円		
経営が正常化した要因				搾乳では収益が確保できないと判断され、ホルン育成・預託（全酪）を開始。対策チームが育成状況を巡回することで確認、協議をしてきた。本人も技術もあり、堅調に販売されている。		
23. 畜産ABLによる融資手続の今後の予想について教えてください。	構はい、処分、市場環境、流通が整わないと伸びない。	協定先への集荷状況次第である。	協定先への集荷状況次第である。	現預金が7年度末までなので、その延長を今後語る予定。	牛であればニーズが高まればABLは儲けると考える。	・大きく変わらない ・企業価値担保権により「担保」取得は容易になる可能性がある。

畜産ABL融資実態及びモニタリング調査集計結果 (No2)

	G 銀行	H 信金	I 農協	K 農協	M 農協
1. 畜産全体に対する貴金融機関の融資スタンス等について教えてください。					
畜産に対する融資の現状	畜産ABL融資は1件、23百万円 専門知識が無いので畜産関係への融資は消極的。牛、鶏への融資はある程度はあり、少額の運転資金を出している。大口(10百万円を超える)融資は1件。		近年、飼料高騰や肥育牛・子牛の販売価格の下落等により、資金繰り安定化を図るための運転資金及び元金据置や期限延長等の条件変更の相談が増加。また、飼料購入における買掛金や未払金等の残高が増加している農家も増え、今後、買掛金等を信用債権ヘンフットする動きも出てくる予想される。	①全体の貸出金残高466件、1,605百万円 ②うち農業経営向け件、百万円 ③うち畜産経営向け443件、1,334百万円 ④うち畜産ABL融資件、百万円	R6年12月末貸出残高は1,191億円うち農業経営向け7億円うち畜産経営向け6億円うち畜産ABLは0円(畜産ABL505百万円は各地区本部へ一部事業譲渡のため本店残高なし)
畜産に対する融資のスタンス	地域の基幹産業である畜産業の維持・発展のため、これまで同様の取組を継続	金利面、リスク面や保全面から運転資金が中心(設備資金は日本政策金融公庫)	畜産部署と営業店、融資部が協議し、畜産農家の経営実態に応じた資金提案と経営指導を行う。・運転資金、導入資金について、は、主に制度資金(アグリメイク資金、近代化資金、農業資金(動産譲渡担保、不動産担保設定)や政策公庫の対応を検討。子牛販売価格の高騰や肥育牛、収支が悪化した先への運転資金対応について、災害緊急特別対応資金(農業基金協会保証付)を活用。	畜産相談を行い、今後の見通しや投資の規模、担保の状況等を協議し融資を行う。	畜産業の維持・発展のため、これまで同様の取組を継続
2. 現時点の規程に基づく畜産ABLの取り組みについて教えてください。					
畜産ABLの取扱いに関する内部規程がありますか。	ある	ない 事例が1件なので作成していない	ない (畜産ABLに限定した内部規程はないが、当A担保審査基準において、家畜に対する評価手法、担保掛目が定められている(原価法、掛目60%)	ない	ない
取得する担保物件の対象範囲、制約等に関する取り決めがありますか。	ある		ない (特に定めはないが、融資条件の内容により、導入牛に特定するか、保管場所にて飼育する自己牛に対し譲渡担保を設定するか判断。	規程はないが、担保物件の対象範囲は牛	ない
家畜の評価手法に関する取り決めがありますか。	ある		ある (原価法(畜産部署が作成する棚卸評価にて算定))	規程はないが、10月~12月家畜市場の平均価格	ない
モニタリング実施方法に関する取り決めがありますか。	ある		ない	規程はないが、営農部にてモニタリングを実施(営農係、販売係、家畜改良係)	ない
子フォルト時における担保の換価の方法等の取り決めがありますか。	ある		ない	規程はないが、売却し償還に充てる	ない
3. 貸付案件について畜産ABL案件として取扱う場合の判断基準等について教えてください。					
貸付案件について、畜産ABL案件として取扱う判断基準を定めてありますか	定めている	定めていない	定めていない	定めていない	定めていない

	G銀行	H信金	I農協	K農協	M農協	
(定めている場合、どのような基準でしょうか。)						
4. 畜産ABLの取扱い開始時期について教えてください。	平成17年頃	令和5年1月頃から	平成24年頃	平成19年頃から稲担保として一部徴収	平成28年7月頃	
5. 畜産ABLを取扱うことになったきっかけ・経緯等を教えてください。	畜産ABLという先進的な融資手法に取り組み、金融機能の強化、対外的なアピールにつながるため 土地・建物等の不動産は既に担保設定しており、新たな担保として動産担保を活用するため	土地・建物等の不動産は既に担保設定しており、新たな担保として動産担保を活用するため 経緯としては支店で融資の保全強化のために検討した結果、ABLを導入した	畜産ABLという先進的な融資手法に取り組み、金融機能の強化、対外的なアピールにつながるため 土地・建物等の不動産は既に担保設定しており、新たな担保として動産担保を活用するため ・融資におけるJAの保全面の強化(リスク軽減)が図られること。 ・保証人徴求に代わる融資手法として位置づけられること。	保証制度の取直し 第三者保証が主流だったが、デフォルト時には保証人自体も経営悪化に陥る事が多く、回収効率としましては真逆なため 同時に第三者保証原則禁止の指針が出されたため、人的保証からの担保へ切り替えた。	土地・建物等の不動産は既に担保設定しており、新たな担保として動産担保を活用するため 畜産業者への融資対応を充実させるため、畜産ABLの取扱いを開始した ・畜産ABLのモニタリングを通じて、財務面以外の経営状況(飼養環境等)を確認できること。 ・債権保全強化につながることを。	
6. 畜産ABLの取扱い開始までにどのような準備を行いましたか(又は取扱い開始後においてこのような準備をしてあげれば良かったと感じたことはありましたか)。	(1)取扱い開始前の準備 ①仕組み関係(モニタリング、評価方法、換価方法等) ②金融機関内部の了解までの手順等(説明) ③システム関係 ④その他 (2)取扱い開始後において、このような準備をしてあげれば良かったと感じたこと	モニタリングは、畜産ABLに限らず決まっている。評価方法は動産の6割掛けとしている。 支店決裁のものより1日長いくらい ない	特になし 特になし 該当なし	・家畜改良係の家畜動態調査結果のデータを活用することとした ・評価については、自己査定(牛の評価)を利用(価格、樹目等) 理事会にて人的保証から物的担保へ変更することを決定後組合員に周知 なし	モニタリング手法の確認 評価方法は「評価なし」と整理 通常融資と同様の対応 未対応	
7. 担当職員数等について教えてください。	5人	融資担当が必要性を判断(渉外担当の場合もある)	いない	いない	いない	
8. 近年の畜産ABLの貸付状況(貸付件数・貸付実行額、最近の状況)を教えてください。						
	件数	貸付額(残高ベース)(百万円)	件数	貸付額(残高ベース)(百万円)	件数	貸付額(残高ベース)(百万円)
令和2年度	87	368	9		2	604
令和3年度	89	372	3		2	574
令和4年度	85	397	1		2	535
令和5年度	85	383	1	23	2	505
令和6年度			0	0		
極度額の設定の有無	ある	ない	証書貸付極度枠(約3,500万円)を設定			ある

	G銀行	H信金	I農協	K農協	M農協
(最近の状況)	横ばい	新規ない(相談がない) (1件は償還期間10年、他行借)	増加傾向	増加傾向	減少傾向
増加・減少傾向として考えられる理由			協会保証付融資で対応できない先担保の増加により、JAプロパー資金の対応が増加。	担保の充足状況や経営状況により担保を撤求しており、最近の農業情勢の悪化により、経営状況が悪化する傾向があるため	導入頭数の減少や導入単価の下落
9. 畜産ABL融資を進めたものの借入れに繋がらなかったケースについて教えてください。					
	ある	ない	ない	ない	ない
(繋がらなかった場合の理由等)	棚卸の評価や動態管理に問題があるケース、他行等で先行して動産担保が取得されており、分別が困難なケース		畜産ABLについては、畜産農家の理解を得られやすく、特別な取組み等は実施していない。	根担保の為	
(繋げるための取組について)					
10. 畜産ABLの融資期間、融資実行までの期間等について教えてください。					
(融資期間)	平均1年程度	10年程度 証書貸付	平均2年～5年程度		平均2年程度
(借入申込みから融資実行までの期間)	2～3か月程度	1週間程度 本部扱い(理事長決裁)	約1～2か月程度		2か月程度
(約ヶ月程度)					
11. 資金金融機関内における畜産ABLの審査状況について教えてください。					
(審査に時間がかかる)	審査に時間がかかる	特に変わらない		他の資金と変わらない	
(関係書類が多い)	関係書類が多い	特に変わらない (頭数確認は行う)		"	"
(関係部署(合議カ所)が増える)		特にない		"	"
(決裁を得るランクが上がる)		他と変わらない		"	"
(その他)			担保保全リスクにより、決裁ランクが定められているため、無担保融資より、畜産ABLを活用した融資の方が、資金決裁までのスキームがスムーズであると思料する。		
その理由			担保保全リスクにより、決裁ランクが定められているため。		
12. 畜産ABLの貸付条件等(貸付金利等他の資金と比較してどうですか。)					
(金利面)	畜産業者ごとに設定	業種で変えることはない	借入者の経営状況や取引状況による	変わらない	変わらない
(融資期間面)	通常融資と同等	借換という使途面と財務面から10年(最長)	借入者の経営状況や取引状況による	変わらない	変わらない
(実地確認・モニタリング面)	畜産業者に応じて、1年、6ヶ月毎、3ヶ月毎に現場調査	審査が上がってきたら、現地確認を行う(モニタリングは月1回、翌月にはローンレピュ一表が本部へ上がる)	他の資金より細かな内容の確認を実施。支店、融資部、畜産部署との情報共有。	変わらない	担保実査などの回数は増える
(報告事項面)	システムヘリアルタイム入力	ローンレピュ一表による	同上	変わらない	変わらない
(その他)					
13. 畜産ABLの物件担保の内容について教えてください。					
(棚卸資産)	肉用牛、肉豚、馬	豚(集合物)	子牛、繁殖牛、肥育牛		肥育牛、豚(豚舎)
(売却権)					

	G銀行	H信金	I農協	K農協	M農協
(車両機庫設備)					
14. 家畜など資産によらず債権のみに基づき融資をした事例について教えてください。	ない	ない	ない	ない	ない
(ある場合、何を担保にしましたか) (例：乳代等)					
15. 取得した担保の対抗要件具備について(確定日付のある証書による通知又は承継、債権(動産)譲渡登記、占有改定など)	個人は占有改定、譲渡担保契約書を締結するとともに確定日付を取っている。畜舎等には明認方法をとっている。占有改定の方法を取っている。譲渡担保契約書を締結するとともに確定日付を取っている。畜舎等には明認法をとっている。	登記	個人は譲渡担保契約を締結する。とともに確定日付を取っている。法人は登記の方法をとっている。譲渡担保契約書を締結している。	占有改定	譲渡担保契約を締結し確定日付を取っている
その理由	融資機関として原則的な対応をためているため	たまたま畜産A B L対象者が法人であったため	融資機関として原則的な対応をためているため	登記しなくとも一般的に問題はないと考えている	たまたま畜産A B L対象者が法人であったため
16. 畜産A B Lの物件担保の取扱い(一般担保として取り扱っているか、いないか等)について教えてください。	取り扱っている場合 いつ頃から 令和4年頃から	取り扱っている	取り扱っている	取り扱っていない	取り扱っていない
取り扱っていない場合 一般担保として取り扱っていない理由	令和4年頃からは 保全措置を取ることによって、限度額引き上げや条件変更に対応できる	取り扱っている 保全措置としての信認が高まり融資拡大につながる	平成24年頃(当初)から 保全措置として信認が高まり融資拡大につながる。 保全措置を取ることに伴って限度額引き上げや条件変更に対応できる。		
取り扱っていない場合 一般担保として取り扱っていない理由					
取り扱う場合の課題					スキームの構築や関係機関との連携が煩雑であるため 評価・処分スキームの確立
17. モニタリングについて(モニタリングの内容、実施機関、経費負担者等)教えてください。					
(1) モニタリングの内容					
① 関係書類等報告					
○経営面					
□決算書確認(頻度)	年1回	年1回		年1回	年4回
□資金繰り(頻度)					年4回
□負債の増減(頻度)					年4回
□販売成績(頻度)	年1回				年4回
□その他(具体的に)			決算書や確定申告の確認は大抵年1回、資金繰り、負債の増減や販売成績は畜産農家の状況を踏まえた対応。破綻懸念先以下の農家は経営検討会(畜産農家、営業店担当者、畜産部署、融資部、リスク審査部、税理士、政策公庫等)を毎月実施。	営農賞越勘定を活用(随時)	
○飼養面					
□頭数増減(頻度)	システムにより通年			年1回	月1回
□異常の有無(頻度)	システムにより通年	経営者からの報告			月1回

	G銀行	H信金	I農協	K農協	M農協
<input type="checkbox"/> 飼養状況 (頻度)	システムにより通年				月1回
<input type="checkbox"/> 繁殖成績 (頻度)	システムにより通年			年1回	月1回
<input type="checkbox"/> 肥育成績 (頻度)	システムにより通年			乳検データ活用 (随時)	月1回
<input type="checkbox"/> その他 (具体的に)	案件受付の都度		同上		
②項地調査					
○経営面					
<input type="checkbox"/> 決算書確認 (頻度)	年1回	年1回		年1回	年4回
<input type="checkbox"/> 資金繰り (頻度)		業況により月1回、3か月1回、6ヶ月1回		年1回	年4回
<input type="checkbox"/> 負債の増減 (頻度)	年1回	業況により月1回、3か月1回、6ヶ月1回		年1回	年4回
<input type="checkbox"/> 販売成績 (頻度)	年1回	基本訪問時に月1回	同上	年1回	年4回
<input type="checkbox"/> その他 (具体的に)					
○飼養面					
<input type="checkbox"/> 頭数増減 (頻度)	年1回	訪問時月1回		年2回 (6ヶ月1回)	月1回
<input type="checkbox"/> 異常の有無 (頻度)	年1回	経営者からの報告			月1回
<input type="checkbox"/> 飼養状況 (頻度)	年1回	訪問時月1回			月1回
<input type="checkbox"/> 繁殖成績 (頻度)	年1回	訪問時月1回			月1回
<input type="checkbox"/> 肥育成績 (頻度)	年1回	訪問時月1回			月1回
<input type="checkbox"/> その他 (具体的に)			同上	随時、営農、販売、連携	
(2)モニタリングの実施機関	当行 (営業店担当)	当金庫支店	JJAの関係部署、畜産農家(債務者)の担当税理士、政策公庫等	当JJA	当組合
(3)モニタリングに係る経費負担者 ()		当金庫負担		なし	
経費の内訳					
<input type="checkbox"/> 現地訪問費	当行負担		特に経費の発生はなし		当組合負担
<input type="checkbox"/> 分析費	当行負担				
<input type="checkbox"/> データ利用料等の経費 (負担内容)	当行負担				
<input type="checkbox"/> モニタリング委託費					
<input type="checkbox"/> その他 (具体的に)	なし	なし	あり	なし	なし
○経営指導・技術指導のスキーム					
指導の構成メンバー			主に畜産部署が経営・技術指導。融資部、リスク審査部は資金繰り支援。		
○通常のモニタリング以外に指導等を強化することがある場合はどのような時か	ある	ない	ない	ある	ない
農場成績や業況に課題を抱えている場合				経営状況が悪化した時	
18. モニタリング分析結果等の取扱いについて教えてください。					
○経営面					
分析結果を事業者へフィードバックしているか	フィードバックしている		フィードバックしている	フィードバックしている	フィードバックしていない
分析結果のフィードバックにより経営改善に結びついていないか。	経営改善に結びついていない	フィードバックしていない	経営改善に結びついていない	経営改善に結びついていない	
分析結果を事業者へフィードバックすることについて問題点がある場合、具体的に	ない	経営改善に結びついていない	ない	ない	
		ない			

	G 銀行	H 信金	I 農協	K 農協	M 農協
○飼養面					
分析結果を事業者へフィードバックしているか	フィードバックしている		フィードバックしている	フィードバックしている	フィードバックしていない
分析結果のフィードバックにより経営改善に結びついているか。	経営改善に結びついている	フィードバックしていない	経営改善に結びついている	経営改善に結びついている	
分析結果を事業者へフィードバックすることについて問題点がある場合、具体的に	ない	経営改善に結びついていない	ない	ない	
19. 畜産担保換価処分の実績、畜産担保換価処分時のルールの有無等について教えてください。					
畜産担保換価処分の実績の有無	ある		ない	ある	ない
畜産担保換価処分時のルールの有無	ある	ない	ない	ない	ない
どのような方法で処分し、評価額に対し回収額はどの程度だったか。	バックアップスキーム（担保対象牛の一時飼養、処分に関する協定）により処分（4先、回収率70%）	ない		家畜市場、と畜場での販売。その時の牛のコンディションにより価格は大きく変わる。	
実際に処分して評価方法等の見直しが必要となったかどうか。				評価方法は今の状況で良いと考えている	
20. 債権不履行（デフォルト）時のためのバックアップスキームについて教えてください。					
バックアップスキームがある	ある			ある	
○債権不履行（デフォルト）事例がある	ある			ある	
○デフォルト事例がある場合、バックアップスキームに沿った取扱であったか	はい			はい	
○いいえの場合、スキームに沿った取扱をしなかった理由（具体的に）					
どうしたらスキームに沿った取扱ができるかと考えますか					
○現在のバックアップスキームに課題等はありませんか。ある場合、具体的に課題等と対応策について教えてください。	特にありません			債務者の協力が無ければスキームが成り立たない。協力が無い場合は、法的な対策を視野に入れて取り組まなければならないと考えている。	
バックアップスキームがない					ない
○スキームがない理由（具体的に）		ない	破綻懸念先以下の畜産農家に対しては、毎月、経営検討会の実施により、経営状況の確認や経営改善に向けた取組等の確認ができており、万が一の時に備えた準備が構築されているため。		未対応のため
○債権不履行（デフォルト）事例がある			ない		ない
○デフォルト事例がある場合、どのような方法で換価処分が行われましたか（具体的に）		ない			
○債権不履行（デフォルト）時に備え、課題等や対応策はありますか。（具体的に）			畜産動産担保を処分するにあたり、市場価格の影響を受けるため、債権額と同額で回収できる保証がないことが懸念される。		
21. 動産担保・売却金担保等の債権担保が実現した場合について教えてください。					

	G 銀行	H 信金	I 農協	K 農協	M 農協
○ 動産担保・売掛金担保等の債権担保が棄損した場合の担保権執行ルールなどの基準がありますか			ない		
棄損した場合の基準がある(具体的基準の内容)	一般貸出同様の対応			ない	
棄損した場合の基準がない(棄損した場合の取扱いはいはどのよう(具体的)に)に処理されていますか		ない	これまでに事例はないが、通常、畜産部畜産農家と出荷計画を立て、返済充当する分も協議するため、棄損する前の対策は出来ていると判断し、しかしながら、牛舎内の牛に譲渡担保設定しているため、牛が敬頭病死することがあったとしても、担保権執行までは至っていないのが現状。	牛の場合、死亡したり廃用牛となる物があるが、不足になる分については後継牛で補充されていると解釈している(集合物)	棄損分の回収を図る若しくは追加担保を取得する。
2.2. 経営正常化に向けた取組みについて					
(1) 資金融通関係における畜産経営の融資先へのモニタリング等により経営悪化等を把握した場合のフォローアップ体制等について教えてください。	ない		ない	ない	ない
○ 経営悪化等を把握した場合の指導等を強化する基準があれば教えてください。		ない			
○ ある場合は具体的な基準を教えてください。					
○ 経営悪化等を把握した場合の具体的なフォローアップ体制と取組みを教えてください。					
○ ない場合、経営悪化等を把握した場合の対応について教えてください。	関係者(飼料メーカー、バツカー、税理士、獣医師等)との連携				特別指導組合員に指定し、4半期毎に実績点検し現況や今後の見通しについて協議し、理事、職員で構成された畜産委員会にて報告し今後の対策を協議する
(2) 経営悪化等を把握した場合のフォローアップにより、債務不履行(デフォルト)前に経営が正常化した成功事例を教えてください。	ある	経営状況を把握しながらやっているの で、買しっぱなしにはしていない。		ある	なし
【事例1】		なし			
○ 畜産経営の形態	肉用牛		肉用牛	酪農	
○ 正常化への取組が必要と判断したきっかけ(理由)	コスト上昇による資金繰り悪化		資金繰りの改善。親から子への事業承継(家畜の疾病等)	作業職の故障や設備投資により償還金が増加し、経営を圧迫した	
○ 指導助言の内容等	繁殖成績の向上、枝重増加		親が所有する質貨物件の売却により負債圧縮と事業承継に結びついた。家畜の育成指導についても、畜産課と事業承継者が情報連携する体制が構築された。	生産性の向上、JAプロパー資金による残高借換、目標数量の設定、計画達成までの具体的なプロセスの検討	
実施機関	当行、飼料メーカー、獣医師、税理士		JA	JA	
頻度	3ヵ月に1回以上		1年/3回以上	月1回以上	
経営改善の状況	飼養方法等の変更により改善取組中		現在、畜特資金の残高があるため、債務区分は、その他要注意先であるが、返済遅滞や購買未収金等の発生は無し。	牛の飼養状況が良好で、生乳生産量の維持、個体販売が計画通り達成できた	

	G銀行	H借金	I農協	K農協	M農協
経営が正常化した要因	正常化に向け取組み継続中		有利子負債の圧縮と、畜産課と連携した牛の育成。	・具体的な計画達成プロセスを経営者が十分理解し、家族も含め実践した(家計費も含め協議) ・経営者：家族の努力により、計画通りに収入も増加維持でき、大きなトラブルもなく、借入金残高を減らすことができた。	
【事例2】					
○畜産経営の形態			肉用牛	酪農	
○正常化への取組が必要と判断したきっかけ(理由)			購買未収金の延滞、資金繰り改善	施設の導入による貸出金残高の増加、償還圧が高まり、収支不足となる。経営主の年齢により、負債対策を実施したが、効果は低い	
○指導助言の内容等			子牛価格の下落と飼料高騰による経費増加による資金繰りが悪化し、資金繰り改善の方法として、買掛未収金及び預託家畜残高を金融債権に一本化し、長期返済により資金繰りの安定化を図った。(債務区分：破綻懸念先)	生産向上対策、負債対策、資金借換	
実施機関			JA	JA	
頻度			月/1回以上	月1回以上	
経営改善の状況			対応して間もないため、引き続き、経営注視。	生乳生産の増加、収支改善	
経営が正常化した要因			固定化債権を長期返済ヘシフトし、資金繰り安定化が図られた。	後継者の就農、規模拡大による生乳生産量の増加、後継者への経営継承増頭対策として近隣の離農跡地を購入し育成牛を飼養し自家産の後継牛を確保できた。	
23.畜産ABLによる融資手法の今後の予想について教えてください。	畜産DXの普及によって畜産ABLの更なる高度化が期待され、畜産業者に対するリレーションが更に高まること予想される		今後、不動産担保及び連帯保証人徴求に代わる保全策として、畜産ABLによる融資手法が増加すると期待する。一方、子牛、成牛の市場価格が上昇しないこと、も懸念され、譲渡担保評価(畜産課による棚卸評価試算額)以上の融資対応は消極的である。	もともと階級のルールで子フォルト時には家畜は、資金返済財源としており、それを文章化したものであると考えている。今後とも根担保として進めていきたい。	評価方法や処分スキームが課題と感じているため、貸金から具体的な手法等を提供いただけるとありがたい(畜産ABL案件も増加すると思われる)

	A銀行	D農協	G銀行	J農協	K農協	M農協
③バックアップスキームが構築されていない場合の関係者のサポートについて						
1) 関係者のサポートが得られた場合の関係者のサポートについて						
・処分までの飼養代行	未定					
・換価時の評価	未定					JA農機センター
・家畜の処分	未定					JA畜産課
・その他	未定					
2) 関係者のサポートが得られなかった場合						
・関係者のサポートが得られなかった場合、どのように対処されましたか。	特になし				本人や親族、近所の同業者へ依頼	家畜以外は債権者の意向も考慮し、進めているがJAに依頼があった場合は関係部署と連携を取り進めている。または、町村へ協力を依頼する。(農地売却等)
III 債務不履行(デフォルト)事例について						
1 経営形態等						
1 債務不履行(デフォルト)に陥った者の経営形態等を教えてください。						
○法人経営・個人経営の別	事例1 事例2	事例1 事例2	事例1 事例2	事例1 事例2	事例1 事例2	事例1 事例2
(法人経営の場合) 従事者 人	法人経営 1 2人	個人経営 8 0人	法人経営 1人	個人経営 4人	個人経営 4人	個人経営 6人
(個人経営の場合) 家族構成等 (うち畜産従事者) 人	2人 (2人)	2人 (2人)		3人 (3人)	4人 (3人)	2人
(融資残高(可能であれば))	8,800万円	67,937千円	89,106千円	67,501千円	138,720千円	2,320万円
○畜産経営の形態	養豚	酪農	肉用牛	酪農	酪農	酪農
○畜産経営の形態	母豚280頭 肥育豚・育成豚 2,000頭	母豚3,000頭	肥育牛100頭	82頭	229頭	乳牛30頭
○債務不履行(デフォルト) 発生時飼養頭数	不明	69頭	肥育牛100頭	84頭	218頭	乳牛25頭
2 III-1で回答のあった事例1 及び事例2の債務不履行(デ フォルト)先に対する融資内 容等について	融資残高のほと んどが他の金融 機関の融資分	融資残高のほと んどが他の金融 機関の融資分	融資残高のほと んどが他の金融 機関の融資分	融資残高のほと んどが他の金融 機関の融資分	融資残高のほと んどが他の金融 機関の融資分	融資残高のほと んどが他の金融 機関の融資分
3 事例1及び事例2の債務不履行(デフォルト)先に対する担保・保証人・債務保証の状況等						
○担保を取っていた	不動産、動産	土地、共済	不動産	土地、貯金、共 済、牛	土地、貯金、牛	土地・居宅
○保証人を取っていた	取っていた	取っていた	取っていた			父・母 妻・後継者夫婦等
○基金協会の債務保証に付さ れていた		一部保証	一部保証	一部保証	一部保証	一部保証
○保全措置は付されていない かった						

	A銀行		D農協		G銀行		J農協		K農協		M農協	
	・家畜の疾病等の発生の影響による ・過剰設備投資	顧客(借入者)又は家族が病気になることによる	顧客(借入者)の放漫経営による	・家畜の疾病等の発生の影響による ・畜産環境の变化(飼料高騰等)による	・家畜の疾病等の発生の影響による ・畜産環境の变化(飼料高騰等)による	・家畜の疾病等の発生の影響による ・畜産環境の变化(飼料高騰等)による	・家畜の疾病等の発生の影響による ・畜産環境の变化(飼料高騰等)による	・顧客(借入者)又は家族が病気になることによる ・災害被害の影響(雪害、牛舎倒壊)	・顧客(借入者)又は家族が病気になることによる ・家畜の疾病等の発生の影響による(蹄病)	・家畜の疾病等の発生の影響による ・畜産環境の变化(飼料高騰等)による	・顧客(借入者)の放漫経営等による ・畜産環境の变化(飼料高騰等)による	・顧客(借入者)の放漫経営等による ・畜産環境の变化(飼料高騰等)による
4 債務不履行(デフォルト)に至った主な要因等												
5 債務不履行(デフォルト)となった、或いはなりそうという情報はどのよう把握されましたか	本人からの報告(申し出)	本人からの報告(申し出)	本人からの報告(申し出)	民事再生の申立て	本人からの報告(申し出)	本人からの報告(申し出)			本人からの報告(申し出)	本人からの報告(申し出)	本人からの報告(申し出)	本人からの報告(申し出)
6 債務不履行(デフォルト)先に対して実施していたモニタリングについて												
(1) 正常時(経営悪化等を把握する前)												
① 関係書類等報告												
○ 経営面												
<input type="checkbox"/> 決算書確認 (頻度)	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
<input type="checkbox"/> 資金繰り (頻度)		2カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	年1回	年1回	年1回	年1回
<input type="checkbox"/> 負債の増減 (頻度)		2カ月1回	3カ月1回	年1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	年1回	年1回	年1回	年1回
<input type="checkbox"/> 販売成績 (頻度)		2カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	年1回	年1回	年1回	年1回
<input type="checkbox"/> その他(具体的に)									営業貸越勘定を活用(随時)	営業貸越勘定を活用(随時)		
○ 飼養面												
<input type="checkbox"/> 頭数増減 (頻度)	月1回	月1回	2カ月1回	3カ月1回	2カ月1回	2カ月1回	2カ月1回	2カ月1回	年1回	年1回	年1回	年1回
<input type="checkbox"/> 異常の有無 (頻度)		月1回	2カ月1回	3カ月1回	2カ月1回	2カ月1回	2カ月1回	2カ月1回	年1回	年1回	年1回	年1回
<input type="checkbox"/> 飼養状況 (頻度)		月1回	2カ月1回	3カ月1回	2カ月1回	2カ月1回	2カ月1回	2カ月1回	年1回	年1回	年1回	年1回
<input type="checkbox"/> 繁殖成績 (頻度)		月1回	2カ月1回	3カ月1回	2カ月1回	2カ月1回	2カ月1回	2カ月1回	年1回	年1回	年1回	年1回
<input type="checkbox"/> 肥育成績 (頻度)		月1回	2カ月1回	3カ月1回	2カ月1回	2カ月1回	2カ月1回	2カ月1回	年1回	年1回	年1回	年1回
<input type="checkbox"/> その他(具体的に)									乳検データの活用(随時)	乳検データの活用(随時)		
② 現地調査												
○ 経営面												
<input type="checkbox"/> 決算書確認 (頻度)		年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
<input type="checkbox"/> 資金繰り (頻度)		2カ月1回	3カ月1回	年1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	年1回	年1回	年1回	年1回
<input type="checkbox"/> 負債の増減 (頻度)		2カ月1回	3カ月1回	年1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	年1回	年1回	年1回	年1回
<input type="checkbox"/> 販売成績 (頻度)		2カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	年1回	年1回	年1回	年1回
<input type="checkbox"/> その他(具体的に)												
○ 飼養面												
<input type="checkbox"/> 頭数増減 (頻度)		月1回	2カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	6カ月1回	6カ月1回	年1回	年1回
<input type="checkbox"/> 異常の有無 (頻度)		月1回	2カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	年1回	年1回	年1回	年1回
<input type="checkbox"/> 飼養状況 (頻度)		月1回	2カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	年1回	年1回	年1回	年1回
<input type="checkbox"/> 繁殖成績 (頻度)		月1回	2カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	年1回	年1回	年1回	年1回
<input type="checkbox"/> 肥育成績 (頻度)		月1回	2カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	3カ月1回	年1回	年1回	年1回	年1回

A 銀行	D 農協		G 銀行		J 農協		K 農協		M 農協	
<input type="checkbox"/> その他 (具体的に)										
○モニタリングの実施機関	銀行	J A	銀行	銀行				随時・営農・販売・家畜改良と連携	J A	J A
○経営指導・技術指導のシステム	なし	あり	なし	なし				なし	なし	なし
○指導の構成メンバー		町、農協連、普及センター						J A	J A	
(2)経営悪化等を把握した以降										
①関係書類等報告										
○経営面										
<input type="checkbox"/> 決算書確認 (頻度)		年1回	年1回	年1回				3カ月1回	3カ月1回	年2回
<input type="checkbox"/> 資金繰り (頻度)		月1回	月1回	3カ月1回				3カ月1回	3カ月1回	年4回
<input type="checkbox"/> 負債の増減 (頻度)		月1回	月1回	3カ月1回				3カ月1回	3カ月1回	年4回
<input type="checkbox"/> 販売成績 (頻度)		月1回	月1回	3カ月1回				3カ月1回	3カ月1回	年4回
<input type="checkbox"/> その他 (具体的に)								営農貸付を 活用 (随時)	営農貸付を 活用 (随時)	
○飼養面										
<input type="checkbox"/> 頭数増減 (頻度)		月1回	月1回	3カ月1回		システム (通年)		3カ月1回	3カ月1回	年4回
<input type="checkbox"/> 異常の有無 (頻度)		月1回	月1回	月1回				3カ月1回	3カ月1回	年4回
<input type="checkbox"/> 飼養状況 (頻度)		月1回	月1回	月1回				3カ月1回	3カ月1回	年4回
<input type="checkbox"/> 繁殖成績 (頻度)		月1回	月1回	3カ月1回				3カ月1回	3カ月1回	年4回
<input type="checkbox"/> 肥育成績 (頻度)				3カ月1回		システム (通年)				年5回
<input type="checkbox"/> その他 (具体的に)								乳橋データの活用 (随時)	乳橋データの活用 (随時)	
②現地調査										
○経営面										
<input type="checkbox"/> 決算書確認 (頻度)		年1回	年1回	年1回				3カ月1回	3カ月1回	年2回
<input type="checkbox"/> 資金繰り (頻度)		月1回	月1回	3カ月1回				3カ月1回	3カ月1回	月1回
<input type="checkbox"/> 負債の増減 (頻度)		月1回	月1回	3カ月1回				3カ月1回	3カ月1回	月1回
<input type="checkbox"/> 販売成績 (頻度)		月1回	月1回	3カ月1回				3カ月1回	3カ月1回	月1回
<input type="checkbox"/> その他 (具体的に)										
○飼養面										
<input type="checkbox"/> 頭数増減 (頻度)		月1回	月1回	3カ月1回		システム (通年)		6カ月1回	6カ月1回	月1回
<input type="checkbox"/> 異常の有無 (頻度)		月1回	月1回	3カ月1回		システム (通年)				月1回
<input type="checkbox"/> 飼養状況 (頻度)		月1回	月1回	3カ月1回		システム (通年)				月1回
<input type="checkbox"/> 繁殖成績 (頻度)		月1回	月1回	3カ月1回		システム (通年)				月1回
<input type="checkbox"/> 肥育成績 (頻度)				3カ月1回		システム (通年)				月1回
<input type="checkbox"/> その他 (具体的に)								随時・営農・販売・家畜改良と連携	随時・営農・販売・家畜改良と連携	
○モニタリングの実施機関	銀行	J A	銀行	銀行				J A	J A	J A

実施機関	A銀行		D農協		G銀行		J農協		K農協		M農協			
	年/月	回以上	J A、町、普及センター、農協連等	J A、町、普及センター、農協連等	月2回以上	月2回以上	当行、飼料メーカー、獣医師、税理士	3ヵ月1回以上	月1回以上	月1回以上	J A	J A	J A、普及センター	J A、普及センター
・ 年度	年/月	回以上	・ 預託販売売上 H26 3,570万円 → R3 6,170万円 ・ 預託収入 H26 3,676万円 → 5,212万円	・ 生乳生産の増加 H25 674t → R5 830t ・ 個体乳量の増加 H25 8,074kg → R5 10,069kg	・ 預託販売売上 H26 3,570万円 → R3 6,170万円 ・ 預託収入 H26 3,676万円 → 5,212万円	当行、飼料メーカー、獣医師、税理士 飼養方法等の変更により、改善取組み中	3ヵ月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	J A	J A	J A、普及センター	J A、普及センター
・ 年度	年/月	回以上	過去には搾乳を していたが収益 が確保できな いことが判断さ れ、ホル育成・ 預託（全酪）を 開始。対策チー ムが育成牛の育 成状況を巡回す ることで、確 認、協議をして きました。本人の技 術もあり、堅調 に販売されてい る。	父（経営主）よ り息子に譲渡。 息子が助言など を聞き入れ、種 極的に改善に取 り組んだ。	過去には搾乳を していたが収益 が確保できな いことが判断さ れ、ホル育成・ 預託（全酪）を 開始。対策チー ムが育成牛の育 成状況を巡回す ることで、確 認、協議をして きました。本人の技 術もあり、堅調 に販売されてい る。	正常化に向け取組み継続中	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	J A	J A	J A、普及センター	J A、普及センター
・ 年度	年/月	回以上	具体的な計画達 成プロセスを経 営者が十分理解 し、家族も含め て実践した。 （家計費も含め 協議） 経営者・家族の 努力により、計 画通り取入も増 きなく、借入金残 高を減らすこと ができた。	牛の飼養状況が 良好で、生乳生 産量の維持、個 体販売が計画通 り達成できた	具体的な計画達 成プロセスを経 営者が十分理解 し、家族も含め て実践した。 （家計費も含め 協議） 経営者・家族の 努力により、計 画通り取入も増 きなく、借入金残 高を減らすこと ができた。	当行、飼料メーカー、獣医師、税理士 飼養方法等の変更により、改善取組み中	3ヵ月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	J A	J A	J A、普及センター	J A、普及センター
・ 年度	年/月	回以上	父（経営主）よ り息子に譲渡。 息子が助言など を聞き入れ、種 極的に改善に取 り組んだ。	牛の飼養状況が 良好で、生乳生 産量の維持、個 体販売が計画通 り達成できた	具体的な計画達 成プロセスを経 営者が十分理解 し、家族も含め て実践した。 （家計費も含め 協議） 経営者・家族の 努力により、計 画通り取入も増 きなく、借入金残 高を減らすこと ができた。	当行、飼料メーカー、獣医師、税理士 飼養方法等の変更により、改善取組み中	3ヵ月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	J A	J A	J A、普及センター	J A、普及センター

デフォルト事例先行調査

		L農協		N農協	
	事例1	事例2	事例3	事例1	事例2
	H牧場	M牧場	O牧場	個人経営	Sファーム
1. 態様	保証人への経営継承	第3者(飼料会社の牧場)への経営継承	全頭肥育出荷	農協営農指導員が牛の売却農家を仲介	経営者が農協に相談なく牛を売却
2. 経営形態	肉用牛 乳用種	肉用牛 交雑種	肉用牛 交雑種	酪農	酪農
3. 個人・法人	個人	個人	個人	個人	法人
	家族構成1人(本人のみ)	家族構成4人(本人、父、母、妻(パート))	家族構成1人(本人のみ)	家族構成10人	
4. 飼養頭数	畜産従事者 1人 平常時 80頭 債務不履行時 79頭	畜産従事者 1人 平常時 190頭 債務不履行時 160頭	畜産従事者 1人 平常時 90頭 債務不履行時 90頭	畜産従事者 1人 平常時 28頭 債務不履行時 6頭	畜産従事者 4人 平常時 142頭 債務不履行時 100頭
5. 廃業日	平成19年11月	平成28年4月	令和3年6月	令和4年12月	令和4年12月
6. 負債残高	53百万円	145百万円	37百万円	-	-
7. 経過等	<p>・乳用種肥育経営を行っていたが、父の死去に伴い労働力不足に陥るとともに、管理がうまくできていなかったことから経営が悪化。</p>	<p>・昭和51年に酪農経営を開始。徐々に酪農から肥育経営へ移行しながら頭数を増やしていった。もとも技術は持っていたが、肥育成績の不振、畜畜費、飼料費の高騰、枝肉相場の下落等からやる気もなく負債が増加。畜特資金の活用による対応も行われたが負債が増加していった(H20年畜特2,150万円、H24年5,970万円借入)。</p>	<p>・昭和57年に乳用種肥育を開始。その後、鶏毛和種肥育、黒毛和種肥育へと変更していったが、素牛・飼料高騰の影響により経営が悪化し、平成21年農業経営再建指導農家となる。</p>	<p>・経費削減を図るため、粗飼料を自給していたが、乳量増加のため配合飼料の給与増に転換したが、飼料高止まりが続いた。令和3年には原因不明の事故牛の発生が続き、牛の導入が出来ず頭数減少・乳質低下による収入減となり経営困難になり廃業した。</p>	<p>・経済連牛導入事業の契約違反により、1年間の導入廃止となる。その後、購買未収金サイトオナーが発生し、導入再開ができず経営はさらに悪化。法人は酪農以外の野菜販売収入で返済計画を立てていたが、収入が不透明であり、農協は債権不能貸付先は農協の指導を受け入れない経営者であった。</p>

参考② 利用者アンケートの取りまとめ

利用者調査の取りまとめ

		T 牧場	U農場	N農場	Kファーム
1. 現在の経営概況等を教えてください。					
①経営概況	経営方針	10ヵ月の育成を購入し授精してから分娩2〜3ヵ月前に家畜市場で販売	酪農経営、繁殖成績改善と経産牛事故の低減による増産、飼料給与メニューの見直しによる飼料費の適正化により経費の節減による経営改善を目指す。	生乳生産増、経費の節減による所得向上を目指す。	ソーサイト方式一貫経営を行う。
	近年の経営状況	個体販売35頭15,716千円 預託収入330頭69,766千円	農業収入117,902千円、 年間出荷乳量804t(畜特資金の対策中)	農業収入121,033千円、 年間出荷乳量824t	売上高1,094百万円、年間 出荷頭数24,603頭
②経営規模・飼養規模		乳用牛 51頭、預託350頭	乳用牛132頭、牧草地61.7ha	乳用牛133頭、牧草地56.8ha	母豚1,000頭
③従事者数等(人)		1人	4人(外国実習生2人)	5人(外国実習生2人)	13人
2. 現在、畜産経営のために必要な資金等はどのように調達されていますか。	農協 銀行 信用金庫 信用組合 政策金融公庫 営農ローンのような貸越制度 購買事業・預託制度 飼料会社 その他	1	1	1	1
3. 畜産ABLに取組む(借入れる)までに融資機関に担保を提供していましたか。	①住宅等を担保提供していた ②畜舎、草地等を担保提供していた ③家畜等の動産担保以外はほぼ担保提供していた ④家畜等も含めほぼ担保提供しており、これ以上担保提供するものがなかった ⑤これまで特に担保提供は求められていない	1	1	1	1
4. 調達された借入金額及び資金使途を教えてください。	①資金使途 ②借入金額	牛の購入資金	根担保	根担保	規模拡大にかかる増加運 転資金 300百万円
5. 畜産ABLという融資手法があることをどのようにして知りましたか。	①金融機関から聞いたことがあった ②地域の畜産経営者仲間からの情報 ③畜産協会や飼料会社等から聞いたことがあった ④ネットや情報誌等を通じて知っていた ⑤リーフレット等を見たことがある	1	1	1	1
6. 畜産ABLという融資手法を利用するようになったきっかけは何ですか。	①自らABLを利用したいと申し込んだ ②借入相談に行ったときに金融機関から勧められた ③地域の畜産経営者仲間から勧められた ④畜産協会や飼料会社等から勧められた ⑤その他	1	JAより担保不足により勧められた	JAより担保不足により勧められた	1
7. 畜産ABLを借り入れるまでにどれくらいの期間がかりましたか。	相談〜借入申込みまで 申込みから貸付決定まで	約30日程度 約30日程度	根担保	根担保	約43日間程度 約15日間程度
8. 融資決定までの貸付審査は他の資金と比べてどうでしたか。	①思ったよりも審査に時間がかかった ②思っていたよりも短時間で融資を受けられた ③他の資金借入とほとんど変わらなかった ④農業信用基金協会の保証に付すよう言われた ⑤担保が不動産ではなかったのがこのようなものかと思つた ⑥その他	1	審査対象外		1
9. 畜産ABLの利用には、不動産等の担保と関係がありましたか(既に担保に出している等)。	①既に不動産等は担保に提供しており、新たに提供する不動産がなかった ②提供する不動産はあったが牛等の生物を提供する方法があると云われたため ③その他	1	1	1	1
10. 提供している担保は牛・豚等生物だけですか。畜舎等も担保に取られていますか。	①牛・豚等生物のみである ②牛・豚等生物のほか畜舎等も担保提供している ③牛・豚等生物、畜舎等の他、売掛債権も担保提供している ④その他	1	1	1	1

1 1. モニタリングについて (報告事項・内容、報告回数、 実地確認対応等について)具体的 に教えてください。 (1) モニタリングの内容	①関係書類等報告 (頻度)				
	○経営面				
	・決算書確認	年1回	年1回	年1回	3ヵ月1回
	・資金繰り	3ヵ月1回	3ヵ月1回	年1回	3ヵ月1回
	・負債の増減	3ヵ月1回		年1回	3ヵ月1回
	・販売成績	3ヵ月1回	3ヵ月1回	年1回	3ヵ月1回
	・その他				
	○飼養面				
	・頭数増減	3ヵ月1回	3ヵ月1回	年1回	1ヵ月1回
	・異常の有無	3ヵ月1回	3ヵ月1回		1ヵ月1回
	・飼養状況	3ヵ月1回	3ヵ月1回		1ヵ月1回
	・繁殖成績	3ヵ月1回	3ヵ月1回		1ヵ月1回
	・肥育成績				
	・その他				
	現地調査 (頻度)				
	○経営面				
	・決算書確認	年1回	年1回	年1回	3ヵ月1回
	・資金繰り	3ヵ月1回	随時	年1回	3ヵ月1回
	・負債の増減	3ヵ月1回	随時	随時	3ヵ月1回
	・販売成績	3ヵ月1回	随時	随時	3ヵ月1回
・その他					
○飼養面					
・頭数増減	3ヵ月1回	6ヵ月1回	6ヵ月1回	1ヵ月1回	
・異常の有無	3ヵ月1回	随時	随時	1ヵ月1回	
・飼養状況	3ヵ月1回	随時	随時	1ヵ月1回	
・繁殖成績	3ヵ月1回	随時	随時	1ヵ月1回	
・肥育成績				1ヵ月1回	
・その他					
(2) モニタリングの実施機関					
①関係書類等の報告先について	1) 融資機関	1	1	1	1
	2) 融資機関以外 (具体的に)				
②現地調査対応等について 実地確認に来るのは	1) 融資機関担当者のみである	1	1	1	1
	2) 融資機関担当者以外 (例えばモニタリング委託(依頼)者)のみである				
	3) 融資機関担当者及び融資機関担当者以外 (例えばモニタリング委託(依頼)者)				
1 2. モニタリング後の結果等の フィードバックについて					
①モニタリング後の結果等の フィードバックが	ある	1	1	1	1
	ない				
②モニタリングの際、課題点が あれば	・課題点もフィードバックされる	1	1	1	
	・課題点はフィードバックされない				
③フィードバック結果に基づく 指導について					
i 経営面への指導	ある	1	1	1	1
	ない				
ii 飼養面への指導	ある	1	1	1	1
	ない				
④指導による経営改善状況について					
i 経営状況	改善した	1	1	1	1
	改善していない				
ii 飼養状況	改善した	1	1	1	1
	改善していない				
⑤④で経営が改善したと回答の あったことについて、どう改善 しましたか。(複数回答)	・資金繰りが良くなった	1		1	
	・収益が増加した			1	
i 経営面	・負債額が減少した				
	・販売収入が増加した		1		
	・その他 (具体的に)				
	○上記の経営改善のための取組 について具体的に教えてください。				以前に比べ数値管理が適 正化された
ii 飼養面	・適正な飼養規模となった				1
	・技術面が改善された	1	1		1
	・飼養環境が改善した			1	1
	・その他 (具体的に)				
	○上記の経営改善のための取組 について具体的に教えてください。				
1 3. 畜産ABLを利用して良かった 点はなんですか。		1			
	①これまでは担保の関係で借り られなかったものが借りられた ことにより、規模拡大や所得の 増大につながった				

	②不動産等の担保余力がなくても借入れできる等、安定した資金調達が可能となった		1	1	1
	③現状を常にモニタリング(経営の数値化)してもらうことで、資金が必要な時期にスムーズな借入れが可能となった				
	④経営状況を自ら把握できるようになり、経営の見直し等に役立っている				
	⑤経営状況の変動を早期に把握できるため、関係者への相談を早めに行うことが可能となった				
	⑥その他				
14. 畜産ABLを利用して不自由に感じている点	①報告事項が多い				
	②報告回数が多い				
	③現地調査対応が大変である				
	④特に感じていない	1	1	1	1
	⑤その他				
15. 畜産ABLに対する要望事項等がありますか。					

3. 貸付案件について畜産ABL案件として取扱う場合の判断基準等について

貸付案件について、畜産ABL案件として取扱う判断基準を

- ・ 定めている
- ・ 定めていない

(定めている場合、どのような基準か)

4. 畜産ABLの取扱い開始時期

取扱い開始時期 年頃から

5. 畜産ABLを取扱うこととなったきっかけ・経緯等

(きっかけ)

(経緯)

(畜産ABL融資を取り扱うメリット)

1 2. 畜産A B Lの貸付条件等 (貸付金利等他の資金と比較してどうか)

(金利面)
(融資期間面)
(実地確認・モニタリング面)
(報告事項面)
(その他)

1 3. 畜産A B Lの物件担保の内容について(棚卸資産、売掛債権、車両機械設備)

(棚卸資産)
(売掛債権)
(車両機械設備)

(注)主な対象物を聞き取ること

1 4. 家畜など資産によらず債権のみに基づく融資をした事例の有無

家畜など資産によらず債権のみに基づく融資をしたことが
・ある ・ない
(ある場合、何を担保にしましたか)
(例：乳代等)

15. 取得した担保の対抗要件具備について(確定日付のある証書による通知又は承諾、債権(動産)譲渡登記、占有改定など)

いただいたアンケートの回答では、

- ・登記
- ・占有改定
- ・登記又は占有改定

に○をつけていただいております。これは、

- ・融資機関として原則的な対応方針を決めているため
- ・たまたま畜産ABL対象者が法人であったため(登記に○の場合)
- ・たまたま畜産ABL対象者が個人であったため(占有改定に○の場合)
- ・登記をしなくても一般的には問題はないと考えている(占有改定に○の場合)
- ・畜産ABL対象者には個人・法人両方あるが、実績からみて多いほうの割合の方を記した
- ・その他()

16. 畜産ABLの物件担保の取扱い(一般担保として取り扱っているか、いないか等)

○一般担保として取り扱って		・いる	・いない
取り扱っている場合		取り扱っていない場合	
いつ頃からの取扱いか		一般担保として取り扱っていない理由	
<ul style="list-style-type: none"> ・当初から ・()年頃から 			
一般担保として取り扱っている理由		取り扱う場合の課題	

17. モニタリングについて(モニタリングの内容、実施機関、経費負担者等)

(1)モニタリングの内容

① 関係書類等報告

○経営面

- 決算書確認 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- 資金繰り (頻度: 年 回、 カ月 回)
- 負債の増減 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- 販売成績 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- その他 (具体的に)

○飼養面

- 頭数増減 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- 異常の有無 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- 飼養状況 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- 繁殖成績 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- 肥育成績 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- その他 (具体的に)

② 現地調査

○経営面

- 決算書確認 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- 資金繰り (頻度: 年 回、 カ月 回)
- 負債の増減 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- 販売成績 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- その他 (具体的に)

○飼養面

- 頭数増減 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- 異常の有無 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- 飼養状況 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- 繁殖成績 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- 肥育成績 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- その他 (具体的に)

(2)モニタリングの実施機関

(3)モニタリングに係る経費負担者 ()

経費の内訳

- 現地訪問実費
- 分析費
- データ利用料等の経費 (負担内容)
- モニタリング委託費
- その他 (具体的に)

つづき

○経営指導・技術指導のスキーム

- ・あり
- ・なし

・指導の構成メンバー ()

○通常のモニタリング以外に指導等を強化することが

- ・ある
- ・ない

・ある場合はどのような時か

18. モニタリング分析結果等の取扱い

○経営面

- ・分析結果を事業者へ
 - ・フィードバックしている
 - ・フィードバックしていない
- ・分析結果のフィードバックにより
 - ・経営改善に結びついている
 - ・経営改善には結びついていない
- ・分析結果を事業者へフィードバックすることについて問題点がある
 - ・ある
 - ・ない

(あるの場合、具体的に)

○飼養面

- ・分析結果を事業者へ
 - ・フィードバックしている
 - ・フィードバックしていない
- ・分析結果のフィードバックにより
 - ・経営改善に結びついている
 - ・経営改善には結びついていない
- ・分析結果を事業者へフィードバックすることについて問題点がある
 - ・ある
 - ・ない

(あるの場合、具体的に)

19. 畜産担保換価処分の実績、畜産担保換価処分時のルールの有無等

<ul style="list-style-type: none"> ・畜産担保換価処分の実績の有無 <ul style="list-style-type: none"> ・ある ・ない ・畜産担保換価処分時のルールの有無 <ul style="list-style-type: none"> ・ある ・ない ・どのような方法で処分し、評価額に対し回収額はどの程度だったか。 ・実際に処分して評価方法等の見直しが必要となったかどうか。

20. 債権不履行（デフォルト）時のためのバックアップスキームについて

バックアップスキームがある	バックアップスキームがない
<p>○債権不履行（デフォルト）事例が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ある ・ない 	<p>○スキームがない理由 (具体的に)</p>
<p>○デフォルト事例がある場合、バックアップスキームに沿った取扱でしたか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はい ・いいえ 	<p>○債権不履行（デフォルト）事例が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ある ・ない
<p>○いいえの場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキームに沿った取扱をしなかった理由 (具体的に) ・どうしたらスキームに沿った取扱ができると考えますか 	<p>○デフォルト事例がある場合、どのような方法で換価処分が行われましたか (具体的に)</p>
<p>○現在のバックアップスキームに課題等がありますか。ある場合、具体的に課題等と対応策について教えてください。 ()</p>	<p>○債権不履行（デフォルト）時に備え、課題等や対応策はありますか。 (具体的に)</p>

2 1. 動産担保・売掛金担保等の債権担保が棄損した場合について

○ 動産担保・売掛金担保等の債権担保が棄損した場合の担保権執行ルールなどの基準がありますか	
棄損した場合の基準がある	棄損した場合の基準がない
○ 具体的基準の内容 (具体的に)	○ 棄損した場合の取扱いはどのように処理されていますか (具体的に)

2 2. 経営正常化に向けた取組みについて

(1) 貴金融機関における畜産経営の融資先へのモニタリング等により経営悪化等を把握した場合のフォローアップ体制等について教えてください。

○ 経営悪化等を把握した場合の指導等を強化する基準があれば教えてください。 ・ある ・ない	
○ ある場合は具体的な基準を教えてください。 []	
○ 経営悪化等を把握した場合の具体的なフォローアップ体制と取組みを教えてください。 []	
○ ない場合、経営悪化等を把握した場合の対応について教えてください。 []	

(2) 経営悪化等を把握した場合のフォローアップにより、債務不履行（デフォルト）前に経営が正常化した成功事例を教えてください。

例1	事例2
○ 畜産経営の形態 ①酪農、②肉用牛、③養豚 ④その他の (具体的に)	○ 畜産経営の形態 ①酪農、②肉用牛、③養豚 ④その他 (具体的)
○ 正常化への取組が必要と判断したきっかけ (理由) (例：経営主の病気、技術不足、規模拡大、家畜の疾病など)	○ 正常化への取組が必要と判断したきっかけ (理由) (例：経営主の病気、技術不足、規模拡大、家畜の疾病など)
つづき	つづき

<p>○指導助言の内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導助言の内容 ・実施機関 ・頻度 年／月 回以上 <p>○ 経営改善の状況</p> <p>○ 経営が正常化した要因</p>	<p>○指導助言の内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導助言の内容 ・実施機関 ・頻度 年／月 回以上 <p>○ 経営改善の状況</p> <p>○ 経営が正常化した要因</p>
---	---

23. 畜産ABLによる融資手法の今後の予想について

「畜産 ABL 融資」に関する調査内容等

II 畜産 ABL 利用者

資金利用者名 _____
調査実施日 令和 年 月 日
調査者氏名 _____
金融機関随行者 _____

1. 現在の経営概況等を教えてください。

①経営概況

- ・経営方針
- ・近年の経営状況(売上高(販売高)、年間出荷頭数、収支の状況等)

②経営規模・飼養規模

(乳用牛 頭)
(肉用牛 繁殖牛 頭、肥育牛 頭)
(養 豚 頭)
(その他 頭)
(牧草地 ha)

③従事者数等

人(内訳についても確認することが望ましい)

2. 現在、畜産経営のために必要な資金等はどのように調達されていますか。

- ①融資機関から借り入れている(・農協 ・銀行 ・信用金庫 ・信用組合 ・政策金融公庫
・その他())
- ②営農ローンのような貸越制度を利用
- ③農協の購買事業・預託制度を利用
- ④飼料会社を利用
- ⑤リース会社等を利用
- ⑥その他

3. 畜産 ABL に取組む(借入れる)までに融資機関に担保を提供していましたか。

- ①住宅等を担保提供していた
- ②畜舎、草地等を担保提供していた
- ③家畜等の動産担保以外はほぼ担保提供していた
- ④家畜等も含めほぼ担保提供しており、これ以上担保提供するものがなかった
- ⑤これまで特に担保提供は求められていない
- ⑥その他()

4. 調達された借入金額及び資金使途を教えてください。

- ①資金使途
- ②借入金額

5. 畜産 ABL という融資手法があることをどのようにして知りましたか。
- ①金融機関から聞いたことがあった
 - ②地域の畜産経営者仲間からの情報
 - ③畜産協会や飼料会社等から聞いたことがあった
 - ④ネットや情報誌等を通じて知っていた
 - ⑤リーフレット等を見たことがある
 - ⑥その他()
6. 畜産 ABL という融資手法を利用するようになったきっかけは何ですか。
- ①自ら ABL を利用したいと申し込んだ
 - ②借入相談に行ったときに金融機関から勧められた
 - ③地域の畜産経営者仲間から勧められた
 - ④畜産協会や飼料会社等から勧められた
 - ⑤その他()
7. 畜産 ABL を借り入れるまでにどれくらいの期間がかかりましたか。
- | | | |
|-------------|---|------|
| 相談～借入申込みまで | 約 | 日間程度 |
| 申込みから貸付決定まで | 約 | 日間程度 |
8. 融資決定までの貸付審査は他の資金と比べどうでしたか。
- ①思ったよりも審査に時間がかかった
 - ②思っていたよりも短時間で融資を受けられた
 - ③他の資金借入とほとんど変わらなかった
 - ④農業信用基金協会の保証に付すよう言われた
 - ⑤担保が不動産ではなかったのでこのようなものかなと思った
 - ⑥その他
9. 畜産 ABL の利用には、不動産等の担保と関係がありましたか(既に担保に出している等)。
- ①既に不動産等は担保に提供しており、新たに提供する不動産がなかった
 - ②提供する不動産はあったが牛等の生物を提供する方法があると言われたため
 - ③その他
10. 提供している担保は牛・豚等生物だけですか。畜舎等も担保に取られていますか。
(また、畜舎等の他に売掛債権も担保にというような話も聞きますか)
- ①牛・豚等生物のみである
 - ②牛・豚等生物のほか畜舎等も担保提供している
 - ③牛・豚等生物、畜舎等の他、売掛債権も担保提供している
 - ④その他

1 1. モニタリングについて(報告事項・内容、報告回数、実地確認対応等について)具体的に教えてください。

関係書類の報告先、実地確認には融資機関の担当者が来られるのですか。それとも、融資機関以外の方が来られますか。

(1)モニタリングの内容

① 関係書類等報告

○経営面

- 決算書確認 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- 資金繰り (頻度: 年 回、 カ月 回)
- 負債の増減 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- 販売成績 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- その他 (具体的に)

○飼養面

- 頭数増減 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- 異常の有無 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- 飼養状況 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- 繁殖成績 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- 肥育成績 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- その他 (具体的に)

② 現地調査

○経営面

- 決算書確認 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- 資金繰り (頻度: 年 回、 カ月 回)
- 負債の増減 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- 販売成績 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- その他 (具体的に)

○飼養面

- 頭数増減 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- 異常の有無 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- 飼養状況 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- 繁殖成績 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- 肥育成績 (頻度: 年 回、 カ月 回)
- その他 (具体的に)

(2)モニタリングの実施機関

①関係書類等の報告先について

- 1) 融資機関
- 2) 融資機関以外 (具体的に)

②現地調査対応等について

実地確認に来るのは

- 1) 融資機関担当者のみである
- 2) 融資機関担当者以外(例えばモニタリング委託(依頼)者のみである
- 3) 融資機関担当者及び融資機関担当者以外(例えばモニタリング委託(依頼)者

畜産経営者が経営中止した場合等における家畜の処分事例等調査内容
(債務不履行(デフォルト)時等における対応調査)

金融機関名 _____
 所属部署名 _____
 回答日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
 回答者 _____
 電話番号 _____
 メールアドレス _____

貴金融機関における融資状況及び債務不履行(デフォルト)実態について教えてください。

I 貴金融機関の融資状況について

1. 融資実績

令和5年度末(若しくは令和5年12月末)実績(期末残高)
(令和 ____ 年 ____ 月末時点)

- ① 全体 件 百万円
- ② うち農業経営向け 件 百万円
- ③ うち畜産経営向け 件 百万円

2. 畜産経営向けの融資実績の内訳(件数ベースでお答えください。)

- ① 個人・法人別シェア
個人 ____ 割 法人 ____ 割
- ② 経営形態別シェア

{	酪農	割、	肉用牛	割、	養豚	割、	養鶏	割、
	その他畜種	割						

II 貴金融機関の債務不履行(デフォルト)状況について

1. 貴金融機関における畜産経営の債務不履行(デフォルト)の状況

① 発生状況

	令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度	
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
畜産経営										
うち畜産 ABL										

Ⅲ 債務不履行（デフォルト）事例について

貴金融機関における畜産経営の債務不履行（デフォルト）案件の事例についてご回答ください。
 （可能であれば複数の異なる態様の事例をお願いします。）

1. 経営形態等

債務不履行（デフォルト）に陥った者の経営形態等を教えてください。

債務不履行（デフォルト）事例 1	債務不履行（デフォルト）事例 2
<p>○法人経営・個人経営の別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人経営 ・個人経営 <p>(法人経営の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者 人 <p>(個人経営の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族構成等 人 (うち畜産従事者 人) <p>(融資残高(可能であれば))</p>	<p>○法人経営・個人経営の別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人経営 ・個人経営 <p>(法人経営の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者 人 <p>(個人経営の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族構成等 人 (うち畜産従事者 人) <p>(融資残高(可能であれば))</p>
<p>○畜産経営の形態</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 酪農 ② 肉用牛 ③ 養豚 ④ その他(具体的に:) 	<p>○畜産経営の形態</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 酪農 ② 肉用牛 ③ 養豚 ④ その他(具体的に:)
<p>○平常時飼養頭数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳牛 頭 ・繁殖牛 頭 ・肥育牛 頭 ・母豚 頭 ・その他(具体的に) <p>○債務不履行(デフォルト)発生時飼養頭数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳牛 頭 ・繁殖牛 頭 ・肥育牛 頭 ・母豚 頭 ・その他(具体的に) 	<p>○平常時飼養頭数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳牛 頭 ・繁殖牛 頭 ・肥育牛 頭 ・母豚 頭 ・その他(具体的に) <p>○債務不履行(デフォルト)発生時飼養頭数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳牛 頭 ・繁殖牛 頭 ・肥育牛 頭 ・母豚 頭 ・その他(具体的に)

2. Ⅲ—1. で回答のあった事例1及び事例2の債務不履行(デフォルト)先に対する融資内容等について
(以下、Ⅲ—10. までは同じ事例についてお答えください。)

事例 1	事例 2
① 融資残高のほとんどは自行の融資分 ② 融資残高のほとんどは他の金融機関の融資分 ③ 自行と他の融資機関との協調融資分がある	① 融資残高のほとんどは自行の融資分 ② 融資残高のほとんどは他の金融機関の融資分 ③ 自行と他の融資機関との協調融資分がある

3. 事例1及び事例2の債務不履行(デフォルト)先に対する担保・保証人・債務保証の状況等について

事例 1	事例 2
○債務不履行(デフォルト)者に対する担保・保証人・債務保証の状況等 ① 担保を取っていた (具体的な担保：) ② 保証人を取っていた ③ 基金協会の債務保証に付されていた (・全額保証 ・一部保証) ④ 保全措置には付されていなかった (具体的に (付されていなかった理由等))	○債務不履行(デフォルト)者に対する担保・保証人・債務保証の状況等 ① 担保を取っていた (具体的な担保：) ② 保証人を取っていた ③ 基金協会の債務保証に付されていた (・全額保証 ・一部保証) ④ 保全措置には付されていなかった (具体的に (付されていなかった理由等))

4. 事例1及び事例2が債務不履行(デフォルト)に至った要因等

主な要因等 事例 1	主な要因等 事例 2
① 顧客(借入者)の放漫経営等による ② 顧客(借入者)又は家族が病気(死亡)等になったことによる ③ 災害被害の影響による ④ 家畜の疾病等の発生の影響による ⑤ 畜産環境の変化(飼料高騰等)による ⑥ 新型コロナウイルスの影響による ⑦ その他(具体的に)	① 顧客(借入者)の放漫経営等による ② 顧客(借入者)又は家族が病気(死亡)等になったことによる ③ 災害被害の影響による ④ 家畜の疾病等の発生の影響による ⑤ 畜産環境の変化(飼料高騰等)による ⑥ 新型コロナウイルスの影響による ⑦ その他(具体的に)

5. 事例1及び事例2が債務不履行(デフォルト)となった、或はなりそうだという情報はどのようにして把握しましたか。

事例 1	事例 2
① 本人からの報告(申し出) ② 近隣の噂 ③ 関係者(畜産協会、飼料会社、獣医師等)からの情報 ④ 保証会社等からの情報 ⑤ その他(具体的に)	① 本人からの報告(申し出) ② 近隣の噂 ③ 関係者(畜産協会、飼料会社、獣医師等)からの情報 ④ 保証会社等からの情報 ⑤ その他(具体的に)

6. 事例1及び事例2の債務不履行(デフォルト)先に対して実施していたモニタリングについて
 (1) 正常時(経営悪化等を把握する前)

事例 1	事例 2
○モニタリングの内容 ① 関係書類等報告 ○経営面 <input type="checkbox"/> 決算書確認 (頻度: 年 回、カ月 回) <input type="checkbox"/> 資金繰り (頻度: 年 回、カ月 回) <input type="checkbox"/> 負債の増減 (頻度: 年 回、カ月 回) <input type="checkbox"/> 販売成績 (頻度: 年 回、カ月 回) <input type="checkbox"/> その他(具体的に) ○飼養面 <input type="checkbox"/> 頭数増減 (頻度: 年 回 カ月 回) <input type="checkbox"/> 異常の有無 (頻度: 年 回、カ月 回) <input type="checkbox"/> 飼養状況 (頻度: 年 回、カ月 回) <input type="checkbox"/> 繁殖成績 (頻度: 年 回、カ月 回) <input type="checkbox"/> 肥育成績 (頻度: 年 回、カ月 回) <input type="checkbox"/> その他(具体的に) ② 現地調査 ○経営面 <input type="checkbox"/> 決算書確認 (頻度: 年 回、カ月 回) <input type="checkbox"/> 資金繰り (頻度: 年 回、カ月 回) <input type="checkbox"/> 負債の増減 (頻度: 年 回、カ月 回) <input type="checkbox"/> 販売成績 (頻度: 年 回、カ月 回) <input type="checkbox"/> その他(具体的に) つづき	○モニタリングの内容 ① 関係書類等報告 ○経営面 <input type="checkbox"/> 決算書確認 (頻度: 年 回、カ月 回) <input type="checkbox"/> 資金繰り (頻度: 年 回、カ月 回) <input type="checkbox"/> 負債の増減 (頻度: 年 回、カ月 回) <input type="checkbox"/> 販売成績 (頻度: 年 回、カ月 回) <input type="checkbox"/> その他(具体的に) ○飼養面 <input type="checkbox"/> 頭数増減 (頻度: 年 回 カ月 回) <input type="checkbox"/> 異常の有無 (頻度: 年 回、カ月 回) <input type="checkbox"/> 飼養状況 (頻度: 年 回、カ月 回) <input type="checkbox"/> 繁殖成績 (頻度: 年 回、カ月 回) <input type="checkbox"/> 肥育成績 (頻度: 年 回、カ月 回) <input type="checkbox"/> その他(具体的に) ② 現地調査 ○経営面 <input type="checkbox"/> 決算書確認 (頻度: 年 回、カ月 回) <input type="checkbox"/> 資金繰り (頻度: 年 回、カ月 回) <input type="checkbox"/> 負債の増減 (頻度: 年 回、カ月 回) <input type="checkbox"/> 販売成績 (頻度: 年 回、カ月 回) <input type="checkbox"/> その他(具体的に) つづき

<p>○飼養面</p> <p><input type="checkbox"/> 頭数増減 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 異常の有無 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 飼養状況 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 繁殖成績 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 肥育成績 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (具体的に)</p> <p>○モニタリングの実施機関</p> <p>○経営指導・技術指導のスキーム</p> <p>・あり ・なし</p> <p>○指導の構成メンバー ()</p>	<p>○飼養面</p> <p><input type="checkbox"/> 頭数増減 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 異常の有無 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 飼養状況 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 繁殖成績 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 肥育成績 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (具体的に)</p> <p>○モニタリングの実施機関</p> <p>○経営指導・技術指導のスキーム</p> <p>・あり ・なし</p> <p>○指導の構成メンバー ()</p>
--	--

(2) 経営悪化等を把握した以降

事例 1	事例 2
<p>○モニタリングの内容</p> <p>① 関係書類等報告</p> <p>○経営面</p> <p><input type="checkbox"/> 決算書確認 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 資金繰り (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 負債の増減 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 販売成績 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (具体的に)</p> <p>○飼養面</p> <p><input type="checkbox"/> 頭数増減 (頻度: 年 回 カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 異常の有無 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 飼養状況 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 繁殖成績 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 肥育成績 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (具体的に)</p> <p>つづき</p>	<p>○モニタリングの内容</p> <p>① 関係書類等報告</p> <p>○経営面</p> <p><input type="checkbox"/> 決算書確認 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 資金繰り (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 負債の増減 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 販売成績 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (具体的に)</p> <p>○飼養面</p> <p><input type="checkbox"/> 頭数増減 (頻度: 年 回 カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 異常の有無 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 飼養状況 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 繁殖成績 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 肥育成績 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (具体的に)</p> <p>つづき</p>

<p>② 現地調査</p> <p>○経営面</p> <p><input type="checkbox"/> 決算書確認 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 資金繰り (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 負債の増減 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 販売成績 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (具体的に)</p> <p>○飼養面</p> <p><input type="checkbox"/> 頭数増減 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 異常の有無 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 飼養状況 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 繁殖成績 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 肥育成績 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (具体的に)</p> <p>○モニタリングの実施機関</p> <p>○経営指導・技術指導のスキーム</p> <p>・あり ・なし</p> <p>○指導の構成メンバー ()</p>	<p>② 現地調査</p> <p>○経営面</p> <p><input type="checkbox"/> 決算書確認 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 資金繰り (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 負債の増減 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 販売成績 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (具体的に)</p> <p>○飼養面</p> <p><input type="checkbox"/> 頭数増減 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 異常の有無 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 飼養状況 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 繁殖成績 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> 肥育成績 (頻度: 年 回、カ月 回)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (具体的に)</p> <p>○モニタリングの実施機関</p> <p>○経営指導・技術指導のスキーム</p> <p>・あり ・なし</p> <p>○指導の構成メンバー ()</p>
--	--

7. 事例1及び事例2の融資先が債務不履行(デフォルト)となった時の対応措置はどのようなことですか。

事例 1	事例 2
<p>① バックアップスキームがあった場合、スキームどおり実施されましたか</p> <p>・実施した ・実施されなかった</p> <p>② 実施されなかった場合、理由を教えてください。</p> <p>③ バックアップスキームがなかった場合、或いはバックアップスキームどおり実施されなかった場合の対応についてご回答ください。</p> <p>つづき</p>	<p>① バックアップスキームがあった場合、スキームどおり実施されましたか</p> <p>・実施した ・実施されなかった</p> <p>② 実施されなかった場合、理由を教えてください。</p> <p>③ バックアップスキームがなかった場合、或いはバックアップスキームどおり実施されなかった場合の対応についてご回答ください。</p> <p>つづき</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・貴金融機関が単独で債務不履行(デフォルト)先と対応策を検討した ・貴金融機関が関係機関(モニタリング委託先、畜産関係組織等)と協議の上で融資先と対応策を検討した <p>(具体的な相手先：)</p> <p>(取った措置等を具体的に)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貴金融機関が単独で債務不履行(デフォルト)先と対応策を検討した ・貴金融機関が関係機関(モニタリング委託先、畜産関係組織等)と協議の上で融資先と対応策を検討した <p>(具体的な相手先：)</p> <p>(取った措置等を具体的に)</p>
--	--

8. 事例1及び事例2に対する関係者等のサポートについて

事例 1	事例 2
<p>(関係者のサポートの有無)</p> <p>① 関係者等のサポートが得られた場合の主なサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分までの飼養代行 (実施者) ・経営継承先の紹介 (紹介者) ・販売先の紹介 (紹介者) ・評価方法 (実施者) ・換価方法 (実施者) ・家畜の処分 (問10へ) ・その他 (実施者) <p>② 関係者等のサポートが得られなかった場合、どのように対応しましたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分までの飼養代行 (実施者) ・経営継承先の紹介 (紹介者) ・販売先の紹介 (紹介者) ・評価方法 (実施者) ・換価方法 (実施者) ・家畜の処分 (問10へ) ・その他 (実施者) 	<p>(関係者のサポートの有無)</p> <p>① 関係者等のサポートが得られた場合の主なサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分までの飼養代行 (実施者) ・経営継承先の紹介 (実施者) ・販売先の紹介 (紹介者) ・評価方法 (実施者) ・換価方法 (実施者) ・家畜の処分 (問10へ) ・その他 (実施者) <p>② 関係者等のサポートが得られなかった場合、どのように対応しましたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分までの飼養代行 (実施者) ・経営継承先の紹介 (紹介者) ・販売先の紹介 (紹介者) ・評価方法 (実施者) ・換価方法 (実施者) ・家畜の処分 (問10へ) ・その他 (実施者)

9. 事例1及び事例2の債務不履行(デフォルト)時の評価方法について教えてください。

事例 1	事例 2
① 帳簿価格 ② 飼養期間・飼養コスト等(素畜費+飼料費)を基に金融機関が設定 ③ 市場価格(同一品種・同一月齢の単価)による ④ 評価専門会社に依頼した評価価格 ⑤ 畜産協会等専門機関に依頼した評価価格 ⑥ その他 () (具体的に)	① 帳簿価格 ② 飼養期間・飼養コスト等(素畜費+飼料費)を基に金融機関が設定 ③ 市場価格(同一品種・同一月齢の単価)による ④ 評価専門会社に依頼した評価価格 ⑤ 畜産協会等専門機関に依頼した評価価格 ⑥ その他 () (具体的に)

10. 事例1及び事例2の家畜の処分時の換価方法を教えてください。

事例 1	事例 2
① 家畜市場販売 ② 入札 ③ 同業他社との交渉 ④ 同業他社の言い値 ⑤ 経営継承先へ生きたまま売却 ⑥ その他 () (具体的に)	① 家畜市場販売 ② 入札 ③ 同業他社との交渉 ④ 同業他社の言い値 ⑤ 経営継承先へ生きたまま売却 ⑥ その他 () (具体的に)
○誰が処分方法を考えましたか ① 経営者本人 ② 金融機関 ③ 経営者が参加している部会(畜産部会)等 ④ 県酪農業協同組合 ⑤ 全国農業協同組合連合会 ⑥ 家畜商組合 ⑦ 獣医師等 ⑧ 飼料会社 ⑨ その他 () (具体的に)	○誰が処分方法を考えましたか ① 経営者本人 ② 金融機関 ③ 経営者が参加している部会(畜産部会)等 ④ 県酪農業協同組合 ⑤ 全国農業協同組合連合会 ⑥ 家畜商組合 ⑦ 獣医師等 ⑧ 飼料会社 ⑨ その他 () (具体的に)

11. 債務不履行(デフォルト)から処分終了までにどれ位の期間がかかりましたか。

事例 1	事例 2
① 1週間程度 ② 半月程度 ③ 1ヶ月程度 ④ 2～3ヶ月程度 ⑤ 半年程度 ⑥ 半年から1年 ⑦ 1年以上(まだ終了していないを含む) (具体的に)	① 1週間程度 ② 半月程度 ③ 1ヶ月程度 ④ 2～3ヶ月程度 ⑤ 半年程度 ⑥ 半年から1年 ⑦ 1年以上(まだ終了していないを含む) (具体的に)

12. 家畜処分時における課題等

事例 1	事例 2
○家畜の処分に際し課題はありましたか ある ない (あるの場合、課題の内容)	○家畜の処分に際し問題はありましたか ある ない (あるの場合、課題の内容)

IV 経営正常化に向けた取組みについて

1. 貴金融機関における畜産経営の融資先へのモニタリング等により経営悪化等を把握した場合のフォローアップ体制等について教えてください。

<p>○ 経営悪化等を把握した場合の指導等を強化する基準があれば教えてください。 ・ある ・ない</p> <p>○ ある場合は具体的な基準を教えてください。</p> <p>○ 経営悪化等を把握した場合の具体的なフォローアップ体制と取組みを教えてください。</p> <p>○ ない場合、経営悪化等を把握した場合の対応について教えてください。</p>

公益社団法人 中央畜産会

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号
第2ディーアイシービル9階
TEL. 03 (6206) 0833